

平成25年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

平成25年6月 7日（開会）

平成25年6月28日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十五年第二回定例会会議録

(平成二十五年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 7 日) (金曜日)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告 (平成 24 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について)	6
1. 議案第 46 号・議案第 47 号 一括上程	7
説明、質疑	
議案第 46 号・議案第 47 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 48 号 上程	9
説明、質疑	
議案第 48 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 49 号 上程	10
議案第 49 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 50 号 上程	14
説明、質疑	
議案第 50 号 産業厚生委員会付託	
1. 陳情第 16 号～陳情第 18 号 一括上程	15
総務文教委員会付託	
1. 桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会・錦江湾横断道路 (鹿児島・桜島間) 調査特別委員会の選任	15
1. 各特別委員会正・副委員長互選結果報告	16
1. 日程報告	16
1. 散 会	16

第 2 号 (6 月 18 日) (火曜日)

1. 開 議	18
1. 議案第 51 号 上程	18
説明、質疑	
議案第 51 号 総務文教委員会付託	
1. 一般質問	21
川越信男議員	22
防災対策について	
(1) 市の防災対策は	

- (2) 学校等の防災対策は
- (3) 自主防災組織の現在の組織率は、また、自主防災組織の在り方及び役割は
- (4) 災害弱者対策は

ふるさと納税について

- (1) ふるさと納税をしたくなるような事業の使い道の考えは
- (2) 寄附金の控除はどの程度か
- (3) 納税、Uターン及び定住への思いの見解は
- (4) 5年経過し、現状及び今後の取組への見解は

有害鳥獣被害対策について

- (1) 新規事業の概要は
- (2) 平成24年度の被害状況と捕獲数は
- (3) 有害鳥獣駆除員の高齢化対策は
- (4) 狩猟補助金の見直しについて

公共事業について

- (1) 地域の元気臨時交付金の今後の対応は
- (2) 最低制限価格の事後公表の考えについて
- (3) 舗装工事の指名の考え方は
- (4) 降灰除去事業の指名について

堀内貴志議員..... 29

人口減少対策プログラムについて

- (1) 人口減少対策プログラムの内容について
- (2) 「定住に関するニーズを把握しながら本市の地理的特性や地域資源を生かしたまちづくり」とは
- (3) 「成果重視のプロジェクトの推進」について
- (4) 職員からの提案制度を創設することについて

垂水市の温泉事業の活性化について

- (1) 垂水市の温泉事業活性化の取組について
- (2) 「海潟温泉再生会」の活動について、どのように理解しているか。また、行政として支援する手立てはないのか。
- (3) 徴収した入湯税について、温泉事業に特化して利用できないか。

垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例について

- (1) 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成の時期について
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の措置について

北方貞明議員..... 39

旧し尿処理場跡地について

- (1) 利用計画は

新港漁船だまりについて

(1) 整備について要望していたが、進捗状況について 災害時の生活用水について	
(1) 井戸水の活用について	
川畑三郎議員.....	46
水産業振興について	
(1) 養殖事業を主とする援助は	
(2) 起業支援事業について	
中山間地域総合整備事業について	
(1) 垂水市の取組は	
道路整備について	
(1) 鉄道跡地について	
池山節夫議員.....	54
市政運営について	
(1) 九電の値上げの影響と対策について	
(2) ウィンドウズXPのサポート終了について	
(3) ふるさと納税について	
(4) 魅力ある観光事業について	
観光振興と6次産業化について	
(5) 図書館の運営について	
(6) 教育長への責任及び権限の一元化について	
学校教育について	
(1) 体力テスト及び学力テストについて	
(2) 週6日制について	
(3) 小学校の英語の正式教科化について	
(4) 学校の防災訓練について	
(5) 給食アレルギーについて	
(6) 学校図書館について	
(7) 就学援助について	
田平輝也議員.....	66
道の駅たるみずについて	
(1) 道の駅たるみずの来客者数は	
(2) 現在までの経営内容について	
国保税率の改定について	
(1) 国民健康保険税率改定説明会の市民の出席者数は	
(2) 改定率について、市民からの意見は	
農水産業への支援対策は	
(1) 本市における水産業への支援対策は	

(2) 農業振興のための本市の取組と内容は	
感王寺耕造議員	74
南萩ヶ峯の林地開発について	
(1) 九州電力の高圧線の路線変更により、ソーラーシステム建設が具体化したと聞いているが、担当課は、認識しているのか。	
(2) 県の指導は	
自主財源確保の対策は	
(1) 所得の捕捉は、充分行っているのか。	
教育委員会の在り方について	
(1) 橋下徹氏率いる大阪維新の会は、教育における政治主導の明確化として、2012年3月に大阪府で「大阪府教育基本条例」、2012年5月に大阪府で「大阪市教育基本条例」を制定した。市長及び教育長の見解は	
(2) 教育長は、平成24年第4回市議会定例会で、「知」「徳」「体」の教育を進めると発言されたが、具体的な中身は	
地籍調査の在り方について	
(1) 調査に入る前の事前準備について	
(2) 赤線、青線の解釈について	
1. 日程報告	87
1. 散 会	87

第3号（6月19日）（水曜日）

1. 開 議	90
1. 一般質問	90
持留良一議員	90

市長の政治姿勢について

- (1) 憲法アンケートに関して（市民への説明責任上から）
 - ア 憲法の何が問題と考えているのか。
 - イ 立憲主義と96条との関係をどのようにとらえているのか。

「交付金」の活用（振替）で一般財源を市民のくらしのための施策に。（政治の責任として直面する課題をどう克服していくか。）

 - (1) 生活保護費を基にしている減免・給付制度の基準変更に伴う支援対策（本市独自に対応しなければならない制度への対策）を、「いのちとくらしをまもる」立場からどのように考えておられるか。
 - ア 市独自の対応が必要な減免・給付制度は
 - イ 3月議会以降どのように議論、検討されたか。
 - (2) 教育の機会均等の保障と教育支援のために、就学援助制度（準保護世帯）対策（生活保護法の改定に関連して対象から外れる可能性を避けるために）の必要性

と制度の充実（子ども貧困対策）について

ア 外れる可能性がある対象者は、どのくらいか。対策はどうなっているのか。

（前号の回答で）

イ 「PTA会費」「生徒会費」「クラブ活動費」を加え、教育の機会均等の保障と教育支援の充実を

(3) 急激な円安対策について

ア 水産業の実態の把握は

イ 国の支援策の動向と市独自の支援策の必要性は

ウ 円安に伴う漁価への影響と問題点について

年少扶養控除の廃止等に伴う財政の増収分について

(1) 用途について、国の見解はどのように示されているか。

(2) 本市の考え方は

(3) 廃止等に伴う増収は、どのくらいか。

(4) 子ども医療費制度の支援策の充実を

ア 自己負担の県内の動向は

イ 本市でも自己負担額の増減を（限りなくゼロに）

建設労働者の賃上げにつながる実効のある施策を

(1) 建設労働者、職人の労務費の算定根拠になる設計労務単価問題について

ア この間の動向（5年間の推移）と特徴は

イ 本年度の引上げの内容について

(2) 実効ある施策の必要性について

ア 県の「指導文書」の内容は（要約して）

イ 市としての対応は

ウ 確実に賃金を上げる仕組みづくりを市としても検討する必要があるが、考えは（労働者の暮らしの保障と地域経済の活性化のためにも）

エ 建設労働者の労働条件の抜本的な改善のために、公共事業に従事する労働者の最低賃金を取り決め、元請けの受注者のその順守を義務付けることを内容とした「公契約条例」の制定の必要性を改めて問う。その後の議論・研究、そして方向性及び具体化は

重度心身障害者医療制度について

(1) 現物給付問題について

ア 全国の状況、県の動向はどうなっているか。

イ 現物給付制度への課題と可能性について

ウ 実態等を考慮して、県へ要望していく考え及び方針は

(2) 助成金の申請問題について

ア 申請は、どのような状況か。市の対策は

イ 申請窓口の「改善」の必要性はないか。

堀添國尚議員	103
財政調整基金等の推移について	
(1) 市長就任前と就任後どようになったか。	
牛根麓、海潟間の林道について	
(1) 開通は、何年頃か。	
(2) 雨水対策は	
(3) 今後、周辺山林への支線開設の計画は	
市道、農道、河川及び公園の保守管理について	
(1) 盆前、農繁期、雨期及び夏休みの取組	
川尻達志議員.....	111
行革について	
(1) 出勤簿について	
(2) 参事職について	
土地開発公社について	
(1) 現状と今後の見通しについて	
脇田、市木線の経過について	
徳留邦治議員.....	119
職員の給与減額について	
(1) 職員組合との交渉（他市町村の動向）について	
(2) 何%カットなのか。	
(3) わたりについて	
振興会の要望状況について	
(1) 昨年度の実績と件数について	
鉄道跡地の転換交付金について	
(1) 今後の活用計画について	
耕作放棄地について	
(1) 現状把握について	
(2) 今後の対策について	
大菌藤幸議員.....	125
産科医の確保に向けて（大隅はひとつ）	
人口減対策の具現化について	
1. 日程報告	129
1. 散 会	129
<hr/>	
第4号（6月28日）（金曜日）	
1. 開 議	132
1. 議案第46号～議案第51号、陳情第16号～陳情第18号 一括上程	132

委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第46号～議案第50号（原案可決）	
議案第51号（原案可決）	
陳情第16号（採択）	
陳情第17号（趣旨採択）	
陳情第18号（採択）	
1. 議案第52号 上程	135
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第52号（原案可決）	
1. 意見書案第13号 上程	138
質疑、表決	
意見書案第13号（原案可決）	
1. 意見書案第14号 上程	139
質疑、表決	
意見書案第14号（原案可決）	
1. 議案第53号・議案第54号 一括上程	140
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 閉 会	141

平成25年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6・7	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
6・8	土	休 会	
6・9	日	〃	
6・10	月	〃	
6・11	火	〃	(質問通告期限：正午)
6・12	水	〃	
6・13	木	〃	
6・14	金	〃	
6・15	土	〃	
6・16	日	〃	
6・17	月	〃	
6・18	火	本会議	一般質問
6・19	水	本会議	一般質問
6・20	木	休会	
6・21	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6・22	土	〃	
6・23	日	〃	
6・24	月	〃 委員会	総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6・25	火	〃	
6・26	水	〃	
6・27	木	〃 委員会	議会運営委員会
6・28	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
議案第46号	垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例	案
議案第47号	垂水市税条例の一部を改正する条例	案
議案第48号	高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約について	
議案第49号	平成25年度垂水市一般会計補正予算(第1号)	案
議案第50号	平成25年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号)	案
議案第51号	垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例	案
議案第52号	平成25年度垂水市一般会計補正予算(第2号)	案
議案第53号	平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第54号	平成24年度垂水市病院事業会計決算の認定について	
意見書案第13号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書	案
意見書案第14号	国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書	案

陳 情

陳情第16号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2014年度政府予算に係る要請について
陳情第17号	年金引き下げに対する陳情について
陳情第18号	国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書提出の陳情について

平成 25 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 25 年 6 月 7 日

本会議第1号(6月7日)(金曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫睦男	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年 6 月 7 日 午前10時開会

△開 会

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（森 正勝）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（森 正勝）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川越信男議員、篠原静則議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（森 正勝）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る6月3日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月28日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月28日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（森 正勝）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成24年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成25年度の事業計画書及び予算書の提出がありました

ので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成25年1月分、2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告並びに平成24年度指定管理者の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

去る5月22日、東京都の日比谷公会堂において、第89回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市市議会から池之上誠議員、堀添國尚議員及び田平輝也議員が在職10年以上の一般表彰を、徳留邦治議員が在職25年以上の特別表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆様方はしばらくお残りください。

以上で、議長の報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅也）皆さん、おはようございます。

3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

まず、安心・安全な垂水のまちづくりといたしまして、5月11日に旧牛根中学校を中心とした会場で垂水市総合防災訓練を実施いたしました。

災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づき、豪雨・土砂災害発生時に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、住民の避難訓練や水防訓練など、また、災害応急対策等が迅速かつ適切に行われるよう防災体制の実効性について検証・確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図ることを目的に、陸上及び海上自衛隊、警察、消防団、中央病院、地区住民等を含め約700名の参加をいただき、大規模な訓練を行うことができました。

過去の災害を教訓としまして早目の避難を心

かけ、人的災害ゼロが継続できるよう、危機管理対策室を中心にさらなる防災体制の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

観光振興の観点から、4月末からの大型連休における主な観光事業、観光拠点の集客数などの報告をいたします。

まず、高峠のつつじ祭りについては、開花時期が早く、4月の末には満開が過ぎてしまいましたが、4月27日から5月6日の間で約9,000人の来園者があり、大野地区の皆さんと連携しながら、茶店の出店や公園内のウオークラリー事業等を実施いたしました。

5月3日、4日には、垂水市漁協が開催しましたカンパチ祭に2日間で約1万人の来場者があり、カンパチのつかみ取り、一本釣り、餌やり体験等にあわせて、加工品の販売等で約500万円の売り上げもあり、大変にぎわいました。

次に、道の駅たるみずにおいては、4月27日から5月6日までの間の来館者数は約6万人、売り上げにおいても約3,700万円、前年度比106.7%との報告を受けております。

また、森の駅たるみずにおいては、宿泊及びピザやバームクーヘンづくり、そば打ちなどのさまざまな日帰り体験を計画し、来館者数は約3,000人ございました。

なお、高峠、森の駅たるみず、道の駅たるみずの3カ所においては、各観光施設を結ぶスタンプラリーを期間内に実施いたしました。

次に、昨年度から開催しております鹿児島実業高校主催、垂水市共催のジュニオールスーパーサッカー大会についてですが、5月2日から5日まで開催をいたしました。

関西方面及び九州各県からトップレベルの13チームが参加し、市内の各グラウンドで熱戦が展開されました。また、市内の宿泊施設は全て満室の状態、今回も非常ににぎわいました。単純な宿泊等の経済効果だけでも約1,000万円程

度、今後、継続的实施のためには、グラウンド整備等の対策が求められております。

このように、ゴールデンウィーク期間中は一般的に天候にも恵まれ、佐多岬やかのやばら園効果もあり、観光交流人口の増加につながりました。

次に、教育旅行の受け入れ状況であります。垂水市漁協での餌やり漁業体験及び民泊家庭の受け入れなど、昨年度より多い31件、約4,500人が見込まれております。

民泊家庭の皆様におかれましては、御負担をおかけしていると思っておりますが、どの学校からも温かいおもてなしに高い評価を受けており、民泊家庭の皆様の御協力に感謝しているところでございます。

続きまして、社会教育について御報告申し上げます。

5月17日には、垂水市が生んだ行進曲の父と言われる瀬戸口藤吉翁の業績を顕彰し、音楽文化の発展に寄与するため、「第15回瀬戸口藤吉翁を偲ぶ演奏会」が開催されました。

今回、海上自衛隊佐世保音楽隊の御協力により、鹿児島神社境内の顕彰碑の前で表敬演奏により約200名、夜の演奏会には約750名の市民の皆様の御参加をいただきました。

また、6月1日に開催されました第15回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールにおきましては、県内外より20団体に御参加をいただき、すばらしい熱戦の結果、J.S.B吹奏楽団がグランプリに輝くなど、盛大に開催されたところでございます。

次に、3月議会後の交通死亡事故発生状況及び火災発生状況について御報告いたします。

交通死亡事故発生状況ですが、6月2日、市木ローソン付近の国道220号上で自動二輪車による単独交通事故が発生しております。ことしに入りまして、市内での初めての交通事故であります。

次に、火災発生状況ですが、建物火災が3件発生しております。

4月6日に田神において住宅1棟が部分焼する火災が、5月15日には海潟において住宅・非住家合わせて4棟が全焼及び部分焼けする火災が、また、6月5日には市木において住宅1棟が半焼する火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

4月11日から12日にかけて、平成24年度における特別交付税について、特段の御配慮をいただいた総務省並びに地方自治研究機構・森山衆議院議員事務所などの関係先を訪問して、お礼と今後の御支援をお願いしてまいりました。

5月16日は、大分県大分市において開催されました九州市長会に出席いたしました。九州管内118市の中、110市の参加があり、総会におきまして九州管内の多くの市長と面識を交え、意見交換をさせていただきました。

5月22日には、東京で開催されました全国治水砂防協会総会、翌23日には、安全・安心の道づくりを求める全国大会に参加してまいりました。安全・安心の道づくりを求める全国大会後は、県の関係者の皆様と地元選出国會議員の先生方へ要望活動を行ってまいりました。

5月26日には、関東垂水会に出席してまいりました。本市より伺いました9名を含め、総勢約130名の参加者により、盛大に開催されました。総会では、昨年度、関西地区で初めて委嘱した「たるみず大使」を関東垂水会事務局の御協力により、関東地区のたるみず大使を12名委嘱いたしました。

また、県内一の納税件数を誇るふるさと納税や広報誌の定期購読に関しましてお礼を申し上げます、今後の御協力につきましても重ねてお願いしてまいりました。

地元を離れておられる分、できることは協力したいと話される方が多く、「広報たるみず」

を通じての情報発信を高く評価されると同時に、楽しみにしておられました。短い滞在時間ではございましたが、多くの方々と親睦を深めさせていただきました。

最後になりますが、6月4日から5日にかけて、全国市長会議関連であります理事・評議員合同会議、市長フォーラム、通常総会に出席いたしました。また、全国市長会議の日程に合わせて開催された全国過疎地域自立促進連盟理事会及び環境自治体会議首長意見交換会、そして全国青年市長会意見情報交換会に出席いたしました。

2日間の日程の中で多くの市長と意見交換ができ、非常に有意義なものとなりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（森 正勝）以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（平成24年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

○議長（森 正勝）日程第4、報告を行います。

平成24年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

○財政課長（野妻正美）おはようございます。

平成24年度垂水市一般会計繰越計算書につきまして、御報告いたします。

平成24年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成25年度に繰り越して使用しますことを3月議会の平成24年度補正予算第6号と、さきの5月の臨時議会で補正予算第7号の専決処分の御承認をいただいておりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、配付しております平成24年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰り越しました理由は、主に国の平成24年度の1次補正に伴い予算措置したもので、年度内に工期が十分確保できなかったことにより、やむを得ず繰り越すものでございました。

繰り越しの合計額は5億8,217万4,500円で、経費の内訳は、工事請負費、委託料、事務費等でございます。これに要する財源は、国庫支出金が2億5,024万5,000円、地方債が3億2,271万1,324円、一般財源が921万8,176円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝）以上で日程第4、平成24年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

△議案第46号・議案第47号一括上程

○議長（森 正勝）日程第5、議案第46号及び日程第6、議案第47号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例 案

議案第47号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○保健福祉課長（篠原輝義）おはようございます。

議案第46号垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例案について、御説明を申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成24年5月に公布され、国内で新型インフルエンザ等が発生し、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令されたときは、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとされることに伴い、同法に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、今回新たに条例を制定しようとするものであります。

条例案の主な内容ですが、第1条はこの条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、組織として本部長、副本部長のほか、対策本部に従事する本部員等について定めるものでございます。

第3条は会議のことを、第4条では必要に応じ対策本部に部を置くことができるなどを定めるものでございます。

第5条は委任に関する事項を定めております。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○税務課長（北迫睦男）議案第47号垂水市税条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたところでございます。

平成25年度の地方税制の改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の好循環を実現する等の観点及び社会保障・税一体改革を着実に実施するため、地方税制の改正がされたものでございます。

改正の主なものを申し上げますと、東日本大震災に係る復興支援のための税制上の対応、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、延滞金、還付加算金の利率の引き下げを行うなどの納税環境の整備や税負担軽減措置等の整理合理化等でございます。

また、平成23年度地方税制改正に伴い、寄附金税額控除の対象寄附金の指定をしておりましたが、その後、鹿児島県税条例が改正され、事務の簡素化及び迅速化を図る観点から、指定に関する条文を改正するものでございます。

以上、申し上げましたことにより、垂水市税条例の一部を改正するものでございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。

改正する箇所をアンダーラインでお示しております。

まず、1ページの第34条の7の寄附金税額控除の改正は、先ほど申し上げました寄附金控除の対象寄附金について、10ページの別表に掲げておりますとおり、本市独自に指定しておりましたが、今回、鹿児島県税条例において、県知事が指定したものと改正されたために、本市も県の取り扱いと同様にするため改正するものでございます。

2ページの54条第5項及び3ページの131条第4項は、土地区画整理事業及び土地改良事業に関して、独立行政法人森林総合研究所が所有し、農用地総合整備事業の用に供する固定資産税及び特別土地保有税については、平成20年度から平成24年度まで非課税とされておりましたが、同法人が所有するものがなく、本非課税措置を廃止するものでございます。

次に、4ページの附則第3条の2でございますが、延滞金及び還付加算金の割合は、近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しが行われることにあわせ、同様の見直しを行うこととされたもので、市条例に規定する延滞金について、年14.6%の割合は特例基準割合に7.3%を加算した割合に、年7.3%の割合は特例基準割合に1%を加算した割合へとそれぞれ引き下げることにしたものでございます。

また、4ページの第3条の2第2項と第4条は法人市民税の納期限の延長があった場合に課される延滞金の特例でございます。

5ページの第7条の3の2につきましては、消費税引き上げに伴う住宅取得対策として、個人住民税において住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長するものでございます。

6ページの第7条の4につきましては、平成25年分の所得税から、東日本大震災の復興財源

となる復興特別所得税が創設されたことに伴い、個人住民税についてふるさと寄附金に係る特例控除額を見直すこととされたもので、所要の読みかえ規定を整備したものでございます。

次に、7ページの第22条の2と9ページの第23条につきましては、東日本大震災に係る復興支援のための税制上の対応でございますが、被災居住用財産の敷地に係る譲渡取得期限の延長と住宅ローン控除の適用の特例を定めたものでございます。

次に、改正附則でございますが、議案書の附則をごらんください。

第1条に施行期日を指定しております。

改正後の垂水市税条例は、公布の日から施行することとしておりますが、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条の第1項及び第2項の規定の施行日を平成26年1月1日とし、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定の施行日を平成27年1月1日とするものでございます。

第2条に延滞金に関する経過措置を規定しております。

第3条に市民税、第4条に固定資産税に関する経過措置として規定しております。

以上で、議案第47号垂水市税条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 新型インフルエンザ等対策本部の条例、これについて1点だけ確認をしておきたいことがありますので、お伺いします。

この条例については、先ほど課長が説明されましたように、昨年5月10日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されて、本年の

4月13日に施行されたということで、その法律第34条の規定によって国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合は、市町村長は直ちに対策本部を設置することが義務づけられた。それに基づいて、法の37条の規定により、この条例をつくりなさいということで、今回条例が制定されるということです。

この新型インフルエンザというのは、皆さんも御存じのとおり大変なウイルスでありまして、これが人から仮に人に感染するようになった場合には、多くの人命が失われるというふうに言われています。そのためにこの法律の6条から8条において、国、都道府県、市町村では行動計画を作成することとされております。

まず、6条で国は政府行動計画を作成し、公表すること。法の7条において都道府県知事は政府行動計画に基づき都道府県行動計画を作成する。法の8条で市町村長は都道府県行動計画に基づき市町村の行動計画を作成するというふうにされています。

ここに、鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画概要版、プリントアウトしてきてあります。鹿児島県は既に作成されておりますが、垂水市のこの行動計画は作成されているのかどうか、これについて1点だけ確認したいと思っております。

○保健福祉課長（篠原輝義）今の御質問ですが、政府の行動計画につきましては、今、パブリックコメントを実施していくという段階でございます。それに基づきまして、都道府県、そして市町村の行動計画を作成するというところでございますが、この市町村の行動計画の作成につきましては、作成基準を国・県の行動計画で示されるということでございますので、これから行動計画の作成ということに入ることになります。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

もう既に県は3月にこうして、24年3月、去

年ですね、ことし25年ですね、去年の3月に行動計画を作成しております。垂水市、これから暑くなる季節ですから、新型インフルエンザもとりにあえず発生はないと思われませんが、寒くなるころにはまた新型インフルエンザが発生する可能性もあります。大体いつごろをめどに作成する予定であるか、その点だけお願いします。

○保健福祉課長（篠原輝義）この行動計画につきましては、国が今度の25年中にパブリックコメントを実施していくという段階ですので、その後、県のほうも作成するというように最終的になりますので、今年度中にということを考えております。

○堀内貴志議員 県は既に作成しております。

寒くなる前に、そのころを見計らって作成していただくことを要望して、終わります。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案2件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号の議案2件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第48号上程

○議長（森 正勝）日程第7、議案第48号高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約についてを議題とします。

説明を求めます。

○消防長（松山 晃）おはようございます。

議案第48号高規格救急自動車・高度救命処置

用資機材購入契約について、御説明申し上げます。

今回、更新します総合本部救急車でございますが、平成11年11月に購入した車でありましたが、14年間の長きにわたり救急業務に貢献してきましたが、最近では老朽化のため故障も多く、今後の救急業務に支障を来さないためにも更新の必要があり、去る5月17日に入札を実施いたしまして、現在、仮契約の締結をさせていただいているところであります。

ただし、契約金額が2,000万円以上につきましては、議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入について、以下説明しますとおり、物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入についてでございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、一金3,097万5,000円、うち消費税147万5,000円でございます。

契約の相手方は、鹿児島市西千石町1-28、鹿児島トヨタ自動車株式会社、代表取締役諏訪秀治でございます。

契約日は、議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（森 正勝）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案第48号については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって議案第48号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第49号上程

○議長（森 正勝）日程第8、議案第49号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美）議案第49号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

今回の補正でございますが、当初予算編成時は、平成24年度の国の補正予算が決定しない中での予算編成をしておりました。その後、国の予算が確定したため、平成24年度第6号補正と二重計上しておりました事業につきまして、今回、整理するものでございます。

また、ほかに防災営農対策事業費補助金、農道整備事業の工事請負費、起業支援型地域雇用創造事業の委託料、水之上小校舎屋根防水工事費等を追加措置しようとするものでございます。それにより、今回、歳入歳出とも2億866万4,000円の減額となり、補正後の予算総額は91億9,933万6,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページをごらんください。

追加でございますが、消防防災施設整備事業につきましては、過疎債から変更し、緊急防災・減災事業債を充当するため、追加するものでご

ございます。

次に、変更でございますが、6ページをごらんください。

漁港漁村整備事業から小学校施設整備事業につきましては、先ほど御説明いたしました平成24年度第6号補正と二重計上しておりました繰り越し事業分の各起債を減額するものでございます。

なお、現年発生補助災害復旧事業につきましては、協和小学校と松ヶ崎小学校の校庭降灰除去工事により起債額がふえたものでございます。

当初予算で御承認いただいておりますそれぞれの事業の借り入れを右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借り入れ総額から繰り越し分を除いて追加分と変更分の合計で7億490万円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

11ページをお開きください。

総務費の1項総務管理費、10目企画費の工事請負費ですが、高峠の太陽光発電パネル設置に係る造成工事分でございます。

12ページをごらんください。

3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍の副本データの管理システムに係るソフトウェアの導入と導入後の保守委託料でございます。

次に、13ページ一番下、衛生費の1項保健衛生費、4目環境衛生費ですが、尾中野集落水道組合の施設改良事業への補助金でございます。

14ページをごらんください。

農林水産業費の1項農業費、7目防災営農対策事業費ですが、国の経済対策による追加事業分や事業計画の拡大による追加の補助金でございます。

次に、15ページにわたりますが、同じく12目農道整備事業費の工事請負費ですが、地域の元氣臨時交付金事業を活用し、牛根国鉄跡地の農

道の舗装工事等で、工期を確保するため、今回計上するものでございます。

次に、3項水産業費、4目漁港建設費ですが、最初に御説明いたしました平成24年度第6号補正で計上していた事業を国の補正予算確定に伴い繰り越し事業としております。そのため、二重計上しておりました県営事業負担金を当初予算分から減額するものでございます。

次に、商工費の1項商工費、2目商工業振興費の委託料ですが、起業支援型地域雇用創造事業としまして、県より13の補助事業を採択いただいております。これは新規事業でございます。県の100%補助でございます。

次に、16ページから一部17ページにわたりますが、土木費の1項土木管理費から6項住宅費までの各項の工事請負費と委託料が減額になっております。これは先ほどの漁港建設費と同じく平成24年度からの繰り越し事業に係るもので、二重計上しておりました分につきまして減額するものでございます。

なお、16ページの一番下の土木費の1目住宅管理費の修繕料ですが、これは市営住宅に係る分でございます。

17ページの一番下の表をごらんください。

教育費の2項小学校費、3目小学校施設整備費は、平成24年度からの繰り越し事業に係る二重計上分の委託料や工事請負費等を減額するものと水之上小校舎の屋根防水工事に係る経費を補正しております。

18ページになりますが、3項中学校費の3目中学校施設整備費の委託料や工事請負費等の減額も平成24年度からの繰り越し事業に係る二重計上分の減額でございます。

次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、スポーツ推進計画を策定するための検討委員会に係る費用や計画書の印刷、研究等への委託料を計上しております。一番下の災害復旧費の3項文教施設災害復旧費、1目学校施設

災害復旧費ですが、協和小学校と松ヶ崎小学校の校庭の降灰除去工事でございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金を充てて収支の均衡を図っているものでございます。

なお、寄附金につきましては、教育費寄附金として、株式会社玄海様より瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールへいただいております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 総務費の中の企画費、工事請負費が2,400万円です。

高峠太陽光発電パネル設置箇所の造成工事とありますが、私はちょっと委員会が違いますので、その内容並びにそういう財源はどこから出てきたのか、詳細がわかれば教えていただきたいと思いますが。

○企画課長（前木場強也）この予算の中身と申しますか、これにつきましては、高峠に建設を計画しておりますメガソーラー発電所の建設に当たり、建設予定地の一部である水路部分の形状について、発電効率を高めるための造成工事を行うものでございます。

本予定地はもともと中央部に水路を形成し、両サイドが高い土手になっており、太陽光発電のパネルを設置するには非常に効率の悪い状況というふうになっておりました。これを業者が造成しますといろいろ制限があるということで、これにつきましては、工事の早期着工、早期完成への支援策として実施するものということで

ございます。

中身につきましては、大体切り土する量は約1万9,800立方メートル、盛り土した表面中央に水路を、また暗渠を整備するものでございます。

以上です。

○池之上 誠議員 その財源というか、そういう手当はどこから来るのか。

○企画課長（前木場強也）財源につきましては、歳入のほうに計上しておるんですが、立地企業納付金ということで全額充当するというふうにしております。

以上です。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○池之上 誠議員 はい。

○持留良一議員 2点ほどお聞きをしたいと思うんですが、1つは、先ほど二重計上の問題で減額になったいわゆる元金臨時交付金の問題についてお聞きをしたいと思うんですけれども、3月議会でもこの活用によって一般財源が生み出されますということを言いました。もう1つは補正予算債、これは100%起債できる非常に有利なものであるということで、今後の財政運営でも非常にこの活用によって有利な点が生まれてくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう点で、1つは結局、このいわゆる交付限度額があるかと思うんですが、一般的に計上の8割ぐらいと言われているんですけれども、そのどのぐらいの額が交付されたのか、その点をお聞きしたいということと。

これは計算されているかどうかわかりませんが、この補正予算債を充当することでその分の一般財源を他のソフトとかハード事業に活用できるわけですが、今年度に元利償還を負担する予定だったことが、一般財源でどれだけやっばり生み出されるかということも結果として出てくるかと思うんですけれども、これはこの時点で調査されているかどうか、そういう計算をされているかどうかわかりませんけ

れども、もし出されていたんだったら出していただきたいということと、もしこの場で不可能であれば、ぜひ委員会のほうでこの分については、その結果を出していただきたいと思います。

1つだけは先ほど言いましたとおり、元気交付金、結果としてどのくらいの額が交付されるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それと2点目は、起業支援型地域雇用創造事業の問題ですけど、13の事業が承認をされたということが言われていましたけれども、この狙いは、御存じのとおり雇用の創出と雇用の受け皿を将来的にも確保していくんだと、そういう意味で10年未満の企業だとか、NPO等に委託先を決めて決定をしていくということだったんですけど、これまでもいろいろ企業にかかわる問題で雇用を創出する事業は幾らかの間あったと思うんですよ。そういう点での総括と、なおかつ、今回この13の事業というのは、こういう形でいくと、雇用の創出等含めてその目的はあるわけですけども、どのくらいの雇用というのをこの時点で考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○財政課長（野妻正美） 最初の御質問の地域の元気臨時交付金につきましてお答えいたします。

平成25年5月27日に地域の元気臨時交付金の第1次分の交付限度額が決定しております。その通知がありまして、本市は2億6,246万8,000円となっております。ただ、今回盛り込まれなかった事業分につきましては、農林水産省の関係の一部もございまして、今後、その分につきましては、第2次分として追加交付される見込みでございます。

それと補正予算を活用しての影響についてでございますが、まだ算定はしておりません。

済みません、あとの支援事業のことについては、所管課のほうからお答えいたします。

以上です。

○水産商工観光課長（山口親志） 起業支援型雇用創造事業の質問にお答えいたします。

まず、このような事業で雇用の拡大がということの24年度の総括であります。この100%の事業を持つてくることで垂水市の企業の雇用を充実をさせているところではありますが、この事業が終わった後の各事業での定着というところについては、やはり予算がありますからなかなか総括的にはそれが全てこの事業を持つてきた後に定着しているかというところ、問題はあります。

ただ、この事業を持つてくることで雇用のスタートを始めるための事業であるという認識を持つておりますので、この事業を24年度まで持つてきてある中ではきちっと、事業を持つてきたところで精査していただいて、引き続き雇用をお願いしたいと思っているところであります。これは24年度までの総括と思います。

今回上げております起業支援型雇用創造事業に関しては、先ほども持留議員が言われましたとおり13のメニューを考えておりまして、この中で雇用に関しては52名の雇用を考えております。

ただ、今回この起業支援型雇用創造事業については、今回の希望の締め切りが補正前でありまして、その後、事業を再度募集をする機会がありませんでしたので、今回、各課といろいろ詰めながら、まだきちっと詰めた状態ではないんですが、手を挙げていただく13事業を絞りまして、今回予算を上げております。100%事業でしたものでありますから、この13メニューが全てできればいいんですが、まず各課と全て詰めながらしていきたいということで、国への第1希望の段階での13事業をちょっと広げまして募集をしたという経緯もありますので、今後は予算等が通りましたら、そのあたりも詰めながら雇用に努めてまいりたいと思っているところであります。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

○持留良一議員 元気交付金の中での補正予算債のこの後年度の当初の元利償還金ですね、これについてはぜひ、どれぐらい負担する予定だったのか。その補正予算債を使うことによってどれだけ財源が生み出せるのか。これは、もう私たちにとっても、今、厳しい財源運用の中でどんなふうにしていくのかという点では、非常にこれを使うことによつての本市のハード・ソフト事業で充当できる財源を生み出す、ある意味での非常に有効な対策だと思いますので、ぜひ私たちにもその結果を公表していただきたいというふうに思います。

それと元気交付金、現在は、前年度こういう形でそれを活用した事業がされるわけですがけれども、基本は、今後地方単独での建設事業、いわゆるこれは建設国債という関係があつてそういう事業しかできないわけですがけれども、今後、そのことでの充当するという、その事業の取り組みの方向というのはあるのかというのが1点あるんですけれども。

というのは、私は3月議会でも、この結果を生み出される、先ほど2億数千万円の財源が生み出されると言われましたけれども、ある自治体によっては住民の要求に適切に応えた形でいろんな取り組みをやつていまして、ある自治体ではもう結果的に財調基金に積んでしまうといろんな問題があるんですけれども、しかしこの間の議論においても、住民のさまざまな要望等ある中、やっぱりきちつと、それにこれだけ財源が生み出せるわけですので、それを活用した取り組みというのが必要じゃないかなということで、3月議会でも市長はそのことについては検討していくということも言われたので、私がお聞きしたいのは、そのハード事業・ソフト事業どっちに重きを置いた方向性を今、検討がされているのか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

○財政課長（野妻正美）今、ハード・ソフト

という御質問だったと思いますが、今、庁内全部にこの事業の集約をしております。それを受けまして、今、御質問のありました、ハード面、ソフト面、何をまずは優先するべきか、そういうものの検討に入っていくところです。

ですので、この事業を早く実施しなければ、工期の関係、緊急経済対策の目的ということもありますので、早急にこれを取りまとめ、方針を決めたいと考えております。

以上です。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思つています。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よつて、議案第49号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第50号上程

○議長（森 正勝）日程第9、議案第50号平成25年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○水道課長（塚田光春）議案第50号平成25年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案につきまして、御説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

1款1項3目総係費の節の手当は、4月の定期人事異動に伴い職員の手当がふえたため、99万7,000円増額するものでございます。

1ページにお返りください。

したがいまして、第2条の収益的収入及び支出の支出で、水道事業費用を99万7,000円増額し、

総額 2 億 6,166 万 7,000 円にするものでございます。

また、第 3 条の職員給与費も同様に 99 万 7,000 円増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△陳情第 16 号～陳情第 18 号一括上程

○議長（森 正勝）日程第 10、陳情第 16 号から日程第 12、陳情第 18 号までの陳情 3 件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第 16 号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため、2014 年度政府予算に係る要請について

陳情第 17 号 年金給付引き下げに対する陳情について

陳情第 18 号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書提出の陳情について

○議長（森 正勝）お諮りします。

ただいまの陳情 3 件については、いずれも総

務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、陳情第 16 号から陳情第 18 号までの陳情 3 件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△桜島火山活動対策特別委員・国道整備促進特別委員・錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員の選任

○議長（森 正勝）日程第 13、桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について、日程第 14、国道整備促進特別委員会の委員の選任について及び日程第 15、錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会の委員の選任についてを一括議題とします。

お諮りします。

桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会及び錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、桜島火山対策特別委員会委員に宮迫泰倫議員、堀内貴志議員、川畑三郎議員、感王寺耕造議員及び大藪藤幸議員の 5 名、

国道整備促進特別委員会委員に川越信男議員、池山節夫議員、篠原静則議員及び堀添國尚議員の 4 名、

錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会委員に堀添國尚議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、田平輝也議員、北方貞明議員及び持留良一議員の 6 名をそれぞれ指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

ただいま選任しました各特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間にそれぞれの委員会を開

き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩します。

次は、11時10分から再開します。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

△各特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（森 正勝）桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会及び錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせします。

桜島火山活動対策特別委員会委員長に宮迫泰倫議員、副委員長に堀内貴志議員、

国道整備促進特別委員会委員長に川越信男議員、副委員長に池山節夫議員、

錦江湾横断道路（鹿児島・桜島間）調査特別委員会委員長に堀添國尚議員、副委員長に池山節夫議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝）明8日から17日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、18日及び19日の9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、11日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（森 正勝）本日は、これをもちまして散会します。

午前11時12分散会

平成 25 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 25 年 6 月 18 日

本会議第2号(6月18日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫睦男	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年6月18日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝）皆様、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第51号上程

○議長（森 正勝）日程第1、議案第51号垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤）おはようございます。

議案第51号垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成25年1月24日に閣議決定された公務員の給与改定に関する取り扱いについて、また、1月28日付で総務大臣から通知された地方公務員等の給与の改定に関する取り扱い等についての要請に基づき、本市特別職及び職員の給与水準の引き下げを実施しようとするものです。

その要請内容は、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応していくことを目的に、国家公務員が給与を削減したことに合わせ、地方公務員の給与についても、平成25年7月支給分の給与から、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されていたものです。

今回のこの要請は、地方自治の本旨から見て極めて異例な要請ではありますが、東日本大震災を契機とした防災事業への取り組みを目的としたものであることに鑑み、本市としても減額を実施することにしました。

それでは、条例の内容について、御説明いたします。

第1条は、制定の趣旨であり、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与減額の特例を定めるものとするものでございます。

第2条は市長及び副市長の給与減額について、また、第3条は教育長の給与減額について定めたものでございます。

特別職の給与減額ですが、現在、市長は10%、副市長及び教育長は5%の給与減額を実施しておりますが、この臨時特例に関する条例により、それぞれさらに5%を減じ、市長は15%、副市長及び教育長は10%減額することを定めたものでございます。

次の第4条から第6条までについては、一般職の給与及び手当等の減額の取り扱いについて、定めたものでございます。

まず、第4条第1項は、一般職の給与は、行政職給料表に定める職務の級ごとに減額率を定めたものであり、具体的には、2級以下の職員は4%、3級から6級までは7%、7級は9%の減額を定めたものです。なお、本市においては、7級の職員はいません。

次の第4条第2項は、地域手当及び休職者の給与の減額について定めたものでございます。

第4条第3項は、給与の減額の算出について、その基礎となる勤務1時間当たりの給与額に支給減額率を反映させることを規定したものです。

第4条第4項は、55歳以上、6級の職員の給与減額について定めたものでございます。

また、次の第5条が部分休業をしている職員の給与減額について、第6条が介護休暇をしている職員の給与減額について定めたものでございます。

最後の第7条は、給与の減額について、端数の取り扱いについて定めたものでございます。

次に、附則について、御説明いたします。

附則第1項は、条例の施行日を平成25年7月

1日としようとするものでございます。

次の附則第2項は、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例附則第30項、垂水市長等の給与に関する条例附則第32項、及び垂水市長等の退職手当に関する条例附則第2項において、特別職の期末・勤勉手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額には現在実施している独自カットを適用しないことと規定しておりますが、今回制定する垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例についても適用しないことをあわせて読みかえるよう規定するものでございます。

次の附則第3項については、一般職の時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算定の基礎となる給与月額について、減額の適用はしないことを規定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、基本的なことをちょっと質疑をしたいと思えます。細かい数字は付託される総務委員会でまた細かに各条項に沿っていきたいと思うんですけれども、私は改めて、全国市長会の緊急アピールも読ませていただきました。そしてまたその後、4月22日、地方公務員給与についての要請を6団体が、知事会、県議会議長会、市長会、市議会議長会、町村会、それから町村議長会、この6団体が要請行動を行っています。

ここでアピールで出されたのは、いわゆる地方の今回の給与削減における問題点を集約した形であるかというふうに思いますが、1つは何よりも、各自治体が自主的にこれは本来決めるものであると、いわゆるこれは法との関係で、労働組合があるところは労働組合と協議して決めるというこの原則的なものに対して反

するものであるということも指摘をしていますし、また地方の財政自主権、いわゆるそれぞれの自治体がそれぞれ決めていくものが、国からの要請によって決めていくという問題点を指摘をしていますし、また3点目には、今、政府は経済界に対しては賃金の要請をしているのに、なぜ地方には抑制を図るのかというこの相矛盾する国策の問題点を指摘して、まさにそのとおりだなというふうに思うんです。

そして一方、その財源という形では、今度の地震における震災の復興・復旧に使うんだということを言っていますけれども、じゃ、当の福島市の市議会はどんなことを出しているかということ、震災、原子力災害からの着実な復興・復旧に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に下げるとは、労働意欲の低下につながり、復興・復旧の妨げになることも危惧されると、こんなことで意見書を議会も出しているということで、いかにやっぱり今度のこの内容が理不尽なものかということがこの中身からも言えるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、市長も当然この緊急アピールにも議論もされ、参加もされてきたというふうに思うんですが、改めてお聞きしたいと思います。というのは、こういう流れの中でも、国の要請に対応して給与削減を行わなかった、独自の給与カットを行った鳥取とか神奈川県とか堺市とか、全国にもまだあるんですよ、そういう独自の取り組みをちゃんとやっている。それはやはりさっき言った3つの基本的な矛盾点が、問題点があるからこそ、やはりここは地方主権である自治体が、団体自治をしっかり発揮して、そういう地方自治としての役割を、職員を守るんだと、地域を守るんだと、そして市民の地域の経済を支えていく意味での職員のそういう立場での生活を支えていくんだという、まさに私はこの原則がここにも貫かれているなというふう

に思うんですが、市長、改めてこの緊急アピールなんかを思い出していただいたり、そして今回、こういう形で決定をされたわけですけれども、この点について矛盾を抱えられないのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）おはようございます。

持留議員のただいまの質問についてお答えをいたします。

国が、平成25年度地方財政計画において、平成25年7月から国家公務員と同様の給与減額支給措置を実施することを前提とした地方交付税の削減を決定し、地方公務員の給与を減額するよう要請している件につきましては、本来の地方自治の本旨から考えますと異例の要請であり、私自身も大変遺憾に思っております。

特に、本市においては、行財政改革を念頭に置いた給与の独自カットを初め、定員適正化計画に基づき職員数を削減するなど、努力を重ねてきている経緯もありまして、今回の給与減額は私個人としては本意とするところではありませぬけれども、東日本大震災の復興事業への取り組みということに鑑み、他市の状況を確認しながら、職員へお願いしたところでございます。

この国からの要請について、議員が先ほど言われた問題点は重々理解しております。このことにつきましては、今後、二度と今回のような地方自治の本旨に反する強制的な手法により地方への要請を行うことがないよう、九州市長会また全国市長会においてさらに強く求めていくこととしております。

以上でございます。

○持留良一議員 今、市長が言われたとおり、今後この問題が再び起きないようにということなんですけど、ところが、国会では総務大臣が、この問題については今後どうするんだと言ったら、今後も検討したいということを表示しているんですよね。そういう意味ではやっぱり、このことが今度で終わるとはどうも私たち自身も

思わないし、今の国の予算のあり方とか含めて、やはり今後、公務員の、また国家公務員も含めてですけれども、給与の削減というのはあり得るだろうというふうに思います。ましてや、こういう形で今後も検討していきたいと、そしてまた、いただいた資料の中でも、適正化に今後努めていくんだということも資料にもありました。そういうことを考えると、どう見てもこれはまだ引き続きあるのじゃないかなという危惧をいたします。

そういう意味で、今、市長が言われたとおり、きっちりとそういう立場で、1つはそういう会を通じて表明して、また運動もしていただきたいということと、市長自身がやはり今後、独自にやっぱり、さっきの3つの視点を踏まえて、今後はもうやらないんだと、そういう決意に立てるのかどうなのか、そのことをお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）今後につきましては、今、不透明な部分もございますので、状況を見きわめて適切に対応したいというふうに考えております。

○議長（森 正勝）よろしいですか。（持留良一議員「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 今回のこれは、国家公務員のラスパイレスで比較になっているんですけれども、それについて、100に近づけるといところでやられていると思いますけれども、今回削減をしたところで垂水市のラスパイレス指数はどれぐらいになるのか、試算がしてあれば教えてください。

それとあと、他市の状況を確認してということで、市長の言葉がありましたけれども、近隣の市町村、どれぐらいの削減幅をとっているのか、これに対して我が垂水市は比較してどうなのか、その辺の見当がわかれば教えていただきたい。以上。

○総務課長（中谷大潤） ラスパイレス指数のことについてですので、まず私のほうで説明させていただきます。

本市の24年7月1日現在のラスパイレス指数は107.1ポイントで、国を基準とする100ポイントを7.1ポイント上回っていることから、この部分を引き下げるために減額率を定めまして、今回の同意によりまして、99.9%になる予定でございます。

そしてまた、他市の状況でございますが、阿久根市だけが独自のカットを行ってラスパイレス指数が100を切っておりますので、実施はしておりませんが、県内19市町村、このラスパイレスの100を基準としたやりとりというか、交渉を行って、妥結したところは今回の議会途中、追加議案なりとかで、今、交渉中の市につきましては最終日に提案する予定ということで情報を入れているところでございます。

○議長（森 正勝） よろしいですか。（池之上誠議員「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 今のこの議案のことで、持留議員の答弁の中で市長もはっきり言えないみたいなことをおっしゃいましたけど、国のほうでは来年もやるかもしれないというようなことを、はっきり来年からはやらないとは言っていないわけですが、そこらあたりを、この議案から見ると、7月1日から来年の3月31日まで減額ということですが、もうちょっとはっきりと、職員の皆さんも不安を持っていると思うんです、今までずっと減額、減額で来て、さらにまた減額と。そこで、市長のほうで明確にという答弁はできないみたいな話なんですけど、来年からはそういう事情があっても、もうやらないならやらないと、職員の生活を守るんだというような意思表示をちょっとはっきりした形で答弁していただきたい。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどお答えしたとおり

なんですけれども、現段階において決まっているのはそこまででございますので、これから先の状況に関しては、基本的にはそういう姿勢でありますけれども、そのときの状況を確認して判断をしていくということになるかと思いません。

○堀添國尚議員 そのときのその状況はどうなるかはわからないけど、市長のお気持ちとしてはそういうものには強く反発すると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○市長（尾脇雅弥） 私の思いとしてはそういうことで御理解いただいて結構でございます。

○議長（森 正勝） よろしいですね。（堀添國尚議員「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案51号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

△一般質問

○議長（森 正勝） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回目までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に

制限しますので御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。

平成25年の市議会も、森新議長を中心に新たな体制となり、1年生議員の私にとっても任期4年の2年が過ぎ、残りの2年間を残すに当たり、身の引き締まる思いであります。

残りの2年のスタートのトップバッターとして議長の許可をいただきましたことに感謝申し上げ、通告に従いまして質問をいたしますので、関係課長の明快な回答をお願いいたします。

まず、防災対策についてであります。

5月末に梅雨入りが発表されてから空梅雨のような天気が続き、心配しておりました台風3号の影響もなく、安堵しているところであります。ここ数年、大きな災害も起きておりませんが、大災害を経験しております私としましては、この時期になりますと非常に心配しております。執行部としましては、台風・大雨だけでなく、津波、桜島爆発等さまざまな対策をとっていく難しさはありますが、市長の一番の安心・安全なまちづくりの公約のためにも、防災対策はどうなっているか、また、どのような体制をとっているか、伺います。

次に、ふるさと納税について伺います。

6月号の広報たるみずに詳しく記載されておりましたが、ことしで5年目を迎え、鹿児島県内を初め、北海道などから寄附者もあるようです。ふるさとを離れ、都会で暮らす方々においては、ふるさとはいつでも郷愁を感じるものだと思います。ふるさとに何か貢献したい、少しでもつながりを持ちたい方々が納税していただくのだと思います。ふるさとを思い、納税したくなるような事業の使い道を考えておられるか、

伺います。

次に、有害鳥獣被害対策について伺います。

過疎化・高齢化が進み、耕作放棄地がふえ、生産の環境が崩れ、有害鳥獣による被害が増大している状況の中、平成25年度から農林水産省の新規事業として鳥獣被害防止総合対策事業が行われるとのことですが、この事業の概要について伺います。

最後に、3月議会でも質問しましたが、緊急経済対策として防災・安全交付金が創設され、自治体のインフラ整備などが実施できる地域の元気臨時交付金の取り組みにより、公共工事の発注を期待しているところでありますが、取り組みと今後の計画を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） 川越議員の市の防災対策と体制についての質問にお答えいたします。

垂水市は、平成17年・18年・19年と3年連続で大災害に見舞われたことから、そのときの反省を踏まえ、さまざまな対策を講じてきました。まず平成20年4月から危機管理監を配置し、大雨・台風などの災害のおそれがある場合、さまざまな気象情報から垂水市に特化したさらに詳しい情報を危機管理監が収集して、災害警戒及び対策本部の設置、避難所開設、避難準備情報の伝達、避難勧告等の判断材料としています。また、地域防災計画などの修正、各種防災訓練なども策定していきます。本年も5月11日に旧牛根中学校を中心とした会場で開催しましたが、垂水市総合防災訓練を毎年実施し、関係機関の参加をいただいて連携の強化を図っています。さらに、桜島爆発・土砂災害・地震などを想定した図上訓練についても平成23年から実施し、災害発生に備えた対応を検討しております。また、各家庭へ土砂災害ハザードマップ・標高マップなどの配布を行ったり、自主防災組織の結成にも努め、各組織の訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚と知識の向上を図っています。

情報伝達的手段としては、防災無線、垂水ほっとメール、緊急速報メールなどを活用しています。

毎年、関係機関、関係課によります防災点検を実施し、危険箇所安全点検を実施しています。本年は6月10日に市内9カ所で実施し、危険箇所についての共通認識を深めました。

住民への安心・安全対策のためには的確な情報伝達が最重要との認識から、危機管理対策室において、台風の進路、前線の状況、本城川の水位、大潮など、危機管理監の豊富な情報収集能力を生かしての情報発信、地域防災計画に基づく災害本部体制の確立、活動を行っております。早目の防災・減災対策により、人災ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

○企画課長（前木場強也） それでは、ふるさと納税についての御質問で、ふるさと納税をしたくなるような事業の使い道の考えはについて、お答えいたします。

ふるさと納税制度は、平成20年4月より制度が開始されました。本市では、寄附金を活用したふるさと応援基金を創設し、元気なまちづくりを推進するために、寄附者がみずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できる制度とし、運営しております。その事業区分は、第4次垂水市総合計画の基本目標を網羅したもので、具体的には、自然環境や景観づくりに関する事業、地域資源の活用に関する事業、地域の活性化に関する事業、安全に配慮した社会基盤整備に関する事業、将来を担う子供たちの教育環境整備に関する事業、生きがいを持つ健康な暮らしに関する事業、その他目的の達成のために市長が必要と認める事業となっており、寄附申し込み時に寄附者に選択していただいております。

これら寄附者の希望する事業目的に沿って行われる実際の充当事業につきましては、地域振

興計画の策定に伴うまちづくり交付金や瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール補助金、文化財の安全対策及び保存のための垂水島津墓地整備事業、交流人口増加を目的とした漁協誘客環境整備事業やツーリズム推進協議会補助金、商店街の活性化を図るための垂水市商店街振興助成事業など、平成21年度から平成24年度の4年間に29事業、1,843万4,375円を活用しております。

寄附金の活用につきましては、現在の制度を踏襲しながら、より有効な活用法について検討していきたいと考えております。

以上です。

○農林課長（池松 烈） 川越議員の有害鳥獣被害対策について、お答えさせていただきたいと思っております。

新規事業の概要についてでございますが、国におきましては、近年の野生鳥獣の個体数増加によりまして、農作物被害が深刻化、広域化しており、集中的かつ効果的な対策を早急に講じる必要性から、平成24年度の補正におきまして予算を計上し、県へ交付いたしました。県におきましては、交付金で基金を造成し、鹿児島県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策協議会を設置し、市町村へ補助金を交付していただくこととなります。

この補助金を活用します鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業は、平成25年度から27年度の3カ年の事業でございます。基本要件としまして、市町村被害防止計画の作成、緊急捕獲等計画の作成が必要であり、緊急捕獲等計画に記載する捕獲目標は、有害鳥獣捕獲実績直近3カ年の平均を上回り、被害防止計画の捕獲計画を超えない範囲とすることになっております。

本市におきましても、この事業を活用すべく、現在手続を進めているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。地域の元気臨時交付金の今後の対応は、の御

質問にお答えします。

平成25年5月27日、地域の元気臨時交付金の第1次分の交付限度額が決定し、垂水市は2億6,246万8,000円となっております。今回盛り込まれなかった事業分として農林水産省関係の一部がございますが、今後、第2次分として追加交付される見込みでございます。

地域の元気臨時交付金事業として現在予算計上しておりますものは、平成24年度補正予算第6号で予算化し、平成25年度に繰り越している市営住宅の防水工事2,600万円と、今議会に提案しております水之上小学校屋根補修工事と牛根農道整備事業の3,930万円でございます。今後さらに約2億円の事業化を見込んでおります。

緊急経済対策という性格上、早目の予算執行が望まれることから、現在、この元気臨時交付金実施計画について、各課の要望等を集約中であり、準備が整いましたら、今議会開会中に平成25年度補正予算として追加提案し、審議をお願いする予定でございます。

また、できるだけ市内業者への発注を進め、地域経済の活性化を図るとともに、経済対策が十分に効果を発揮するよう、公共工事の迅速かつ円滑な発注に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、一問一答でお願いいたします。

防災対策についてであります。当然のこと、垂水市地域防災計画に基づき連携をとっておられると思いますが、学校の生徒たちへの啓発、訓練等の防災対策はどのようになっているか、伺います。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の御質問にお答えいたします。

市内の各小・中学校におきましては、台風・大雨・地震・津波等の自然災害発生時の対応マニュアルを作成し、消防署、警察署と連携を図った避難訓練を年に2回から3回実施しており

ます。特に津波に対しましては、各学校で、校舎裏の高台や校舎の屋上に避難場所を確保し、命を守ることを優先した緊張感のある訓練がなされているところでございます。また、学校によっては、PTAと連携した避難経路の整備、ヘルメット・非常食・水などの防災用品の備蓄、親子防災教室の実施、県防災アドバイザーとの連携を図るなどの取り組みが評価され、平成24年度の県学校安全優良学校として表彰されるなど、県内外から多数視察を受けている学校もあります。

今後とも、各学校で自然災害に対する高い危機意識を持ち、充実した訓練が行えるよう、先進校の取り組みや実践例を参考にするなど、保健主任研修会や、また管理職研修会における指導を充実させてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 昨年度も質問しましたが、実際に避難等の対策をとっていただく組織としましては自主防災組織があると思います。行政の推進で組織率は充実してまいったと思いますが、現在の組織率は何%か。また、この組織率は高くなってきておりますが、活動のあり方などいろいろ大変であると思いますが、組織のあり方、役割についてどのように期待いたしますか、伺います。

○総務課長（中谷大潤） 川越議員の質問にお答えいたします。

自主防災組織の組織率につきましては、平成17年度で約10%程度でありましたが、人的被害の災害を受けてから、組織率向上に努めてまいり、地域の御理解をいただきまして、平成25年5月現在で世帯数による組織率は91%となっております。振興会数で申しますと、144振興会中134振興会で結成していただいております。平成22年度には垂水市自主防災組織連合会も設立されております。

自主防災組織のあり方、役割につきましては、

自主防災組織は、自助・共助の考え方のもと、自分たちの地域は自分たちで守るという視点に立って自主的に防災活動を行う組織のことであります。災害発生時は、行政の公助ももちろん大事ですが、まず初動における自助・共助が非常に大切であります。住民同士協力し合い、災害を未然に防ぐ活動が重要です。

垂水市としましても、自主防災組織の未結成地区に対しましては結成を促し、結成済みの地区には、訓練や研修、講演会を通じて防災意識の向上を図っていきたいと思います。

災害を最小限に抑えるためには、自主防災組織の充実が必要不可欠であります。東日本大震災を受けまして、各自主防災組織の活動が活発になっておりますことから、地域とともに訓練を行い、危機意識の共有をもって、地域と一緒に防災対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に聞きました自主防災組織の充実が災害弱者対策につながると思います。災害時に登録をされておられる五十数名の方々、保健福祉課等で対応をされると思いますが、地域及び振興会で生活されている高齢者の方々も、災害時の避難等、非常に大変だと思います。自主防災組織は振興会単位での組織であると思いますので、活動及び役割によっては、地域のつながり、連携によって災害弱者対策にもつながると思いますので、振興会の連絡会議等でも依頼されたらと思いますが、どうですか、伺います。

○総務課長（中谷大潤） 川越議員の質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、災害弱者対策につきましては、要援護者の方は事前に災害時要援護者の登録をしていただきまして、避難準備情報が発令されたときには登録者へ情報を提供し、早目の避難を促しているところでございます。対策本部等の設置時においては、真っ先に保健福祉

対策部で対応していただきまして、福祉施設等への避難の対応及び連絡などをとっております。財政出納対策部では避難者の輸送体制も整えておりますので、要請がありましたら対応をいたします。また、広報紙などで災害弱者対策の周知にも努めてまいります。

しかしながら、地域の要援護者への対策は行政だけでは全てに対応できませんので、自助・共助・公助の観点から、自主防災組織の活動として、また地域のつながりとして対策をとっていただくことが重要でありますことから、自主防災組織リーダー研修会や訓練時での依頼のほか、議員仰せのとおり、行政連絡会議等において振興会長さんへも協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税として、ふるさとを思う大切な思いを酌み、新たな事業への取り組みをお願いしますが、寄附金の限度額と寄附金の控除はどの程度なのか、伺います。

○企画課長（前木場強也） ふるさと納税についての御質問で、寄附金の控除はどの程度かについてお答えいたします。

寄附金優遇税制により、ふるさと納税をしていただいた額のうち、2,000円を超えた額が控除の対象になります。

寄附控除対象額のうち、10%が所得税の所得控除による税額軽減となり、残りが住民税の控除額となります。

垂水市では、控除対象外となる2,000円につきまして、3,000円程度の本市特産品のお礼の品をお送りしております。

以上です。

○川越信男議員 ふるさと納税がきっかけで、ふるさとへの思い、関心が深まってくると思います。関心が深まることで、ふるさと垂水市に

足が向くと思います。Uターンしたくなるふるさと垂水市への関心から、定住への関心に深まっていくと、人口減対策にもつながると思いますが、見解を伺います。

○企画課長（前木場強也） ふるさと納税についての御質問で、納税・Uターン・定住への思いの見解はについて、お答えいたします。

ふるさとを離れて暮らしておられる寄附者の方々の垂水市への思いについては、寄附者からのメッセージとして心温まる言葉が届けられております。垂水市の活性化を願うものや垂水高校の存続を願うものなど、多くの励ましやエールをいただき、寄附と同時に勇気や元気をいただいた気になります。寄附をいただいた方々の思いは、ふるさとへの郷土愛であり、ふるさとに残った我々はその思いを受けとめ、誇りに思える垂水市を目指して努力していくことであると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、ふるさと納税制度がスタートして5年目を迎えましたが、貴重な自主財源として確保に全力を挙げる自治体がふえていると聞きますが、垂水市の現状と取り組みについて、見解を伺います。

○企画課長（前木場強也） ふるさと納税についての御質問で、5年目を迎え、現状及び今後の取り組みへの見解はについて、お答えいたします。

平成20年4月の制度開始から5年目を迎えたふるさと納税であります。本市の平成24年度の実績は、県経由分を含め、延べ280人、総額746万4,953円の寄附をいただき、件数では県下で1位となっており、総額も上位の寄附額となっております。また、ふるさと納税を活用したふるさと応援基金の平成24年度末の残高は、4,028万6,204円となっております。

今後は、毎年実施しております関西・関東垂水会でのPRの継続、寄附者への納税報告書や

市報の送付、ホームページの活用など、新規開拓を含めたPRを行い、事業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 次に、鳥獣被害防止総合対策事業の概要をお聞きしましたが、そこで伺いますが、イノシシは年2回出産し、1回に平均4頭産むと聞きました。捕獲数よりも生まれる数が多く、年を追うごとに被害は拡大すると思えますが、平成24年度の被害状況と捕獲数の実績をお聞きします。

○農林課長（池松 烈） それでは、2回目の御質問の平成24年度の被害状況と捕獲数について、お答えさせていただきます。

被害状況につきましては、状況にもよりますが、被害に遭っても被害の状況の報告のないことが多いため、被害額として表面的に出てこないのが多いようでございます。

それでは、平成24年度被害状況の主なものを報告させていただきます。

被害面積、被害量、被害金額の順に挙げさせていただきます。

イノシシですが、稲が696アール、1,462キログラム、38万円。果樹が583アール、527キログラム、24万1,000円。飼料作物が50アール、300キログラム、3,000円。芋類が140アール、3,319キログラム、17万7,000円。工芸作物が50アール、31キログラム、8,000円。合計で被害面積1,519アール、被害量5,639キログラム、被害金額80万7,000円。

サルでございますが、豆類が50アールの84キログラム、5万2,000円。果樹が542アール、474キログラムの14万4,000円。野菜が115アール、5,058キログラム、37万円。芋類が57アール、1,849キログラム、9万円。合計で被害面積764アール、被害量7,465キログラム、被害金額が65万6,000円。

そのほか、カラス、ヒヨドリ、ハト等も上が

ってきております。

総合計で被害面積3,341アール、被害量1万7,289キログラム、被害金額243万5,000円となっているところでございます。

また、これに対します捕獲数でございますが、本市におきましては、通常の猟期を除きまして、有害鳥獣の駆除の指示書を発行しているところでありまして、駆除員は猟友会からの推薦のあった方々をお願いをしております、平成24年度の実績でございますが、駆除員の年間の出勤日数は延べ1,918日、886名となっておりますが、表面に出てこない日数もあるようであります。

駆除した主な鳥獣類は、銃とわなを合わせまして、イノシシ338頭、ニホンザル16頭、タヌキ30頭、アナグマ83頭、ドバト103羽、カラス112羽、ヒヨドリ1羽となっております。

以上でございます。

○川越信男議員 有害鳥獣駆除にかかわっておられる方々が今後高齢化してまいります、どのような対策を考えておるか、伺います。

○農林課長（池松 烈） 駆除員が高齢化したときの対策について、答えさせていただきます。

現在の対策の状況につきまして、市の取り組みと課題等についても含めて報告させていただきます。

年度末に有害鳥獣捕獲対策協議会を開催し、次年度以降に向けての捕獲体制の確立や、円滑かつ適正な捕獲の推進と、被害防止対策の推進を図っているところでございます。また、有害鳥獣駆除員の方々のハンター保険料の本市のほうでの負担や、鳥獣捕獲ごとの補助金、イノシシ5,000円、サル1万円、タヌキ4,000円、カラス600円、アナグマ2,000円等の交付等を実施しております。

お話のとおり、課題としましては、駆除員をやってもらっております猟友会の34名の会員の方々が全体的に高齢化しておりますことや会員数の減少で、実態に合った有害鳥獣の駆除の実

施がままならないこととございます。

今後の対策としましては、駆除員が高齢化したときの対策ではなく、現在の状況もありますので、近隣市町を初めとして、先行して対策を実施しているところ等の情報収集を図り、その情報をもとに、猟友会の方々の御意見をいただきながら、関係課とも協議を重ね、早目に対応していけるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、狩猟補助金の見直しをして捕獲数をふやす考えはないか、伺います。

○農林課長（池松 烈） 狩猟補助金の見直しについてでございますが、1回目の御質問で新規事業の概要について申し上げましたが、県におきましては、交付金で基金を造成し、鹿児島県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策協議会を設置し、市町村へ補助金を交付してくれることになってきますが、この補助金を活用する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業は、平成25年度から27年度の3カ年の事業でございます、本市が先ほど申し上げました要件をクリアすることによりまして、今年度、平成25年度から27年度までの捕獲補助金につきましては、イノシシ5,000円が成獣で1万3,000円、幼獣、通称で言いますウリボウ、しましまの線のあるものですが、が6,000円、サル1万円が成獣で1万8,000円、幼獣で1万1,000円、タヌキ4,000円が5,000円、アナグマ2,000円が3,000円、カラス600円が800円等になりますので、この3カ年度間につきましては、この補助事業を活用した形の金額で対応をしていくこととなります。

以上で説明を終了いたします。

○川越信男議員 次に、公共工事について、地域の元気臨時交付金の状況で公共事業の発注に期待しております。

そこで、入札及び指名等の制度について伺います。

まず、県では平成25年度から最低制限価格を

事後公表するようになったと聞きましたが、垂水市では考えていないか、伺います。

○副市長（松下 正） 最低制限価格の事後公表の考えについて、指名委員会の委員長としての立場で御質問にお答えいたします。

最低制限価格制度とは、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合にはこれを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度でございます。

本市では、垂水市建設工事最低制限価格制度要領第2条の規定により、予定価格が250万円以上5億円未満の建設工事について、最低制限価格を設定しています。入札予定価格につきましては、入札の透明性を確保するため、全ての建設工事において入札前に事前公表をしております。しかしながら、最低制限価格につきましては、同要領により、算定方法については公表しておりますが、最低制限価格の事後公表は実施してきておりませんでした。県内ではほとんどの自治体は未実施の状況でしたが、鹿児島県が、透明性確保や全国的な公表の流れを踏まえて、本年4月1日から最低制限価格の事後公表を実施したところでございます。

本市におきましては、今後、最低制限価格の事後公表について、課題等の調査を行い、また県の実施状況等の情報を収集し、調査研究してまいりたいと考えております。

なお、入札制度については、今後も契約事務の透明性・競争性の一層の向上が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○川越信男議員 舗装工事の指名について、県は別途にランクを設けているが、市も県同様に

できないか、伺います。

舗装工事は、工事金額が小さいということで、Aクラス、Bクラスの方々は指名に入らずに舗装工事の実績もありません。そこで、建築工事のようにグループ分けして、全業者、指名する考えはないか、伺います。

○土木課長（宮迫章二） 舗装工事の指名の考え方について、お答えいたします。

現在、本市における建設工事の発注は、指名競争入札により行っているところでございますが、その入札参加資格等は、垂水市建設工事指名競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱により、運用しているところでございます。

この要綱の指名基準につきましては、第10条第1項の中で、建設工事の種類は土木一式工事だけでございまして、その建設工事の標準金額の区分に応じまして、それぞれの格付区分に応じて指名しているところでございます。

その中で、特に舗装工事についての格付は設けておりませんので、舗装工事であっても、その土木一式工事の金額による区分に応じた指名をしているところでございます。

平成24年度の工事は、舗装だけの発注はしてございませんが、土木一式工事のそれぞれのクラスの発注件数をもとに、今後も指名業者全体に均衡を図っていけるような指名ができるように心がけていきたいと考えております。

今後、この舗装工事についての指名の区分の設定の考え方につきましては、県や他市町村の例も参考にしながら、公正な指名ができるように指名委員会等でも調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、舗装工事は工事金額が小さいということで指名に入らないわけですが、降灰除去事業、路面清掃作業、貸付車は大型、小型とも工事金額はまだ小さいわけですが、大型はAクラス、小型はBクラスと全業者指名

されております。そこで、降灰除去事業の指名の考えを伺います。

○土木課長（宮迫章二）降灰除去事業の指名について、お答えいたします。

現在、桜島降灰除去事業につきましては、路面清掃作業の大型車を3工区に分割しております。これはAクラスに、小型車3工区をBクラスに、歩道清掃作業の2工区をBクラスに指名しているところでございます。宅地内降灰除去事業の1工区はBクラスに、2工区はCクラスの指名に、平成25年の1期分から実施しているところでございます。

路面清掃作業の大型車をAクラスに指名しておりますのは、大型車は特殊車両であるにもかかわらず、それを操作できる特殊運転手や管理をする技術職員も多く、緊急な出動にも対応できる機動力があるということから、Aクラスの指名にしているところでございます。

また、路面清掃車の小型車につきましても、運転は普通免許があればできますが、やはり特殊な車両でもありますことから、緊急な出動にも対応できる職員を抱えたBクラスの指名にしているところでございます。

以上でございます。（川越信男議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩します。

次は、10時35分から再開いたします。

午前10時26分休憩

午前10時35分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

本日2番手で登場しました、たるみずの新しい風、堀内貴志でございます。

きょうの質問は、私にとって3年目、9回目

の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、御理解の上、明確かつ積極的な御回答をよろしくお願いいたします。

さて、7月の参議院選挙、7月4日公示、7月21日投開票が近づいてまいりました。今回の参議院選挙からインターネットを利用した選挙運動が解禁され、ネットを通じた交流サイト「フェイスブック」や、短文投稿サイト「ツイッター」などが全面的に認められます。インターネットを選挙に利用する狙いは、政治と有権者の距離を縮め、政治への参加を促すことにあるといえます。今回の参議院選挙で選挙運動がどのようにさま変わりするのか、政治に関心が薄いとされる若者の声を吸い上げ、投票率アップにつなげられるかどうか、楽しみな選挙でもあります。

垂水市においてはネットに慣れていない有権者の方が多いと思いますので、ネット選挙に頼ることなく、投票率が少しでもアップするように、選挙管理委員会の方々にしっかりと広報していただきたいということをお願いして、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、人口減少対策プログラムについてお尋ねします。

4月8日発行の南日本新聞の第1面に大変ショッキングな記事が掲載されました。国立社会保障・人口問題研究所が、今から27年後の2040年（平成52年）には垂水市の人口は、調査時2010年、1万7,248人から、1万人を割って約9,508人に減少、人口減少率で44.9%減少すると発表いたしました。県内の人口減少率で比較しても、南大隅町、錦江町に次いで垂水市がワースト3位、14歳以下の年少人口でも、調査時2010年時の半数以下になると推測しています。

そんな中で、ことし4月に第4次垂水市総合計画が見直しされ、本市の最重要課題として人口減少対策プロジェクトが新設されました。また、5月号の広報たるみずには「人口減少対策

プロジェクト始動。いつやるか、今でしょ」と危機感を募る言葉で表紙を飾っています。この人口減少対策プロジェクトの内容と作業部会の体制についてお尋ねします。

私は、人口減少対策は難しい問題だと思いますが、結果を出さなければいけない重要な課題として、私自身、当選して初めての議会の一般質問の中でこのことを取り上げました。あれから2年経過して、やっと本気を出してもらったのではないかと期待感を持っています。この2年間という歳月が早かったのか遅かったのか、なぜ2年前にすぐに始動しなかったのか。もっと早く始動してほしかったと思いますが、いずれにしても、このたび行動に移ったということは大変評価しています。ぜひとも本腰で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、お聞きしたいのは、この国立社会保障・人口問題研究所が発表したとおり、今から27年後の垂水市の推計人口を約9,500人として、この数値のとおりたどった場合に、本市はどのような状況に置かれていると推測されるのか、お聞かせください。

また、5月号の市報たるみずのこの特集の中で、人口減少対策の課題解決の考え方として、2つの大きな項目で説明がされています。持続可能な自治体運営、成果重視のプロジェクトの推進ですが、このことについて、この場で具体的に説明をお願いします。

2つ目の質問は、垂水市の温泉事業の活性化についてお尋ねします。

昨年6月に垂水市に海潟温泉再生会という有志のグループが発足し、ことしの1月19日に第1回目の再生会議を開催いたしました。会の目的は、海潟の誇る温泉資源と豊富な海洋資源を組み合わせ、子や孫の代にまで誇れる海潟地域をつくることだそうです。現在、会員は約40名で、1カ月に1回の割合で再生会議を開催しており、メンバーのうち8名の方が温泉ソム

リエの認定を取られたと聞いています。

市長みずからもこの海潟温泉再生会の会議に幾度となく出席されて、みずからも温泉ソムリエの認定を獲得されたとブログで発信されています。市長みずから温泉ソムリエという資格を有して、垂水市の温泉について情報発信することは、垂水市の温泉事業に対して大きな効果を得るものとして私は大変評価しています。

私は、これまでの一般質問の中でも、幾度となく垂水市の温泉事業の活性化のことについて取り上げました。最初が、私自身、当選して初めての議会である23年第2回、6月6日の一般質問の中で、垂水市のキャッチフレーズ「花と溪谷と温泉のまち」を取り上げて、温泉事業の広告看板等の設置要望について、質問をいたしました。当時の商工観光課長は、市内の観光案内板に温泉の場所がわかるよう工夫していきたい。市内の温泉めぐりの周遊できるチケットの販売や、各種温泉施設の成分・効能の表示については関係業者と協議させていただきたい。また、温泉施設者に対する改修費負担について、市として助成できないかという質問に対し、個人への助成はできないが、温泉施設は本市の観光にとってなくてはならない施設であるので、他に支援策がないか検討してみると回答されました。

さらに、24年第4回、12月5日の一般質問の中で、前回の質問後の進展状況を確認するために、温泉のまちとわかるような、垂水市の観光案内板に温泉の表示をするような取り組みはあるのかという質問をしましたが、市役所の正面玄関前に、垂水市の観光案内板をリニューアルして温泉のマークを入れた。道の駅や宮脇公園の看板は写真印刷になっているので、体裁が悪いので避けたと、これといった温泉事業に対して効果的な取り組みがなされない状況であると思われる。また、このときには市長と財政課長にも、垂水市の観光振興として温泉は1つの

キーワード、垂水市の温泉をイメージさせる看板等を設置してほしいと強く要望しています。私は、垂水市の観光振興を思えばこそ、一般質問を通じて温泉事業の活性化について強く訴えているところですが、行政サイドのほうは一向に前向きな動きは見られません。

そこで、再々度、温泉事業のことについて質問いたします。

垂水市として、温泉事業の活性化についてどのように認識され、今後どのように取り組みをされるのか、お尋ねします。

さらに民間で、温泉事業の再生に関して取り組んでいる海潟温泉再生会についてどのように理解されているのか、行政として支援する手ではないのか、お尋ねします。

何回も話しますが、私は垂水市の温泉資源を生かしたまちづくりは、垂水市の観光振興にはなくてはならない重要な事業の1つだと思っています。そして、垂水市の温泉事業の活性化を図るために、温泉のまちをイメージさせるような看板やモニュメントの設置、さらには温泉施設の修復・改善などの目的で予算措置というものが必要になってくると思います。

そこで、予算措置を確保するために提案しますが、現在、温泉施設の経営者から徴収している入湯税について、過去3年間にさかのぼってどれだけの額を徴収しているのか、さらには、その入湯税を温泉事業に特化して利用できないか、お尋ねします。

この質問については、平成24年第2回、6月12日一般質問の中で質問したことがあります。そのときの税務課長は、温泉施設の整備に対する助成等に関する制度設計、これをそれぞれの主管課において行う必要がある。検討・整理の上、総合的な観点から実施可能かどうか判断すべきであると答弁されており、明確な回答をされませんでしたので、本日、再質問という形でさせていただきますので、よろしく御回答をお

願います。

大きな質問の3つ目は、今議会日程の中で提案されている垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例に関してお尋ねします。

この条例制定は、昨年5月10日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、ことし4月13日に施行されたことに基づいた条例案だと思います。この条例案のもととなった新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたいきさつについて、お尋ねします。

また、新型インフルエンザについての質問については、議員の皆様も大変興味を持っている案件でありまして、平成21年第2回で池山議員が、同じ年の平成21年第3回では同じく池山議員と市長みずからも議員という立場で、さらには昨年の第4回でも川越議員が安全対策の中でこのことに触れて、それぞれが質問されています。

この新型インフルエンザが毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないことから、ウイルスが人から人へ効率よく感染した場合、世界的大流行、パンデミックになるおそれがあると言われていています。2009年に発生したH1N1型新型インフルエンザは、我が国において死亡率が低い水準にとどまりましたが、鳥インフルエンザの中でもアジア・中東・アフリカを中心に散発的に発生している、鳥から人へ感染するH5N1型病原性鳥インフルエンザは、人から人に感染するようになった場合、多くの人命が失われ、極めて深刻な社会混乱が発生すると言われていています。

実際に、東南アジアを中心にH5N1型新型インフルエンザに感染した患者は、38度以上の発熱、下痢・鼻血・歯肉出血・血たん・呼吸困難など激しい症状を起し、約60%の致死率で死亡しています。専門家の報告によると、この鳥を中心に流行しているH5N1型病原性鳥イ

インフルエンザが、人から人に効率よく感染する強毒性のH5N1型新型インフルエンザに変異する危険性が高いと話しています。行政としては、この新型インフルエンザについてどのように理解しているのか、お尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画課長（前木場強也） 人口減少対策プロジェクトの内容及び作業部会の体制についての御質問にお答えいたします。

市長を本部長とする垂水市人口減少対策本部を本年3月に設置し、平成25年度中に垂水市人口減少対策プログラムを策定することとしております。

また、このプログラムの骨子案を作成するために、一般職員で構成する垂水市人口減少対策作業部会を本年4月に設置いたしました。各課から8名の職員がこの作業部会メンバーとなっており、週1から2回、半日程度、当業務に従事することとし、現在、活動を行っております。この作業部会において、アンケートやデータ分析をもとに本市の現状分析を行い、施策立案、プログラムの骨子案をまとめ、本部会議へ提案する予定としております。

次に、人口減少が進んだ場合の本市の状況についてでございますが、先ほど議員が言われましたように、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口によりますと、27年後の2040年には、本市の人口は9,508人にまで減少し、年少人口割合に至っては、県内で最も低い8.1%にまでなると予測されています。このまま人口減少が進めば、学校の小規模化のさらなる進行、集落活動の担い手が減少することによる集落機能の低下、農水産業等の後継者不足、商工業の衰退等さまざまな問題が発生すると予想されます。

このような状況を打破するために、平成25年度からの垂水市第4次総合計画後期基本計画において、本プロジェクトを重点プロジェクトに

位置づけ、人口減少対策に取り組むこととしております。

問題解決の考え方につきましては、各種データの分析とともに、アンケートやヒアリング調査により市民の方々の意見も取り入れながら、本市の現状分析を行い、実態の把握を行い、本市の課題を明確にし、具体的な対策を講じていくこととしております。

以上です。

○水産商工観光課長（山口親志） 温泉事業の活性化に関しての堀内議員の質問にお答えいたします。

温泉再生会やら看板の設置やら、いろいろ出ましたので、少し整理をしながらこの部分、回答させていただきます。

まず、海潟温泉再生会の件に関してですが、再生会で活動されておられます代表の方と、温泉再生によるまちづくり等について意見交換もさせていただいております。温泉再生によるまちづくりについて意見交換の中で、温泉ソムリエの川原氏の「垂水温泉八策」も見させていただきました。議員が指摘の看板設置も、この八策の1つに、国道220号線に垂水温泉郷看板、各温泉施設の共通看板の設置として挙げられておられることも認識しております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、再生会の代表の方とお話をする中で、再生会の方々も、この活動ですぐに海潟温泉、それから温泉のまちづくりの復活が行えるとは思っておられなくて、この再生会の活動の中から、さまざまな活動の輪を広げて、模索しながら、垂水市のまちづくりに尽力していきたいという意見もいただいております。活動をもう少し自由にやりたいということから、行政はちょっとタッチしないでくださいというようなことの見解も伺っておりますので、あえて海潟温泉再生会のほうへ行政としての支援は行っておりません。そのあたりは御理解いただきたいと思います。

それから、看板設置の件について質問をされておりましたが、このことも先ほど、この関係と一緒に、看板設置をすることはそんな難しいことではないと思うんですが、ただ、やはり温泉によるまちづくり、それから交流人口の増加を考えると、やはり旅館自体の盛り上がり、それから再生会の温泉に対するまちづくりの盛り上がり等も含めまして、看板設置も十分検討していくつもりであります。質問から今現在に至って看板設置がしていないということは、決してこのことは看板設置をすることについて否定的になっているわけではありませんので、盛り上がり等を十分協議をしながら、そのあたりで検討してまいりますので、十分な御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○財政課長（野妻正美） 徴収した入湯税の過去3年間の税額と、入湯税を温泉事業に特化して利用できないかの御質問について、お答えいたします。

入湯税の過去3年間の税額でございますが、平成22年度が169万4,000円、平成23年度が210万6,000円、平成24年度が238万1,000円でございます。なお、この徴収した入湯税は目的税であり、環境衛生施設・消防施設・観光施設等に限定して使うことになっております。

御質問の入湯税を温泉事業へ特化して利用できないかについてですが、温泉事業に特化して利用できるものと考えております。しかしながら、実際は、ほかの税金と同じく、入湯税も一般財源に算入しており、その一般財源の中から各事業に予算配分しているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 堀内議員の質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定経緯でございますが、平成21年に発生しました新型インフルエンザH1N1は、我が国におい

ては死亡率が低い水準にとどまりましたが、鳥インフルエンザの中でも、東南アジアを中心に家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類から人に感染し、死亡する例が報告されました。そこで、この高病原性鳥インフルエンザH5N1が変異して、人から人に感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱が懸念されました。

こうした状況の中、平成21年に発生した新型インフルエンザの教訓を踏まえ、必要な法制度を整えておく必要から、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日付で公布され、本年4月13日に施行されたものであります。

この法律は、このような病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的としてつくられたものであります。

次に、この新型インフルエンザ等について、どのように把握しているかとの御質問ですが、まず、特別措置法の新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ等感染症と新感染症から成り、新型インフルエンザ等感染症は、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであり、新感染症は、人から人に伝染すると認められる疾病であって、感染力が強く、全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限定されるものとされております。

この新型インフルエンザは、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速に蔓延し、多くの人命が失われるおそれがあり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。このようなことから、この新型インフルエンザ等は脅威であり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすものであると認識しているところであります。

以上です。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これから一問一答方式でお願いいたします。

人口が減少すれば、まちの活力が低下して、産業が低迷し、学校の少子化も一段と深刻化すると、極めて深刻な状況が目に見えている。だったらどうするんだと、対策をいつやるんだ、今でしょというふうになるわけですね。さっきの市報、広報たるみずみたいにですね。

じゃ、次は何をどうするんだということが最大の課題です。課題を解決する考え方として、課長がちょっとお話、これから具体化していくということでした。で、この広報紙を見てもいろいろ書いてあります。人口に関するデータ分析から構造的な課題の解決を図るとか、ニーズを把握しながら、地理的特性、地域資産を生かした教育、世代間交流とか、民間活力を交え、市職員や所属課にとらわれず柔軟に連携しとか、これは論文としては説得力のある言葉だと思うんです。問題は実行力なんです。言葉どおり行動を実現してこそ結果が出るものだと、私は思います。

市民の要望、いろんな要望があります。私、3月議会で言いました子育て世代の要望、あと高校普通科受験の10%枠の撤廃、いろんな要望があります。それらの要望をしっかりと把握して、実現可能なものについては1つ1つ実現していくことが、住みよいまちづくりになっていくものと思います。

きょう現在の垂水市の人口、下の1階の掲示板で1万6,337名ですよ、垂水市。2年前、私がこの人口減少対策について訴えたときには1万7,021名、もう既に684名少なくなっていると、こういうような状況です。もうこれ以上、1人たりとも垂水市から転出させないという心構えが必要だと思っています。どうか人口減につながる要因を調査・検討していただいて、所属課にとらわれない柔軟な姿勢で1つ1つ問題の解

決をしていただきたいと思います。

2回目の質問に入ります。

この6月号の広報たるみずの中で記載があります。垂水市は、平成25年1月より株式会社鹿児島経済研究所と行政経営コンサルティングに関する協定を締結しております。当初の企画戦略部部長代理の藤田聖二さんが、人口減少対策は、他地域よりも充実した独自性が求められる。垂水市は、人口規模の小さな自治体であることから、逆に強みであり、大胆かつ独自の施策を打ち出しやすい。転入促進とあわせて転出抑制も大切。市民が満足して生活していないところには転入してくる人はいないとコメントされています。

そこで、日本全体の人口が減り、鹿児島県でも43市町村で人口が減少しているという状況の中で、垂水市の人口をふやすとしたら、ほかと同じことをしては結果は得られないと思います。

そこで、今回のプロジェクトに取り組むに当たって、他地域よりも充実した垂水市の独自性が見つかっているのか。そして、垂水市の環境を生かして、大胆かつ独自の施策についてアイデアがあるのか。あったら聞かせてほしいと思います。

○企画課長（前木場強也）人口減少対策プロジェクトについての2回目の御質問にお答えいたします。

本市の人口減少対策では、減少率を少しでも抑制し、人口減少に歯どめをかけることがまず第一歩であると考えております。しかし、日本全体が人口減少社会に突入した中で、人口減少対策に関する自治体間競争はこれから激しくなることが予想され、限られた予算の範囲でいかに有効な対策を講じることができるか、自治体の知恵が求められております。そのためには、施策のターゲットを明確にし、大胆かつ独自のアイデアで、他自治体との差別化を図らなければ

ばなりません。

幸い本市は人口規模が小さいことから、施策の重点ターゲットをピンポイントで絞り、より効果的な施策立案が行えるものと考えております。また、本市は、鹿児島市・鹿屋市・霧島市に隣接しており、地理的優位性を生かした独自の施策立案も行うことが可能です。データ分析や定住に関するニーズ調査などを行い、今後、施策立案を行うこととしておりますが、地理的優位性も生かしながら、特化した形で独自の対策を行うことが本市の人口減少対策の方向性であると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

もっと具体的な、効果的な施策が聞けると思いましたけれども、人口減少プロジェクトをつくりましたので、これからしっかりもんでいただいて、垂水市独自のアイデアを検討していただければと思います。

3回目の質問に入ります。

人口減少プログラムについて、ことしの3月1日に、人口減少対策本部設置要綱が設置されました。それによりますと、構成員は、本部長が市長、副本部長が教育長と副市長、委員として、総務・企画・財政・農林・水産商工観光課長、要綱第6条で、人口減少対策作業部会を置くことができ、本部長の市長が指名することになっています。

私は、この人口減少対策については、組織を中心として調査・検討することも大切だと思っております。人口減少対策本部を設置することは大いに大賛成です。私自身、当選して初めての議会の一般質問の中で、所属課にとらわれない、市長直轄の人口減少化抑止対策室もしくは新所属をつくったらどうだと質問したぐらいですから、評価したいと思っております。

しかしながら、ただこれだけではまだまだ足りないと思っております。この人口減少対策は、

とてつもないほど大きなもの、対策本部のみでは問題解決は厳しいと思います。このとてつもない大きな課題と闘うためには、やはり垂水市職員の一人一人の力が大切だと思います。全職員一人一人に垂水市の人口減の問題について危機感を持ってもらい、互いに真剣に取り組むことも重要だと思っています。だからといって、全員が作業部会に入るというものではなく、職員一人一人が通常の業務をしながら、もしくは業務の中から得た情報をもとにして、人口減少対策について日々考え、知恵を絞り出す方法、その知恵を人口減少対策の提案として、作業部会に提出するやり方が必要ではないかと思っています。

そこで、垂水市の職員全員から人口減少対策に対する知恵またはアイデアを吸収する取り組みは考えられないのか、お尋ねしたいと思います。

○企画課長（前木場強也） 人口減少対策プロジェクトについての3回目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、全庁横断体制で対策に取り組む必要があると考えております。人口減少対策作業部会では、多くの市民の方々の意見も参考にしながら、自由な発想で議論しながら、アイデアを出し合うこととしておりますが、全職員が一丸となって人口減少対策に取り組むことが必要であると考えており、今後、全職員からアイデアを募集するなどの取り組みについて検討したいと考えております。

本市の最重要課題である人口減少に全職員が危機感を持ち、同じ意識を持ちながら、将来のよりよいまちづくりを目指すことが大変重要であり、市民の方々の御協力もいただきながら、この取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

私、この取り組みについて、職員から提案を

募る制度を創設するという事を考えています。この提案制度とは、職員の研究心と行政参加意欲を高めて、行政水準の向上を目的とします。そして、創意性や実現性のほか、効果度や経済性、努力などで評価して、昇級や昇格などで報奨する制度です。このことによって、職員に自治行政に対して常に意欲を持たせるとともに、郷土愛を育むことにもつながると思います。

私は、警察で重要事件が発生したときに幹部が常に言う言葉に、「挙署一体となって」と話していたことを思い出しました。警察用語の1つかもしれませんが、挙署一体、警察署を挙げて、一体となって取り組む、その署を所とかわえて、挙所一体、市役所を挙げて、一体となって取り組む。この人口減対策は、まさしく職員一人一人が真剣に取り組むこと、そして挙所一体、市役所一体となって闘うことが大切だと思っています。ぜひとも、職員から提案制度を創設することについて、要望として上げておきたいと思いますので、検討していただきたいと思います。

最後の質問になりますが、市長に対して質問いたします。

私は、当選して初めての議会の一般質問の中で、人口減対策を取り上げて市長に答弁を求めました。私なりに考え方をいろいろと述べました。若者対策、高齢化対策、雇用促進のための企業対策、空き家バンク対策、そして交流人口対策、その考え方は今も変わりませんが、このように幅広く対策をとっていくためには、市長のやる気とリーダーシップが非常に大切だと思います。また、当時、市長は、私のこの質問に、人口増対策の中身に関しては非常に大きな問題であり、ただ、急がなければならない問題でもございまして云々と答えられています。

そこで、市長のこの人口減少対策プロジェクトに取り組む決意と、リーダーシップをどのように発揮していかれるのか、お考えをお聞かせ

ください。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の人口減少対策プロジェクトについての御質問にお答えをいたします。

私自身、人口減少については大変な危機感を持っており、この課題に対して抜本的な対策が必要であると考え、本プロジェクトを設置いたしました。

先ほど企画課長が申し上げましたが、人口減少対策に関し、自治体間競争が激しくなる中で、本市の地の利を生かせば、他の地域が人口減少対策に取り組む以上の成果につながる可能性があると考えております。そのためには、特化した特色ある政策が必要であり、市民の方々の意見も参考にしながら、若い職員が中心となり、自由な発想で議論を進めているところでございます。これにより出された提案を政策的に形にするのが私の仕事であると考えております。あわせて、人口減少対策には財源が必要であり、財源を大胆かつ有効に使うことが重要となります。将来の垂水をよりよいものにするための未来への投資は、積極的に行いたいと考えております。議会の皆様の御理解と御協力もあわせてお願いをいたします。

本年度から5年間の総合計画、後期基本計画において、人口減少対策を重点プロジェクトとして位置づけました。人口減少対策本部長として先頭を切ってこの対策に取り組む所存でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。ぜひ積極的に行動に移してほしいと思います。

次の質問に入ります。

まず、海潟温泉再生会についてです。

これまでの会議において、メンバーの経験をみんなで共有しながら、現在の海潟の現状に対する不安、期待などを確認しながら、次のステップを模索していると、そういう状況です。ど

うかこの再生会の活動に御理解をしていただき、必要に応じてぜひ御支援をしていただくよう、そういった体制づくりをお願いしたいと思います。

入湯税のことについてですが、入湯税は目的税ということですが、私が前回質問したときに、その用途の内訳については、環境衛生施設整備、消防設備整備。環境衛生施設整備というのはどういうものがあるかという、肝属地区一般廃棄物処理組合負担金、し尿処理施設整備、簡易水道施設整備。消防設備等の整備については、消防団消防ポンプ自動車の予算措置に一部充当、観光施策の整備については、猿ヶ城環境整備事業、観光振興については県観光協会負担金、白山祭の補助金、スポーツ団体誘致に関する経費、このような項目で使われていますけれども、明確に温泉事業に使われているかという、項目が見つかりません。温泉施設の経営者が入湯客から徴収している税金が、これまで温泉事業の活性化という明確な目的に使用されていない状況が続いているという状況です。垂水市の温泉事業を活性化させるためには、ぜひとも行政の後押しが必要ではないかと思えます。今やれることをやれる範囲で支援することが大切だと思います。

そこで、入湯税を支払っている特別徴収者の方々に対して、温泉事業の普及もしくは活性化を図る目的で還元するシステムづくりが必要ではないかというふうに思いまして、前回このことを質問しました。

先ほど財政課長のほうから、温泉事業の活性化目的のための予算措置として、温泉事業に特化できると。できないことはないが、そのかわり一般財源の中で運用することが云々という答弁がありました。入湯税は毎年、23年が210万円ぐらいですか、24年が238万円ぐらい、毎年200万円ぐらいの入湯税が徴収されているにもかかわらず、明確にその目的の1つである温泉事業

に使用されていない状況が見られる、そんな状況であることから、私は温泉事業の活性化のために予算措置が必要ではないかと思っています。

先ほど1回目の質問の中で、温泉事業の活性化について、どのように認識され、今後どのように取り組みがされるかという観光課長の答弁はございませんでしたが、改めて水産課長に質問します。キャッチフレーズの中に、垂水市は「花と溪谷と温泉のまち」と訴えています。垂水市は国道220号線が縦断していますが、この牛根地区から南の新城地区まで車で走って見て、キャッチフレーズにあるように、温泉のまちをイメージさせるまちづくりがされているか否か、課長の私見で結構です、お答え願います。1回目の質問は結構です。このことだけ手短しくをお願いします。

○水産商工観光課長（山口親志）垂水市の「花と溪谷と温泉のまち、垂水」ですので、その認識でしようけど、確かにそのキャッチフレーズをうたっておりますし、花と溪谷と、今言われました温泉のまちについては、果たして温泉のまちの施策をとっているのかといえ、私も4月からですが、はっきり言いまして残念なところがあります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、垂水市の取り組みがこの温泉業界に、まちづくりのためにどのようなことをしていけばいいのか、垂水市だけが、市だけが盛り上がるんじゃないかと、先ほども申し上げましたとおり、今、海潟再生会を立ち上げていらっしゃる方々の盛り上がり、それから旅館温泉を経営されている方々の盛り上がりと一緒に、垂水市も支援、バックアップ、そういった形をとっていかないといけないと思っておりますので、キャッチフレーズのことに関してはそのような認識ですが、ただ決して、先ほどから申し上げております、私も小さいころ海潟のあの温泉のまちは覚えておりますが、できるだけそのような形になっていく

というのを、今、再生会が若者の方々でしておりますので、そのあたりと意見交換をしながら、キャッチフレーズに負けない、それから支援ができる体制は充実したときにとっていくというつもりでおりますので、先ほども言いましたとおり、決して看板設置や温泉のまちづくりなんかに関しては否定的じゃありませんので、御理解していただきまして、支援をする時期が来ましたらそのような取り組みをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

今、積極的な答弁をいただいたと思います。これは確認の意味でもう1回質問します。この温泉のまちをイメージさせるような看板、モニュメントの設置、並びに温泉施設の改善・改修に対する助成金事業、これについて検討していただけるということによろしいでしょうか。一言で結構です。

○水産商工観光課長（山口親志） 看板設置については、また再生会とも協議をしながら、垂水市の考えとあわせまして、設置をする時期がいつなのかも検討しまして、それは看板設置が必要という判断をしましたら、看板設置してまいりたいと思います。

それから、先ほどから言われます短めと言われましたけど、店舗の改修なんかも、一般財源となっております入湯税云々じゃなくて、その時期には私のほうで財政課と協議をしてまいらないといけないんですが、ただ、商工会のほうでも、店舗の改善・改造、改善等の補助金制度もあるやには聞いておりますので、そのあたりと商工会関係者と協議をしながら、議員の指摘の補助制度の対応、導入についても調査してまいりたいと思いますので、御理解よろしく願います。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

海潟温泉ですね、皆さん、にぎやかだったこ

ろを覚えている人もおられると思います。いろんな地域から多くの人々が温泉街に来ていたわけです。民間から声が上がらないから動かないということではなくて、現在ある垂水市の温泉資源をフルに生かすために、ぜひとも行政主導で施策を打ち出して、民間にやってもらうということを考えなければいけない時期に来ているのではないかと思いますので、よろしく願っています。

3つ目の質問に入ります。

このH5N1型の新型インフルエンザです。非常に感染力が強くて、強毒性があるというものです。私は、何を言いたいかといいますと、ぜひ行政の皆様方についても、このウイルスに対する危機感を持っていただきたいということです。仮に、垂水市で1人の感染者が出たとすると、すぐに対応をとらないと、多くの人に感染し、場合によっては、垂水市の存続ができないほど多数の死亡者が出る可能性があると言っても過言ではありません。そうすると、ウイルスの感染者の疑いを認知した時点で一刻も早く対応をとらなければ、取り返しのつかない状況になってしまうと思います。新型インフルエンザの感染者を把握したときの対応措置について、お尋ねします。

また、この新型インフルエンザ等対策特別措置法によると、この議会開会のときにも言いましたけれども、法律の6条から8条において、国、都道府県、市町村では行動計画を作成することとされていると。で、6条において国が行動計画を作成し、7条において都道府県が行動計画を作成する。8条において、市町村長は、都道府県行動計画に基づいて市町村行動計画を作成することとされています。国の行動計画がまだ公表されていないということですが、垂水市の行動計画はいつごろをめどに作成されるのか、わかる範囲で結構です、教えてください。

○保健福祉課長（篠原輝義） 堀内議員の2回

目の質問にお答えをいたします。

新型インフルエンザ等発生時の措置についてでございますが、まず、新型インフルエンザ等が発生した場合、海外発生期で国内未発生時においても、政府対策本部及び都道府県対策本部が設置されます。次に、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件に該当する事態になったとき、政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、宣言以降は、各市町村対策本部が設置されることとなります。市町村は、事業者及び市民への情報提供や、国からの指示に基づく予防接種を実施することとなります。

次に、新型インフルエンザ等対策行動計画の作成時期についてでございますが、政府行動計画が、パブリックコメントを受け、6月7日に閣議決定されております。県は、特別措置法第7条により、この政府行動計画に基づき、現在、行動計画を作成中であり、その後、関係機関との協議を行い、パブリックコメントを実施し、意見集約、そして関係機関との検討を行い、施行することとなっております。

市の行動計画は、特別措置法第8条により、県の行動計画に基づき作成することとなっておりますが、この計画の作成に当たっては、県の行動計画においてその作成基準が示されることが前提となっております。また、市町村行動計画については、国のモデル提示を受け、県の行動計画作成後、整合性を持った形で作成することとなっております。作成時期につきましては、県の行動計画作成後、速やかに作成したいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

この新型インフルエンザですけれども、普通のインフルエンザというのは寒くなる時期に発

生しますが、この新型インフルエンザ、H5N1型の新型インフルエンザについては、多分海外から持ち込まれるのではないかなど、季節に関係なく発生すると思います。県の行動計画、できた時点で一刻も早く作成することをお願いしておきます。

本日、人口減少対策と温泉事業の活性化、そして新型インフルエンザ対策について質問いたしました。ぜひとも行政当局の積極的な今後の行動を期待して、本日の私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森 正勝）次に、9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

旧し尿処理場跡地の利用計画について、質問いたします。

垂水市は、屠畜場を民間に譲渡するに当たり、平成23年第2回市議会定例会において設置条例が廃止され、平成23年9月に民間に無償譲渡されました。無償譲渡され、約2年が経過しようとしています。新たな屠畜場の建設については、平成28年度に補助事業導入により建設する予定であると説明がありました。新たな屠畜場は、旧し尿処理場に予想されますが、利用計画はどうなっているか、お聞かせください。

また、現在の環境センターのし尿処理場の稼働に対して、10年余り経過しております。機械・設備の耐用年数が7年から15年と聞いていますが、し尿処理場も建てかえ時期に来ているのではないかと、お聞かせください。

建てかえとなれば、当然、し尿処理場跡地と考えられますが、その計画はどのようになっているか、現状と利用計画をお聞かせください。

垂水新港船だまりについて、質問いたします。垂水新港の船だまりは、過去において、台風

により高波で防波堤が破壊され、西側沖合に一文字堤防が設置されましたが、冬場の北西の風での対策がおくれていると私は思っております。船だまりは三角波が発生し、船同士が衝突し、また、船が岸壁に衝突し、破壊されたり、破損されたりしております。静穏度が保たれず、漁業者の方々は大変苦勞されています。平成23年度の4月に漁業者団体から要望書が提出されています。その時点で県のほうでは、海潟漁港改修、旧垂水港改修後に垂水新港船だまりの改修を計画しますと聞いておりますが、現在はどのようなになっているか、お聞かせください。

災害時の生活用水について、井戸水の活用はできないかについて、質問いたします。

本年も梅雨に入り、秋にかけて災害の発生しやすい季節となりましたが、災害の発生の起こらないことを祈っておるところでございます。今回、災害時の生活用水についてはこれまで2回質問しております。最初は平成17年12月議会で、各校区単位に災害用として井戸ポンプの掘削はできないかと質問しました。その答弁では、相当な経費がかかるので今後の検討課題にする答弁がありました。平成24年の9月議会で再び質問いたしました。そのときの回答は、現在まで各校区のボーリング掘削の検討及び予算化は対応していないが、しかし、個人所有の井戸水等の利用をさせていただこうということを検討している。ただし、今、検討はとまっていると答弁がありました。個人所有の井戸を活用する考えがあるのか。まず、市内に校区ごとの井戸数をどれだけ把握しているか、お聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（村山芳秀） 北方議員の旧し尿処理場跡地の現状と利用計画について、お答えします。

環境センターに隣接する旧し尿処理場跡地の土地につきましては、全体面積として6,268平方

メートルございます。現在はこの一部、373平方メートルを大隅ミート産業株式会社からの行政財産使用許可申請により、車両駐車場として有料で使用を許可しております。あと、もう1カ所、東側の40平方メートルを株式会社垂水巡回衛生社に貯水タンク敷地として同様に有料で使用を許可しております。

次に、今後の利用計画ですが、現時点での都市計画法上での用途指定を申しますと、し尿処理場建設予定地となっております。

現在のし尿処理場ですが、環境センターとして稼働以来14年目に入っており、建物に関する耐用年数といたしましては十分余裕がございまして、中の機器・装置に関しましては耐用年数を超えた装置がほとんどでございまして、また、浄化槽汚泥など年々持ち込み量もふえており、そのため、一部改修工事や部品の交換を行うなど職員が小まめにメンテナンスを行っていることから、これまで大きなトラブルもなく稼働が続けられているという状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、建物の鉄筋コンクリートの耐用年数は30年と、まだ16年ほどありますが、将来的には建設用地を確保することも重要でございます。したがって、旧し尿処理場跡地の土地利用計画につきましては、全ての土地が新たなし尿処理場建設予定地となっておりますので、その一部を、お話がありました新しい屠畜場の建設用地とするのか、まだ全体計画がはっきりとしない状況ですので、これらの進捗状況を注視しながら、今後、関係課とも協議の上、整理をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 垂水新港漁船だまりについて、土木課でお答えいたします。

御質問の箇所は、垂水新港の北側にあります本城川に隣接する泊地についての御質問とお伺いしましたが、この船だまりは、冬場の北西の

季節風が強いときは、特に南側に係留してございます漁船は波にもまれ、岸壁や船同士がぶつかり、舳先が当たるなどして船体に損傷を受けている現状であるということで、平成23年4月12日に垂水市漁業協同組合長様より市長に対して、防風対策と船揚げ場建設について要望書が提出されたことから、同年4月20日付で大隅地域振興局建設部長宛てに進達しているところでございます。

その後、県でも必要性を認識していただいたところでございましたが、同じころに海潟漁港の物揚げ場の陥没が発見され、詳細に調査をしましたところ、矢板に穴があき、数カ所の吸い出し箇所があることが判明いたしました。また、旧垂水港の長寿命化計画に伴う調査を実施しましたところ、物揚げ場などの矢板が腐食し、吸い出しを受け、空洞化になっていることも判明したため、付近を立入禁止にしてロープを張っているところでございます。

県としましては、この両箇所についての対策を優先しなければならなくなってきたとこのことでございまして、今のところ、この垂水新港の船だまり防風対策につきましては計画をする段階にまで至っていないとこのことでございますが、引き続き、要望は継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 北方議員の災害時の生活用水についての御質問にお答えいたします。

まず、災害における断水時の対応としまして、飲料水につきましては、水道対策部を中心に全庁的に給水対応に取り組んでまいりますが、対策が不足するようであれば、自衛隊などへの要請を行ってまいります。

ただ、議員仰せの生活用水につきましては、炊事、掃除や風呂水、特に水洗トイレ用など、飲料水の何倍、何十倍もの量を必要としますので、各家庭にあります井戸水の活用は非常に有効な方策であると思っております。

これまで、断水時におきましては、井戸をお持ちの家庭が近所の方々へ給水されておられましたので、地域のつながりを含めて、できましたら今後もこれまで同様の対応をお願いできたらと思っております。

実際、私個人も、平成17年災害の断水時に近所の方から井戸水の提供を受けましたので、井戸の重要性、必要性は私なりに十分認識しているつもりでございます。

次に、井戸を整備している家庭の実態把握についての質問でございますが、総務課におきましては、整備している家庭の実態については把握しておりません。ただ、生活環境課において、飲料水として使用できる井戸を整備している家庭につきまして、鹿屋保健所からの資料で、平成18年3月末現在ではございますが、300戸余りと戸数を把握されているそうです。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

一問一答でお願いします。

そうしたら、し尿処理場跡地は、都市計画法上は用途指定はしてあると、予定地である。その一部を屠畜場にするとかいうのは、現時点では白紙の状態という形で理解してよろしいですね。

新たなと場の建設計画が明確にならない以上、全てが計画が前に進まないことと思っております。

市長にお伺いします。市長、行政運営は、やはり市長が掲げておられる挑戦も必要です。また、継続も必要と私も思っております。まず、今現在、我が垂水市が何をすべきかと考えたとき、今現在、懸案になっているこの屠畜場とか、そういう問題を優先的にやはり実行するのが基本ではないかと私は思っておりますけれども、このところの市長、お考えを聞かせてください。

無償譲渡した際、幾つかの要件があったと思

います。市長はこれを十分認識されていると思いますが、これに関しても市長の考え、また今後の施策をどのように行っていくか、お聞かせください。お願いします。

○市長（尾脇雅弥）全く通告外なんですけれども、御質問がありましたのでお答えをいたしますと、さっき担当課長が答えたように、関係課とよく協議して、検討してやっていきたいというふうに思います。

○北方貞明議員 通告外という言葉でしたか、今。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっとおかしいんじゃないですか、市長。私のあれ、市長とか関係課に通告と書いてないですかね、そこに資料があればですが、書いてあるでしょう。ということは、通告しておると私は認識しますが、違うんですかね。

○市長（尾脇雅弥）済みません。中身が全然、私に来るという質問がなかったものですから、訂正いたします。

○北方貞明議員 通告していると私は認識しております。

先ほども、建物は鉄筋コンクリートで30年ほどの耐用年数があるということであります。私もそれは認識しております。ただし、管理棟中の設備、これは耐用年数は、先ほどもありましたように7年から15年でしたかね、この部品をかえられるところはそうして延命ができると思いますけれども、耐用年数が過ぎた、もうどうにもできないということになれば、運転ができないということは、し尿処理ができないということであります。だから、これは早目の建設計画をしていただいて、新しい処理施設をつくり、もって処理をしていかなければいけないと思うんですが。だから、1日も処理施設は休むことはできません。だから、市長、市のほうも早目の計画をしていただきたいと私は思っております。

屠畜場におきましては、民間の企業ですから、

事業計画や社会情勢によっていろいろと問題が発生すると思います。今、特にT P Pの問題もあり、なかなかその辺のほうは企業としても頭を悩まされておると思っております。大隅ミートさん、屠畜場を今やっていますけれども、大隅ミートさんは垂水の大企業です。そして、ここには多くの人の雇用が生まれております。垂水の活性化にも大いに貢献されておりますので、やはり行政としても、この問題はお互い定期的に情報交換をし、一日も早く屠畜場ができるように努力していただければと思っております。その辺のことを市長、お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）ただいま北方議員のほうから話があって、私もそのとおりでと思いますので、さまざまな社会情勢やいろいろなありますけれども、関係者とよく協議して、少しでも早く進められるように協議をしたいと思っております。

○北方貞明議員 そのように努力していただくという答弁がありましたけれども、あくまでも、屠畜場の計画が決まらなきゃ、し尿処理建設場もできないというようなあれですけれども、新しいし尿処理場の計画年度はまだはっきりしていないんですけれども、大体どの辺にめどを置いておるか、ちょっとその辺をお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議長（森 正勝）市長ですか。

○北方貞明議員 市長じゃなくても、課長でもよろしいです。

○生活環境課長（村山芳秀）北方議員の質問にお答えいたします。

先ほど、し尿処理場の新しい建設計画等はどうなっているかということで、確かに、し尿処理場が24時間フル稼働しておりますして、衛生処理施設に関しましては大体15年という耐用年数がございます。今、問題点としましては、貯水槽の部分少しあるわけですけど、これまで大きなトラブルもなく稼働しております。現在、平成31年度を目標としましたし尿処理基本計画、

一般廃棄物の処理計画の中に、ごみ処理とし尿処理がございますが、この中で、ことし、中間年度となっておりますので、このし尿処理の新しい建設計画等につきましても、し尿処理計画の中でどういうふうにしていけばいいかというのを関係課と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○北方貞明議員 課長、ありがとうございます。

そうしたら、船だまりについて質問いたします。

今、課長から答弁がありましたように、海潟漁港そして旧垂水港の改修が先になって、要望された新港のことは今、県のほうでは計画がないというふうな答弁をいただきましたが、先ほど課長も言われたように、船等の破損があるわけですから、これをできるだけ行政が一丸となって要望していただけるように、建設へ向けていただくように努力していただければありがたいなと思っていますから、よろしく願いいたします。

ここで、副市長にお尋ねいたしますが、副市長におかれましては県におられたとき、交通政策課で鹿児島新港、桜島フェリーが着くあのところと思うんですけど、Aラインがとまっているあのところと思うんですが、奄美海運の。あそこの岸壁に、皆様も新聞で読まれたと思うんですけども、東側の風が吹いたとき、あの大島海運のあそこの船が出入りができない、そういうことを皆さんも新聞で読まれた方もおられるかもしれませんが、そういうときのメンバーであったと私は聞いておりますが、我が船だまりも現場を見ていただき、ぜひ力をかしていただければなど、ありがたいと思っています。

副市長も検討委員会で尽力され、港湾関係には大変精通されていると聞いておりますので、その取り組みの意気込みがあれば、少し聞かせ

ていただければありがたいなと思っています。

○副市長（松下 正） 反問権を行使いたしまして、ちょっと確認をいたします。よろしいでしょうか。

○議長（森 正勝） 反問権を使用したいということですので、許可いたします。

○副市長（松下 正） 今お聞きしましたのは、私、企画部にいるときに交通政策課のほうで北埠頭の問題をしたんですけれども、それと関連して、この垂水新港の船だまりまであわせて回答してほしいという趣旨でよろしいでしょうか。

○北方貞明議員 はい、いいです。

○副市長（松下 正） それではお答えいたします。

現在、垂水新港の漁船船だまりの強風時の対策についてということで、私もこの質問をいただいてから何回か現場のほうに行きました。ただ、風がない状況でありましたので、議員の質問の状況では把握はできなかったんですけれども、私、直接、港湾とか漁港の整備には携わったことはございません。また企画部においたときに、交通政策課において、北埠頭の移転問題、北埠頭から新港の移転問題ですね、あと離島振興課においては、離島の港湾の関係とか漁港の関係の検討とか協議に加わることがございましたので、今回、質問の趣旨は風の影響とかいうことでございましたので、あわせて、事例も含めさせて、紹介させていただきたいと思います。

先ほどの北埠頭の問題ですけれども、昭和47年に港湾計画が改訂されたときに、北埠頭の、もともと本港区にあった奄美・沖縄航路を鹿児島新港のほうに移転しました。そのときには、将来的には本港区に戻っていただくということで北埠頭のほうを整備したんですけれども、北埠頭が完成してからしばらくたって、運航事業者、フェリー会社のほうから、年に数回、東側からの強風があると、離接岸が非常に難しいというような課題、問題点が指摘されました。こ

れにつきましては、鹿児島港の在り方検討委員会という検討委員会で協議をしました結果、結果的には、港湾施設用地が足りないとか、北埠頭のほうが、新港のほうに港湾施設用地がもう移転してしまっているとか、北埠頭の周辺はにぎわいのゾーンになっているとそういう問題もあって、鹿児島新港のほうをもう奄美・沖縄航路のほうの発着地として整備するというので今、整備されているところです。

その点、十島村の離島港湾においても、やっぱり計画のときには船揚げ場を潮流の関係だけで設計をしていたんですけれども、実際は、風向きとかそういう風の方角によって対応しないと使い勝手が悪くなるんじゃないかということで、そういう計画変更をしたケースもございます。

あと、種子島の港湾において、港の静穏度を高めるために間口ですね、間口に防波堤をもうちょっと置いて、狭めたらどうかというふうな意見もありました。ただ、フェリーが大型化していて、なかなか操船技術、入港するのが難しくなるというようなこともございまして、こういう静穏度と防波堤とかの問題については非常に微妙なところがございます。

これらの事例をちょっと今まで何件か感じたことというのは、港湾とか漁港の整備には非常に計画を策定してから膨大な期間と膨大な費用を要するという、実際に、そして整備した後にも、港ごとでそれぞれの風の状況、波の状況、それぞれ異なってきております。実際、こういう北方議員が指摘されるような北西の風の状況でそういうことが起きているというのであれば、何らかの改良をする必要があるのではないかと考えておりますし、これについては当初は予測できなかった事態じゃなかろうかと思っておりますので、この件については、先ほどありましたように、海潟漁港とか旧垂水港の緊急を要する整備の後には、ぜひこの箇所について速

やかに対応するように、県の大隅地域振興局のほうに申し入れをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○北方貞明議員 大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

ちょっともう1つ言わせていただければ、確かに副市長が言われたように潮流もありますけど、港というのはどうしても風が左右します。そこで三角波が発生いたします。それで、我が垂水が一番懸念される風は北西なんですけど、北西が地形上、65%北西の風が吹くということで、もうそれは県のほうでもデータを集めておられる、県のほうの資料で私も言うておりますけれども、65%が北西の風ですから、冬場の風がかなり強いわけです。冬場は急に来るものですから、船がよそにすぐ避難できないんですよ。まして、今の現在の新港の船だまりは升状になっていますから、船揚げ場がないものですから、どうしてもその升の中で波が発生しますから、どこの港より三角波が発生するような条件がありますので、その辺をよろしく検討していただいて、先ほど副市長が言われたように、次はやっていただけるといふことでありますので、この質問はこれで終わります。

それでは次に、災害時の生活用水ですけれども、井戸を持っておられるのは総務課では把握しておられないと。ただし、生活環境課でしたかね、それでは300世帯余りが、何か把握しておられるということでしたけれども、それはそれとしてありがとうございます。

これまで幾度も台風とか災害があったわけなんですけれども、市民にやはり不安や被害をもたらした災害には、一番水が先に必要であると私は思っています。それで先ほど、前年の12月には検討していないということでしたけれども、ぜひ課長、この戸数を把握していただいて、把握していただいた後には、災害協定とかそういうような施策も必要じゃないかと思うん

ですよね。建設業界あるいは商工会とはそれなりの災害協定をされておりますけれども、一般の家庭が、やはり一番先に近所隣で協力するのは一般家庭の方々と思うんですよ。それで、水をもらいに行くのも、そういう災害のときは、その井戸を持っておられる方は、それは気持ちよく「ああ皆さん、使ってください」とは言われると、当然言われると思います。しかしながら、やっぱりそういう災害協定を結んでおれば、大変皆さんも行きやすいんじゃないかと思うんですよね。

その中で、飲料水の検査とかということもありましたけれども、飲料水は1日に摂取するのが大体、今、皆さんもマスコミ等で御存じのとおり、3リッターあれば十分だというふうな報道もされております。しかし、先ほども言われたように、課長は認識されておるとは思いますけれども、1人当たり垂水市民が生活用水はここ10年間、200から240リッター、1人、使っておるというデータがあります。それで、だから水道課のほうも250リッターを1日、消費するというので今、計画を立てておられますので、その辺も十分認識されておられると思いますけれども、いかに生活用水が多いかということです。だから、ここでそういうことを考えた場合、一般の方々と、井戸を持っている方々と災害協定は結べないのか、お聞かせください。

○総務課長（中谷大潤） 各家庭の井戸水使用につきましては、地域のつながりから、過去の災害時と同様に今後も使用させていただけるというのは、先ほどの北方議員の意見と私も同様に考えております。ただ、共助の観点から、自主防災組織の活動の1つとして地域で対応していただきたく、行政からの依頼は控えているところでございます。

ただ、議員提案の協定につきましても、ふだんの地域のつながりの中で、給水に協力される家庭はそれぞれの地域で理解されていっしょ

らるでしょうから、今後も自主防災組織の活動として、地域で対応していただきたいと考えているところでございます。

ただ、先ほど申しあげましたように、総務課においては、井戸のまず実態把握が先であろうかと思っておりますので、井戸を整備している家庭の実態把握が断水時に対応する対策において有効な方策の1つでありますことから、協定の前に、まずその家庭の調査を検討してまいりたいと思います。そしてその後に、協定につきましては調査・研究を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、実態把握をしていただいて、前向きに取り組んでおられるということで理解してよろしいですね。ありがとうございました。

本当に質問してよかったなと思っております。市長が、今度の施政方針の中で、こうだからできない、どうすればできるかということ、それに取り組んでおられるということは十分わかりましたので、市長、その辺の協定のほうもよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問にさせていただきます。要望と。

くどいようですがけれども、災害に水がいかに必要であったかということは、私が資料を調べておったら、昔の新聞記事が出てきまして、こんなのが書いてありました。「水をめぐって」、これは台風が過ぎたときの記事なんですが、新聞記事ですからね、抜粋して読みます。「おーい、水が出るか」と夫の声に慌てて蛇口をひねった。ぷちゅぷちゅぷちゅっという気泡の音には、さびた色しか出てこなかった、こういう記事から始まるわけですけど、それから水のない生活が1週間ほど続いたと。断水生活に疲れているときに、「水を風呂にためませんか」という各家庭にタンク車で配ってくださったボラン

ティアの親子、友人。井戸のない、私のところなんですけれども、団地では、水をめぐって人々は助け合ったというふう書いてあります。そして最後に、この1週間、懸命に復旧作業をしてくださった方々に感謝、感謝、感謝というふうに新聞は結ばれておりました。

以上、参考にしていただければありがたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

正 午 休憩

午後1時10分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 南九州南部の梅雨入りが5月27日、いよいよ雨の時期となり、川も水であふれるだろうと思いきや、現在では雨量が少なく、所によっては、田植えシーズンであります、一部水不足が心配されます。大量の雨は災害が心配されますが、それなりの雨は必要でございます。

この時期、最も忙しかったモジャコ採捕が減少した水産業は、ブリの養殖を主とした牛根漁協とカンパチ養殖にかかわった垂水市漁協がごございます。本県養殖漁業は、魚の生産原価割れが続く中、生産者は経営存続の危機に直面しております。昨年4月ごろの浜値は、カンパチは1キログラム750円前後で停滞していましたが、尾数が多く、また出荷業者が各地に分散したことから、浜値はじりじりと下がり、特に秋から荷動きが極端に悪くなり、年明けに1キログラム600円と過去最低の浜値となり、この1年間、生産原価を大幅に下回る価格でありましたが、4月、5月に入り、浜値が回復しつつあります。

しかし、冷凍餌も国内の水揚げが安定せず、産地の在庫も少なく、相場も高値で推移しております。円安による国内物は輸出中心となり、餌向けの供給は減少し、相場も高どまり傾向にあり、中国からの餌輸入価格の上昇を招いている状況にあります。

こういった苦しい状況の中、こういった対応が必要なのか、お尋ねいたします。

次に、起業支援型地域雇用創造事業について。商工業振興費として1億4,300万円余りの予算が計上されております。起業した企業の支援を行うものであり、垂水市にとってはありがたい事業であります。話によりますと、水産業を初めとした13の起業事業が予定されております。事業の目的と内容についてお知らせください。

中山間地域総合整備事業について。

昨年度より始まったこの事業は、大隅西部地区を主としたKAM事業が平成21年度で終了しましたが、その後、地域の農家の方々を主とした要望が多くあり、それに答えるために県主体のこの事業は導入され、いよいよ本格的実施となりました。私も地域の協議会で要望した1人で、大変うれしく思っているところであります。垂水市の取り組み状況をお知らせください。

道路整備について。

桜島の降灰もこのところ垂水市を避けてくれ、寂しい限りでございますが、この状態が続くことが垂水市民の希望であります。降灰のため市道・農道整備にお金が多く必要となりますが、いろいろな状況の整備についても市はそれなりに対応されていると考えます。鉄道跡地も整備されております。牛根地区の鉄道跡地の整備の予算も計上されているようであります。海潟地区も鉄道跡地は整備していただき、感謝いたしております。

前にも一般質問でいたしましたガードレール建設について、設置の方向で再度お願いして、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志）川畑議員の水産業振興、特に養殖事業を主とする今後の垂水市の対応について、お答えいたします。

本市においては、2つの漁協の組合の状況で、まず垂水市漁協のカンパチについては、指摘のとおり、昨年度の浜値がキロ約600円でありましたが、現在はキロ800円から900円に上がってきておりますが、キロ600円の時期に量でカバーしなければならなかった状況であったことから、国内で絶対数量の不足が生じたため魚価が上がってきておりますが、数量が足らず、依然として経営は厳しい状況であります。

牛根漁協のブリに関しても、キロ500円台から始まり、キロ400円で推移し、平均価格で昨年度に比べ約50円安のキロ537円となり、同じように経営は厳しい状況であります。

あわせて、指摘のとおり、円安の影響で、燃料費もですが、餌代の高騰が懸念される場所です。両漁協とも、方針を変えることなく、安心・安全な魚を消費者に届ける最大限の努力をされておられますし、また多くの若い後継者が育っておられますことから、両漁協と現状をしっかりと協議し、精査し、組合の存続イコール水産業振興のためにも、今議会に提案できませんでしたが、議会の皆様にしっかりと理解していただける対応の提案をしていきたいと思っております。

両漁協とも、現状の厳しい状況の中で独自のあらゆる対策をとり、努力されながら、平成25年度をスタートされました。また、引き続き、生産・加工にあわせて販売においても、国内外の市長等のトップセールスの協力を惜しみなく行ってまいりたいと思っております。

続きまして、2番目の起業支援について、お答えいたします。

起業支援事業は、これまで行われてきた緊急雇用事業と同じように厚生労働省が行う雇用対策の事業ですが、今回は約30億円の基金があり、

このうち、半分の15億円が市町村であると聞いております。今回の事業は、対象者が民間企業やNPOに限られていること、対象となる企業は、創業後10年以内の企業か、10年以内に新たに新分野に進出した企業であること、市がこれらの企業と委託契約を結ぶときに、事前に民間人から成る審査会の審査を受ける必要がある等の制限があります。

国が想定している事業スキームは、農業や漁業など1次産業を行っている企業が、加工品をつくったり販売する産業の6次化や、観光振興、ITや医療分野などの時代のニーズに沿った、今後、発展が可能な事業です。

本市は、今回の13事業について県と事前協議を行いました。事業費にしても、指摘のとおり1億4,000万円です。これは、県下で一番多い件数と事業費であります。県内の申請数が67件で、鹿児島市が12件、隣接の鹿屋市では1件であることから見ても、本市の申請件数は非常に高いものと思われまいます。

以上です。

○農林課長（池松 烈）川畑議員の中山間地域総合整備事業について、お答えさせていただきます。

まず、確認の意味も込めまして、中山間地域総合整備事業の概略につきまして触れてみたいと思えます。

この事業は、中山間地域は傾斜地や狭い農地が多いなど農業の生産条件が不利で、また、集落内の道路が狭いなど生活環境の整備もおかれていることから、農業生産基盤と生活環境基盤を統合的に整備し、農業・農村の活性化を図り、定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全等に資することを目的としています。

また、対象地域としましては、特定農山村・山村振興・過疎・離島・半島等の5法指定を受けた市町村、又は準ずる市町村で、林野率が50

%以上の地域、主傾斜100分の1以上の農用地面積が全農地の50%を占める地域であることが条件であります。また、本市の事業体系につきましては、集落型のうちの生産基盤と生活環境の一体的な整備を図る一般型に類します。

事業主体は県でございまして、生産基盤では国が55%、県が30%、市が15%の負担、生活環境では国が55%、県が25%、市が20%の負担となります。

先ほども御質問の中にありましたが、本市におきましては、平成14年度から21年度まで、KAM大隅西部地区としまして事業を導入していた経緯もございました。また、その後の各地の農家の皆さんや各集落、各振興会の数多くの要望に応じていくには、この事業の再度の導入は必然的なものであったと考えます。本市のような財政基盤の弱い市にあっては本当に必要な事業であると確信しているところでございます。

そこで、今回の県営中山間地域総合整備事業、一般型垂水地区の事業内容でございますが、期間は平成24年度着手の平成29年度完成予定でございしますが、状況に応じた形で期間は延長になる場合もあるようでございます。

農業生産基盤整備としまして、農業用排水施設整備が23路線、農道整備が14路線、圃場整備が1団地、農村生活環境基盤整備としまして、農業集落道が9路線、集落排水路が3路線、農業集落防災安全施設整備が11カ所、情報基盤施設整備が1集落を計画しているところでございまして、計画の時点での総事業費は9億4,573万円でございます。

重複した答弁になるのかもしれませんが、この中山間地域総合整備事業は、振興会また農家を初めとします市民の方々からの要望のあります事業を県主体でやっていただけますし、また、本市単独ではなかなか事業実施のできない大規模な事業も実施していただけます。本市は、事業実施に当たっての現地での調査・調整や用地

交渉等の環境整備及び負担金拋出を行うだけでございまして、非常にいい影響及び効果を期待できますもので大変重宝しているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 鉄道跡地の道路整備計画について、お答えいたします。

この道路は、一部区間は農道整備で舗装された路線でございますが、御質問の箇所については、県において、通常砂防事業海潟谷として県に整備していただいた砂防施設であります。道路としての取り扱いでなかったためにガードレールは設置されなかったものでございます。しかし、地元では農道として利用されており、前後の農道整備で舗装された箇所はガードレールが設置されていまして、その後、地元から通行に危険であるとの要望もあったことから、平成23年度に県に要望しましてガードレールを設置していただいたところでございます。

ただし、当時、県単独事業による工事で設置していただいたのですが、工法が変わったために予算が不足することになり、恵比須谷側が延長14メートル、大浜側全線の延長140メートルが未整備となったままになっているようでございます。

この箇所は、隣接する住宅地との高低差もあるため危険な箇所でございますので、市としましては、県に対して、砂防施設内の未着手区間について早期整備を強く要望しているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 私は一括方式で質問してみたいと思います。

まず、水産業の振興について、課長のほうから御説明がありました。

今の状況は全体的にちょっと上向きに養殖業はなってきたおるわけですけれども、苦しい状況は市民みんなが知っていることだろうと思いま

す。最低の600円という価格まで落ちまして、もう全体的にこれはだめだろうと思われていたわけですけれども、現在におきましては徐々に値上がりをしております。しかしながら、また値上がりをしたといたしましても、それに見合ったサイズの魚がないということで、まだまだ厳しい状況が続くのではないかと思います。垂水は、最初ブリに始まりまして、現在、垂水市漁協はカンパチに入れかわっているわけですけれども、これはきのうの新聞に、ちょうどよかったなと思ったんですけれども、出ておりましたが、ブリとカンパチの件ですけれども、県内の養殖ブリの生産量というのは昨年で5万8,000トンで、愛媛県が2位の2万8,000トンということで、20年連続で全国のトップであるということです。現在ではブリとカンパチが半々で拮抗しているという状況の鹿児島県の養殖の状況です。

こういった中なんですけれども、ごらんのように魚の値段が安いと、それに餌も高いと、そしてまた原油も上がっているというようなことで厳しい状況の中なんですけれども、魚が値段が上がってきたということで、一部、光が見えてきたんですけれども、しかしながら、さっきも言いましたように円安の傾向で、餌のほうも不足しているというような状況です。今まで円高に推移していましたので、垂水市漁協のほうも中国産の魚を輸入しておって、それにどうにか採算に合うようにしてきたんですけれども、最近では円安ということでそれもなかなか仕入れが難しくなったというようなことのようにです。先日も漁協のほうで協議会がありまして、銚子沖の魚が餌として使えないかということで協議いたしまして、各漁協は銚子の魚を使っていったんですけれども、垂水市漁協は、原発の関係がございまして一時、最後までその魚は使わないと、垂水のカンパチには使わないということにしたけれども、餌が少ないということで、

今回銚子の餌も仕入れるという状況になったようです。

そういったことでなかなか厳しい養殖業なんですけれども、これはやっぱり幾らかの支援が私は大事じゃないかと考えます。今、国・県のほうで、借り換え資金ということで金利の低減等の制度があるわけですけれども、そこら辺も今後、どんなふうにご利用できるかというのがありますけれども、この件について、ひとつ課長のほうでわかっておりましたら状況を説明していただきたいと思ひます。

それと、起業支援事業についてです。

これは、本会議の当初のとき持留議員も質問されまして、大変いい事業が導入されるんだなと私は考えております。特に、課長のほうで説明がございましたように、県下でも一番トップを走っているこの事業を、13という事業を取り入れていただいているというようなことで、垂水市としては一生懸命、私は頑張っているなという感じを受けます。この中にも、ちょっとお聞きしたんですけれども、4つの事業の中で水産業にも取り入れていただいているというようなことで、ありがたいと思う反面、頑張っているなという気持ちもいたします。今後、これで想定される事業の効果についてはどうなのかを少しお知らせいただきたいと思ひます。

次に、中山間の総合整備事業についてお尋ねをいたします。

補正予算で2億7,688万円、繰り越し事業として今年度予定をされておって、また当初でも予算化されまして、3億2,000~3,000万円のこの事業費が垂水市に県の主体で起こされるわけですけれども、急にというんじゃなくて、これだけの大きな事業が、お金が垂水市で使われるわけですけれども、これだけのお金を、事業を私は使いこなせるかなと心配もしております。

この事業は、国が55%で、市が15%から20%の持ち出しというようなことで大変、それができ

れば、各地区においては大変待ちに待った事業がこんなに一気にできるのかなという気がして、うれしいんですけども、最終的には9億円近い事業費になるというようなことで、財政の少ない垂水市においては大変いい事業を取り入れていただいていると思っております。この中で、取り組み状況については説明を受けましたけれども、24年度、25年度の整備の実施の状況、これをお知らせしていただきたいと思っております。

道路整備について。

鉄道跡地についてですけども、鉄道跡地についてもいろいろ市のほうでも取り組んでいただいて、我々協和のほうも、中俣の鉄道跡地、海潟の鉄道跡地としても、道路としてしっかりとした事業をしていただいております。その中でガードレールがちょっと不足しているというようなことで、去年、おとしでしたかね、お願いをしたんですけども、県の事業というようなことであって、ぜひこれを実現していただきたい。積極的にまた課長のほうでも県のほうにお願いしていただきたいと思っております。

その中で、道路の整備についてということで、今、中俣の浦谷から海潟の協和小学校までの林道が整備されておりました、そのほかに今度は牛根麓線につないで整備がされているわけですけども、最初この道路がつくられた状況で、海潟の三角の山のほうで崖崩れが起こったことがございます。そこところは馬の背みたいになっておりまして、狭い道路になっておりまして、最初ちょっと工事に苦労されたようなことで、橋の状況で道路をつくってあるようですけども、ここがまた再度危ないんじゃないかという地域の住民の声がありまして、この排水を、普通は飛岡川のほうのため池に落ちるんですけども、三角のほうに落ちる可能性があるんじゃないかというようなことがありますので、ここをしっかりと、また崖崩れが起こらないように整備していただきたいと思うんですけども、

そこら辺はどうか、お答えいただきたいと思っております。

以上で、2回を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志）川畑議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、制度の借り換え資金の説明であります。先ほど申されたとおり、借り換え資金については、負債やら運営資金の低利・低減等のための資金でありまして、このあたりの制度の取り組みを少し御報告をさせていただきたいと思っております。

借り換え資金については、垂水市漁協に少し特化しておりますが、国のほうも、垂水市漁協に水産庁の水産振興課長並びに国の予算課長にお越しいたきまして、国と県とあわせまして、私もその席に同席しております。今、漁協の現状の把握やら、それから協議・要望をいたしました。

また、この借り換え資金についても、枠拡大や延長のお願いを両漁協と一緒にしてまいりましたが、やはり信連との関係、今までの負債の、ちょっと大きな負債の関係、それから借り換え資金の現状の枠の配分等、相当お力をいただいてきておりますが、まだまだ借り換え資金の執行に至っておりません。

ただ、現在でも、まだその枠の中での借り換え資金の制度の調整はずっと今もしているところですので、このあたりは精いっぱい漁協と一緒に、組合と一緒に制度に向けて頑張ってみようと思っております。

また、新たな単価の補償制度の積立ぷらすの制度を期待しているところではありますが、このあたりは組合で漁業者に加入推進に努めてまいりまして、単価の補償制度の推進をしてまいりたいという、積立ぷらすの御報告をいただいております。

ただただ、先ほども言いました借り換え資金のことやら含めまして、水産業の厳しさは垂水

市だけではありません。先ほども言われました県内カンパチそれからブリの養殖業者はたくさんいらっしゃいます。借り換え資金の枠の配分等の厳しさはありますが、さまざまな制度もこのほかに県の事業等もありますので、そのあたりも含みながら、現状の中、精いっぱい努力されておりますので、その制度に向けまして市のほうも関係機関と調整を行いながら、依頼を行っているところです。借り換え資金についての、両組合の借り換え資金に対しての期待度は非常に大きいんですが、現状はそのような形で、枠等で厳しい状況にあることを回答させていただきます。

それから、起業支援についての想定される事業効果について、質問に対してお答えいたします。

先ほど申し上げました本市での申請が多かった理由としまして、先ほども説明しましたとおり、事業の取り組み、スキームが、本市が推進している観光振興と産業の6次化といった命題と同じであったことと、雇用を拡大し、販売の強化等を行った事業を大きくしていこうとする比較的若い民間企業や、新分野への進出しようとしていた企業が多かったことが挙げられます。特に、水産関係では4つの事業を想定しております。このうち3つは、市内の民間水産業者が対象となっております。想定している事業費は6,500万円で、これによる新規雇用者は18人になる予定です。募集する企業は、販売を海外に求めたり、新たな加工施設をつくらうとする企業を想定しており、事業の活用により、人件費や販路拡大のための旅費、宣伝費などの経費への活用が見込まれるところであります。

以上であります。

○農林課長（池松 烈） それでは、平成24年度及び25年度の整備状況についてでございますが、国の平成24年度の景気対策のための大型補正によりまして、24年度及び25年度ともに大幅

に事業費の増額を行うことになったところでございます。

それではまず、24年度の実施状況でございますが、農業生産基盤整備の農道整備3路線、後平1農道、後平3農道、池田農道の測量設計委託と、地質調査の支持力調査8カ所を実施しているところでございます。

25年度の予定でございますが、農業生産基盤整備の農業用排水施設整備、ため池1カ所、団地1カ所、用水路3路線、排水路2路線、農道整備12路線の整備の実施を予定しているところでございまして、そのほか、今申し上げました整備予定箇所の事業の進捗状況を見ながら、圃場整備1団地の農地の一筆測量を予定に入れていきたいとの大隅地域振興局の担当者のお話でございました。

また、事業費の大幅増額によりまして、事業実施の御心配をいただいているわけですが、本市の役割でもあります調査・調整及び用地交渉等の環境整備を、土地改良区を初めとしました本市の関係機関と連携を図りながら、事業推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 福岡浦谷線の排水について、お答えいたします。

御質問の箇所は、林道で整備された道路で、馬の背になっているところでございますが、道路勾配も一番低い箇所であるため、水が集まってくる箇所でもございます。この箇所の下側は、東側に飛岡新ため池、西側に岡の三角ため池がございますが、ここには道路横断側溝が設置してあります。この排水の流末は飛岡新ため池のほうに流れる構造になっておりますが、一部灰がたまっているようですので、これも除去するなり、対策もとりたいと思います。

以上でございます。

○川畑三郎議員 水産業の振興でございます。

国・県の借り換え資金についても、課長のほうでもいろいろ御支援をいただきたいと思います。

今、両漁協が垂水市のほうから振興資金を借りております。両漁協も、普通であれば損失補償をしていただききたいと、何回も要望をしたわけですけれども、このやっぱり損失補償についてはなかなか実現が難しいというような状況で、できないというような状況だったと思いますけれども、そこで、この振興資金を両漁協に1億円ずつ貸していただいて事業運営をしているわけですけれども、これが今、ちょっと少なくなりまして、垂水市漁協は9,000万円という状況になっているんですけれども、今のこの状況の中で、今後、少なくなる状況が想定してあるんですけれども、この水産業の苦しい状況の中で、それでいいのかと私は思います。

できたら、この1億円、最初借りたわけですから、損失補償もできないのであれば、垂水市の漁業の振興のためにも、私は枠をかえって拡大していただききたいというのが、一番の私のお願いです。そういうことを想定しながら、9,000万円というのは維持しながら、それをできたら上乘せしていただければなというのが私のお願いですけれども、そしてまた、一応期間も決まっておりますので、期間の延長とかというようなことを考えていただければありがたいんですけれども、新しいそういう制度があればいいんですけれども、今の状況はなかなか、資金が必要だという漁業の今の状況です。これはもう市長も課長もよく知っていらっしゃると私は思いますので、ここで助けてやらないと両漁協もなかなか苦しいという状況ですので、市長、ここで市長の、そういった漁業者の声をどうにか私は反映していただききたいという気持ちですので、そこら辺をひとつ市長のお気持ちをお聞かせいただききたいと思います。

中山間総合整備事業ですけれども、今、課長

のほうでいろいろ説明していただきまして、本当に大きな路線が今後、予定されております。3億幾らの予算化なんですけれども、なかなか事業が全部できればいいんですけれども、できたらそれが全部消化できるように、ひとつ地権者とのまた交渉もあるでしょうけれども、ひとつ農林課のほうも、土地改良区がありますので、地域の代表の方々と一生懸命折衝をしながら、地域のためになる事業ですので、ひとつ実現をするようお願いしたいと思います。

私たちの協和地区のほうも、米山のため池と鶴田地区の、鶴田地区というのは脇登のトンネルのところなんですけれども、ここのパイプライン化をお願いしているわけです。それと飛岡地区の耕地整理なんですけれども、みんな期待をしているんですけれども、この進捗状況はわかっておったらお知らせいただきたいと思いません。

道路の整備については、ひとつ現場を見ていただいたと思うんですけれども、よろしくお願いします。海潟のほうで、降灰がひどかった地域でロードスーパーがとれなかったとか、とり残した分を、人力で市のほうでとっていらっしゃいます。私も現場を見て、きれいにされているわけですけれども、この事業の状況、これはどういった状況でこうしてとり行われるのか。地域の方は大変喜んでいらっしゃいます。これを全体的にまた広げていただければいいんですけれども、ここら辺をひとつお教えいただきたいと思いません。

○市長（尾脇雅弥）水産振興についてのただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、経営は両漁協とも非常に厳しい状況にあるということは認識をしております。しかし、水産業は農業と同時に、1次産業の中心でもありますし、若い後継者も多くおられますことから、組織経営に垂水市も対応、援助していかなければなら

ないのはそのとおりであるというふうに思っております。

しかし、損失補償を行う環境、条件が十分に整っておらず、現状では市の損失補償は考えておりません。しかし、何らかの支援が必要であるのは、先ほどもお話ししましたけれども、そのとおりでございまして、現在行っております振興資金については、損失補償のかわりに、現状をしっかりと把握して要望等をお聞きして、9,000万円から7,000万円、さらに5,000万円という協定はございますけれども、現状の危機的状況を考慮しますと、水産業振興のためには、期間の延長や額の据え置き、拡大等も含めて、支援が必要であるというふうに思います。しっかりと議会の皆様に提案をして、協議をお願いしたいと思っております。また、そのことは担当課長にも指示しております。加えまして、県や国に対しても、効果的な施策の具現化をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、実施予定地区の協和地区の中の米山ため池、鶴田団地、飛岡団地の進捗の状況について、報告させていただきます。

まずもって、この地区の事業計画策定に向けての準備段階におきましては、同意を初めとしました意見調整等に多大な御協力をいただいたことに感謝いたします。

2回目の答弁と一部重複するところはございますが、御理解いただきたいと思います。

まず、米山ため池でございますが、施設の老朽化が激しく、調節板を人力で引き上げなければならない状況のため多大な労力を費やしている状況でございましたが、今年度の事業実施によりまして、維持管理労力の節減と計画的な用水確保を図ることが可能になります。

次に、鶴田団地でございますが、近年、施設野菜や転作などによりますます複合的な営農形態が

進行しつつある中、用水を山からの水やため池の利用等、用水の確保に苦慮されている状況でございましたが、今年度の事業実施によりまして、用水の有効利用を図るためのパイプライン化が図られます。

最後に、飛岡団地でございますが、山と川に挟まれた水田地帯であり、未整備に加え、不整形な小区画であるため、農作業時の作業効率が極めて悪く、多大な労力を費やしている状況でございましたが、区画整理を行うことで大型農業車両並びに大型機械の導入を図り、農業所得の向上と近代化農業の確立を目指していくことができると考えられております。

今年度は、他の整備予定箇所の事業の進捗状況を見ながら、農地の一筆測量を予定に入れていきたいという担当者のお話でございました。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 集落内の降灰除去について、お答えいたします。

道路降灰除去は、桜島が噴火し、降灰があった後、現場の状況を確認し、除去の必要があれば出勤を依頼することになってはいますが、4月以降は降灰量は激減しているところであり、補助基準になる降灰もないため出勤もかけていないところでございます。

しかし、今まで降っていた灰や風によって飛ばされてきた灰が、風の吹きだまりになる道路にはかなりたまっているところも見受けられていたため、市内の状況を確認に行きまして、今現在契約している業者に、その区間内にある集落道や農道の降灰除去を、これは市の単独費を使いましてお願いしているところでございます。また、5月末に爆発した降灰は牛根側に流れたようございまして、二川地区にはかなりの降灰があったため、県道垂水大崎線は大隅地域振興局に依頼し除去していただき、市道につきましては環境整備班で除去したところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。それぞれいろいろ頑張ってもらって、ありがたく思います。

水産業の振興については、市長も御存じだと思いますので、ひとつ両漁協に温かい支援を伸べていただきたいと思います。

課長も4月にかわられまして、一生懸命、今、頑張ってもらえるようです。ですから、ちょいちょい両漁協に足を運んでもらってきて、状況を把握しながら支援をしていただきたいということをお願いしておきます。

起業支援の事業については、今後のスケジュール等についてお聞きしたかったんですけども、これは1年間だけの事業ということですので、これが引き続き実施できればいいなと思うんですけども、そこら辺をしっかりと把握して、この事業で支援をしていただきたいと要望していきたくと思います。

中山間総合整備事業については、本当に大きな事業がたくさんありますので、ひとつ地域の方々と一緒になって取り組んで、事業をしっかりとやり遂げていただきたいということをお願いいたします。

道路整備について、一番私も喜んだのが、今、単独で降灰をとっているという状況を私も見るんですけども、特に、海潟のほうは、やっぱり状況が多いわけですけども、とった後を見ますと灰がひとつも残っていないという状況で、灰が降らなくなってから私も言われました。私と話しした2日ぐらい後に、もうとったもんですから、私としてはですね、「おまんさあが言うたな、おまえが力は大きいなあ」ということも言われましたけれども、私は「うんうん」とそれだけでした。それだけ頑張って、私はもう土木課長も一生懸命だと知っていますので、そんなふうに取り組んでもらいたいというのは本当にありがたいなと思います。こういうことを

また続けて、特にまた市道、そういう道路ではなくて農道もそういう状況が私はたくさんあると思いますので、大きい車を出して、そこら辺も今後ひとつ頑張ってきれいにしていきたいと思います、もうこれは要望にしておきますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

そういったことで、私の質問を終わります。

○議長（森 正勝）次に、10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして質問をしてまいります。

まず、市政運営について、6項目質問通告をしておりましたが、3番目のふるさと納税については、川越議員の質問で理解をいたしましたので割愛いたします。

九州電力値上げの影響と対策について。九電は、大口向け電気料金を4月から値上げをいたしました。値上げ以降の垂水市の公共施設の電気料金の負担増加分、それと節電対策について、伺います。

来年4月にパソコンの基本ソフト、ウィンドウズXPのサポート期間が終了しますが、鹿児島市では、行政で使用する約2,700台を、リース時期に合わせて2012年までに全て更新しております。鹿児島大学でも、職員が使う800台のうち約500台のXPを、今年度中にパソコンの買い替えとか、基本ソフトのアップグレードで対応するようです。垂水市での対応について、教えてください。

「魅力ある観光」、これに「地」を入れてください、観光地事業として、観光振興と6次産業化については、3月議会において数人の同僚議員から質問がありましたが、3月議会以降の動きと今後の活性化対策について、伺います。

図書館運営については、時間延長や休館日の問題などこれまでも質問がありましたが、佐賀

県武雄市では、T S U T A Y Aの運営会社を指定管理者にして4月からオープンをいたしました。開館時間は午前9時から午後9時までで年中無休でありましたが、来館者がふえて午後11時までに延長したそうです。樋渡市長は、これからの図書館には大衆化が必要で、これまで図書館に来なかった人にいかにリーチするか、それが公共施設としての図書館の役割だと言います。図書館運営のあり方について、考えをお聞かせください。

教育再生に向けて、教育委員会制度改革の提言がまとめられました。教育長の責任・権限一元化について、市長と教育長に現時点での考えを伺います。

学校教育について。

体力テストと学力テストについて、鹿児島県と垂水市の現状をお聞かせください。

学校を週6日制にという議論がありますが、既に月2回から3回、土曜日の授業を行っている自治体があります。小学校英語の正式教科問題とあわせて、今後の課題や対応について、伺います。

学校の防災訓練について。神奈川県鎌倉市では昨年8月、津波が発生した際に高台の避難所まで徒歩で何分かかかるか、色分けをした「逃げ地図」を作成をいたしました。桜島の海底噴火による津波は、北側噴火の場合、垂水市では牛根だと思われていますが、垂水市では5.82メートル、北東側の場合、7.68メートルと想定されております。東日本大震災が発生したとき、岩手県釜石市では地震直後に子供たちが逃げ始め、大津波の中、幼稚園児や高齢者を助けながら、市内の小・中学生約3,000人のほとんどが無事で、これは釜石市の奇跡と呼ばれております。川越議員の質問で、学校からはすぐ裏山に逃げるといった回答がありましたが、訓練について伺います。

給食アレルギーについて。給食でアレルギーの原因食材を口に入れ、治療を受けるケースが

増加傾向にあり、対策の徹底が急務だと言われます。小学生の食物アレルギーの6割は、それまでアレルギー症状を起こしたことのない児童に起きており、繰り返さないためには、献立表を事前に確認し、給食の食材を1回は家庭で食べさせて様子を見たりする必要があるようです。取り組みについて、教えてください。

学校図書館について。新しい学習指導要領になって教科書で紹介される本がふえ、学校図書館を利用する授業がふえているそうです。学校図書館を、学習情報センターとしての役割を充実させるために、国は、新学校図書館図書整備5か年計画で、蔵書数の更新に単年度で200億円、教材として活用する新聞の配備のための費用として年間15億円を予算措置しております。これは交付税の中に含まれてははっきりしない金額になっているんですが、垂水市の小・中学校の図書館について、伺います。

就学援助は、8月から引き下げる方針が決まった生活保護の基準額が適用の目安になっており、対象から外れる子供が出るおそれがあります。市町村によって、援助の範囲や制度の周知方法にはばらつきがあるようです。垂水市での対応について、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（野妻正美）池山議員の九電の料金値上げによる影響と対策について、お答えいたします。

九電は、契約電力50キロワット以上の高压受電の企業向け電気料金を4月から契約更改時に平均11.94%、家庭向け電気料金を5月から平均6.23%の値上げを実施しています。本市の市役所庁舎を初め、学校、文化会館、公民館、堆肥センター等の公共施設における平成24年度の電気消費量を申しますと、約406万キロワットで、電気料金は8,730万円ほどとなっております。公共施設には、高压または低压で受電している施設が混在しており、また、値上げ率も施設に

よりそれぞれ異なり、電気料金の値上げの影響額を算定するには難しいものがありますが、九電からの資料等を参考にその影響額を試算してみますと、施設全体での平均値上げ率は8%ほどとなる見込みで、金額にしますと700万円ほど高くなると思われま

す。今までも節電には全庁挙げて取り組んできておりますが、値上げ分の影響を緩和するためには、これまで以上に各施設での節電に対する取り組みが必要であると考えております。現在の取り組みとしまして、クールビズ・ウォームビズの実施、空調機の温度設定、照明の分電や間引き、昼休み等の消灯及びOA機器のシャットダウン、グリーンカーテン等を実施しているところでございます。

今後とも、小さな積み重ねではございますが、職員一人一人が意識を持ち、全庁的に電力消費量の軽減ができるよう取り組みの強化を図ってまいります。

以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀） 電力の値上げに関連しまして、生活環境課での取り組み及び対策について、補足して御説明申し上げます。

電力を初めとする温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みについて、平成19年7月に垂水市地球温暖化対策実行計画を策定し、約6年が経過し、この実行計画に基づいて、消防を含めて市役所全体で取り組んでいるところでございます。

取り組み等につきましては先ほど財政課長のほうからありましたので省略いたしますが、この実行計画は、平成27年度までに6%の温室効果ガス排出量の削減を目指すもので、先月、これまでの実績、評価及び今後の方策について中間報告を行い、市のホームページへも掲載したところでございます。

具体的には、毎年、電気を初め、灯油、重油、ガソリン、軽油及びLPガスの使用量を各課か

ら提出していただき、年間のエネルギー消費量を算定いたしまして国に報告をしております。また、職員の責務としまして、要綱の中で温室効果ガスの排出削減に取り組むよう明記されており、この実行計画に基づく評価や改善点、そして方向性につきましては、全課長で組織をしております垂水市地球温暖化対策実行計画推進本部で協議・確認をすることとしております。

今後とも、点検・見直し・実行のサイクルにより節電に取り組んでまいりますとともに、そのほか、ガソリン等の燃料の節減につきましても一層の取り組みを進めるよう各課へ呼びかけていく方針でございます。

以上でございます。

○企画課長（前木場強也） ウィンドウズXPのサポート終了について、お答えいたします。

IT業界においては、パソコンの基本ソフト「ウィンドウズXP」の延長サポートが2014年4月8日をもって終了するため、社会的問題として新聞等でも取り上げられていますが、本市における基本ソフトの現状は、今年度4月現在の台数を申し上げますと、庁内ネットワークに接続されたパソコンは、学校や地区公民館などを含め698台存在します。そのうち、ウィンドウズXPを基本ソフトとするパソコンは662台、ウィンドウズビスタが2台、ウィンドウズ7が34台存在します。一般的に延長サポートを終了したパソコンをサポート期限以降に使用することは、ウイルスやサイバー攻撃などの危険性が増す機器となりますが、数年前からサポート終了は想定しておりましたので、ほかにさまざまな対策をとっております。

セキュリティーの観点から、対策の具体的な内容は差し控えますが、かいつまんで申し上げますと、インターネット接続やメールを受信するに当たり、パソコン側で閲覧する前にウイルススキャンをし、対処できる仕組みや、外部からの攻撃に対しても、ネットワークの通信状況

を常に監視し、不審な通信を検出すると自動的に遮断できる仕組みなどを構築しております。さらに、庁内ネットワークが安全性の確保された環境であるか否かを判断するために、財団法人地方自治情報センターに委託し、第三者的な目線で庁内ネットワーク環境を月1回のペースで調査をさせていただいており、現在のところ、改善点の指摘はありません。

このようなことから、ウィンドウズXPを基本ソフトとするパソコンは、庁内のネットワーク内で使用することを限定しますと、サポート終了と同時に危険性が増すわけではないというふうに認識しております。

662台のパソコンを更新するには、予算規模として1億円程度の費用が必要とされるため、基本ソフトのリリースサイクル、次世代システムの動向及び使用年数などを考慮し、適切な時期に更新できるように計画してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 魅力ある観光地づくり事業について、お答えいたします。

魅力ある観光地づくり事業は、鹿児島県が、九州新幹線全線開業により本県を訪れた観光客の受け入れ体制の充実を行うため、平成20年度より、街並み整備、錦江湾岸の景観整備、沿道修景や案内標識の整備等により、個性的で潤いのある街並み景観や良好な道路空間・沿道環境等の整備や、にぎわい回廊整備事業として、地域の特性・個性・伝統文化等を生かした良好な街並み景観の形成、観光地や観光資源等へのアクセスする良好な道路空間や沿道環境の形成、錦江湾岸の魅力ある景観形成、観光客に的確な情報を提供するためのわかりやすい案内標識等の整備、自然環境の保全及び自然とのふれあいを推進する登山道等の整備などを行っている事業であります。

本市は、にぎわい回廊整備事業、錦江湾しお

かぜ街道景観整備事業であります。にぎわい回廊整備事業としまして、平成20年度に道の駅のボードウォークを整備していただき、21年度には、鹿児島湾に映えるアコウ並木で有名な宮脇公園の芝張り、ベンチや外灯、駐車場、トイレなどの整備を行っております。

22年度には、海潟漁港に隣接する垂水市漁協の土地、桜公園に、漁業体験や修学旅行生を対象とした大型の駐車場やトイレの整備、海潟漁港から荒崎に至る沿岸の景観整備を行っております。また、小浜の旧道の海岸部分の景観整備やベンチの整備を行っております。

平成23年度には、たるみず千本イチョウ園の駐車場の整備を行い、御存じのとおり、その年から千本イチョウが大ブームになったところでございます。また、牛根麓地区にありました埋没鳥居の展望所としての整備を行い、牛根埋没鳥居展望公園として話題となったところです。

24年度は、猿ヶ城溪谷、森の駅に隣接する約2,000平米の市有地に、ベンチやあずまや、手洗所、駐車スペース案内板を備えた多目的駐車場の整備、牛根麓地区における宇喜多秀家公の潜居地跡を、周辺の皆様の御協力をいただき、遊歩道の整備や観光案内板、駐車場の整備などを行ったところです。

この5年間で9カ所を、約3億円以上の事業費を使って整備していただいたところであります。

今後の予定といたしましては、本年度は、これまでの事業の継続事業としまして、海潟地区の護岸の整備や、猿ヶ城溪谷の旧キャンプ場と森の駅たるみずを結ぶ遊歩道の整備、牛根麓地区における歴史遺産、陵や宇喜多秀家潜居地の展望所等の観光資源としての整備、千本イチョウ園展望所整備事業等を行っていただく予定であります。

次に、産業の6次化につきましては、先ほども川畑議員の質問の中でお答えしましたが、今

回補正予算としまして計上させていただいた起業支援事業により、民間企業による漁業・農業の加工事業の拡大や、販売強化による販売拡大、新商品の開発などを目的とした事業実施を予定しており、雇用の確保とあわせて、加工を中心とした農水産業の6次化の進展が図られるものと期待しております。このことが、観光振興と6次産業化にもつながっていくんじゃないかと思っていますところであります。

以上であります。

○市長（尾脇雅弥）池山議員の市政運営についての5番目、図書館の運営について、お答えをいたします。

武雄市の図書館は、新聞報道等によりますと、池山議員のお示しのとおり、蔦屋書店の運営会社であるCCC、カルチャ・コンビニエンス・クラブが指定管理者として参画し、全国的にも例を見ない斬新な企業形態を持った市立図書館として本年4月にオープンし、館内では書籍・雑誌の販売や、DVDレンタル、また、コーヒーチェーン「スターバックス」が出店をし、オープン以来2カ月間の来館者数が20万人を超えたなどの報道がなされました。

垂水市立図書館の場合においては、現在、兼務の図書館長、司書がおりますが、通常は臨時職員が2名から3名で対応しております。

本市における指定管理者制度導入につきましては、平成20年度に調査・検討がなされた結果、指定管理にはなじまないとの決定がなされ、直営のままで現在に至っております。

指定管理になじまない理由といたしましては、既に臨時職員のみで運営しており、指定管理にするより効率的であること、住民サービス向上の利点を見出すことが困難であること、市内の指定管理の受け皿となる団体が育っていないなどのような理由があります。

このような調査・検討結果や、武雄市のように企業と一体となった運営をする場合、現在の

市立図書館では十分なスペースもないことから、武雄市と同じような形態は難しい面があります。

しかしながら、今回の例は官と民とが融合した成功例でございますので、今後、市政を進める上で学ぶべきものは学んで、活用できるものは活用してまいりたいと考えております。

本市の市立図書館は、垂水市民にとっての知識と情報を得るための重要な施設であることから、今後とも、市民のニーズに沿っていろいろな事業を展開し、市民の親しみやすい施設となるよう、また多くの市民の方々に利用していただけるよう、御指摘いただきました考え方も参考に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育問題の質問にお答えをいたします。

地方自治体における行政責任は、その多くを首長が負っているわけでありませうけれども、教育に関する事務については、主に首長から独立した教育委員会が責任を負っております。教育長は本来、教育委員会の指揮監督を受けて、教育委員会の事務局を統括する役割を担い、教育長以外の教育委員は非常勤であることから、いろいろな問題について誰が責任をとるのか明確でないとの指摘が以前からあったところでございます。

このような中、近年、県外において発生した中学生のいじめ問題での教育委員会の後手後手の対応が批判され、そのことが引き金となり、教育委員会制度の見直しが進められていると認識をしております。

議員の発言のとおり、本年4月15日に、首相の諮問機関であります教育再生実行会議において、教育長を地方教育の最高責任者と位置づけ、首長が任命する内容の提言がなされました。今回の制度改革案の目的に、教育行政の責任体制を明確にすることが挙げられており、このことは重要なことであると考えております。

現行の教育委員会制度は、教育の中立性や継続性、安定性を確保するため独立した合議制執

行機関として設けられたものでありますが、議会には条例や予算の議決権、及び教育委員の任命に係る同意権が付与されております。また、市長は、教育委員会及び市長部局など各執行機関の行政機能の一体性を確保すべく、地方公共団体の長としての地位にあることから、教育行政についても、議会との連携のもと、総合的・一体的な運営が行われるよう努めているところであります。

このように、現段階において、現行制度は基本的な部分においてすぐれた制度であることから、市長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら本市の教育行政に努力することで、目的が達成できると考えております。

今後、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会において、教育委員会制度のあり方について審議されることになっておりますが、いずれにしても、児童生徒の存在を念頭に置いた制度設計がなされることが重要であるとと考えております。今後、国の推移を見守りたいと考えております。

○教育長（長濱重光） 国の教育委員会制度改革が行われれば、教育長は理念どおり教育行政を行えるが、批判を受けることになる。過渡期にその職にある教育長の思いについての池山議員の御質問でございます。

お答えいたします。

政府の教育再生実行会議における教育委員会制度改革についての提言は、これまでの教育委員の中から教育長を選ぶことをやめて、常勤職として教育行政の責任者に位置づけた上で、首長に任命権を与えるとの内容になっております。これは、教育長を教育行政の責任者と位置づけ、責任と権限を一元化することを目的としているものと理解しております。

この教育委員会制度改革論議の背景の1つには、今、市長も答弁されましたように、ここ数年、他県において、いじめ問題が原因となり、

中学生がみずから命を絶つなどの事案が発生した際の教育委員会の対応がしばしば後手に回り、事態の掌握力や学校現場への指導力不足、及び指導のあり方に批判が強まったこと、2つ目には、現行の教育委員会制度は、合議制の執行機関である教育委員会とその代表者である教育委員長、そして事務局の統括者である教育長の間での責任の所在が不明確であること、さらには、教育委員会の形骸化や危機管理能力の不足といった課題などが背景にあると認識いたしております。

このような背景や現行の教育委員会制度の中、私は、昨年11月に議会の同意をいただいた後、教育委員の互選によりまして教育長に就任いたしました。今日まで、常に教育委員会事務局の責任者として、自覚と責任感を持って教育行政を進めてまいりました。

今後、仮に国におきまして、教育長を常勤職とし、教育行政の責任者に位置づける法整備がなされた場合、今まで以上に責任が重くなりますことから、さらに強い責任感を持ち、教育行政に携わる覚悟が必要であると考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） それでは、池山議員の体力テスト及び学力テストについての御質問にお答えいたします。

垂水市では、全国及び県で実施されております調査等に基づき、体力面では、小学2・4・5・6年生と中学1・2年生を対象に体力・運動能力調査を実施しております。また学力面では、小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力・学習状況調査、小学5年生と中学1・2年生を対象にした基礎・基本定着度調査を実施しております。さらには、市が予算化して市内の全小・中学校で、小学1年生を除く全学年を対象に標準学力検査NRTを実施しております。そこで、これらの調査結果をもとに、本市児童生徒の体力と学力の現状について御説明いたし

ます。

まず、体力につきましては、昨年度実施した体力・運動能力調査において、学年や性別によって違いはございますが、長座体前屈は多くの学年で全国平均を上回っているものの、握力・上体起こし・反復横跳び・20メートルシャトルラン・50メートル走・立ち幅跳び・ソフトボール投げの種目は、全体的に全国平均を下回っております。

次に、学力につきましては、本年度実施された全国学力・学習状況調査及び標準学力検査NRTの結果がまだ出ておりませんので、一番新しいデータとして、本年1月に実施された県の基礎・基本定着度調査の結果について御説明いたします。

この調査におきまして、県は、通過率70%以上をおおむね良好であると捉えておりますが、小学5年生におきまして、国語・社会・算数・理科の全教科において通過率70%を超えました。中学1・2年生におきましては、通過率70%を超えなかった教科もありましたが、中学1年生の英語は通過率80%を超えております。また、県平均と比較してみますと、小学5年生は、算数だけが0.9ポイント下回りましたが、他の教科は全て県平均を上回りました。中学1・2年生は、県平均に及ばなかった教科もありましたが、教科によっては、地区平均を上回っております。

以上、本市児童生徒の体力と学力の現状について御説明いたしました。多くの課題が残るのも事実でございます。したがって、本年度は学力及び体力・運動能力の向上を重点課題として位置づけ、諸施策を展開しながら、課題の解決に努めてまいります。

続きまして、週5日制についての御質問にお答えいたします。

○議長（森 正勝）週6日制。

○学校教育課長（牧 浩寿）大変失礼いたし

ました。週5日制は現在でございます。週6日制についての御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、現行の完全学校週5日制が始まりまして10年余りが経過いたしました。昨今、教育再生実行会議で学校教育に係るさまざまな問題点等の議論がなされており、その中の1つに、御質問の週6日制のことがございます。

現在、全国的に見ますと、毎日新聞の調査では、土曜授業を実施している12都府県のうち、東京都、京都府など6都府県が、月2回を上限に土曜授業を実施しているようであり。鹿児島県におきましては、私立の一部の学校において週6日制を導入しているようですが、公立の学校におきましては週6日制を導入している学校はございません。

週6日制に踏み込めない理由の1つに、学校週5日制の狙いが十分に定着し、土曜日に例えばスポーツ少年団の活動や地域の行事、またさまざまな体験活動等が実施されているという背景があります。文部科学省では、現在、具体的な制度設計を検討中ということであり、今後の国の動向や県の対応策等を踏まえ、対処してまいります。

引き続きまして、小学校の英語の正式教科化についての御質問にお答えいたします。

小学校では、平成20年の学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学5・6年生を対象に、各学年、年間35時間の外国語活動の授業が行われております。この学習では、外国語を通じて言語や文化について体験的な理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標にしております。また、取り扱う外国語は原則として英語となっております。

これらを踏まえ、現在、垂水市を初め全国の小学校では、外国語活動の目標を達成す

るためにさまざまな英語の学習が行われているところですが、本年5月に教育再生実行会議が、これからの大学教育等のあり方についての提言を行いました。その中で、小学校の英語学習の抜本的拡充として、実施学年の早期化や指導時間の増加、教科化などが提言されています。

今後、文部科学省では、この提言を受けて、小学校の外国語活動のあり方を見直すことになると思いますが、具体的な改訂は早くても4～5年後が予想されます。したがって、垂水市教育委員会といたしましては、国の動向を注視しながら、本市における小学校外国語活動の充実が図られるよう指導・支援してまいりたいと考えております。

続きまして、学校の防災訓練についての御質問にお答えいたします。

市内の各小・中学校におきましては、さきの東日本大震災を受け、地震・津波発生時対応マニュアルを全小・中学校が作成し、各学校では、これに基づいて年に2回から3回、災害に備えた避難行動についての訓練を実施しております。

避難場所につきましては、校舎裏の高台、校舎の屋上、定住促進住宅など、各学校の実態に応じた場所を確保し、抜き打ちで訓練を行ったり、地域の方々も参加しての緊急事態を想定した訓練を実施しているところでございます。

議員が懸念しておられる、緊急時に児童生徒が自主的に避難できる体制づくりにつきましては、日ごろから自然災害に対する危機意識を持ち、自分の命は自分で守るとことや、いざというときにきちんとした対応をとることができるように判断力を身につけさせるなど、実効性のある訓練をすることが大切であると考えております。

しかしながら、桜島の大噴火、それに伴う海底地震や大津波の発生につきましては、さまざまな研究者の提言等もございましたことから、そ

れらの考え等も十分に踏まえながら、常に危機意識を持ち、より実効性のある訓練のあり方について各学校への指導を充実させてまいりたいと考えております。

続きまして、給食アレルギーについての御質問にお答えいたします。

本市の食物アレルギー対応給食実施基準における実態調査では、本年6月現在、小学校5人、中学校3人の児童生徒が食物アレルギーであると確認されており、いずれも医師の診断によるものでございます。

現在のところ、アナフィラキシーショック症状により、アドレナリン製剤、通称エピペンを使用しなければならない児童生徒は本市にはおりません。しかしながら、東京都調布市の事例に見られますように、食物アレルギーによる事故は学校で発生するケースが多いことから、事故を防止する手だてといたしまして、学校、栄養教諭、保護者との連携のもと、学校給食センターにおきまして除去食や代替食による対応を図っているところでございます。

市教育委員会といたしましては、給食センター所長、栄養教諭、行政担当者から成るアレルギー対応食検討委員会を随時開催し、保護者からの申請書類をもとに、当該児童生徒へのきめ細かな対応を図っているところでございます。

さらに、現在、保健主任研修会、養護教諭等研修会、管理職研修会におきまして、エピペンの取り扱いを含めた食物アレルギー対応マニュアルに基づく取り組みを行うように指導しているところでございます。

今後とも、学校給食担当者の連携を強化するとともに、食物アレルギーの児童生徒がいる学校におきましては、全教職員が情報を共有し、子供の安全を第一に考えた学校給食運営の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、学校図書館についての御質問にお答えいたします。

まず、各小・中学校の学校図書館蔵書の充足率についてでございますが、文部科学省が示しております学校図書館図書標準によりますと、平成25年3月の時点で、新城小学校103.3%、垂水小学校114.3%、水之上小学校70.1%、柗原小学校119.4%、協和小学校114.4%、牛根小学校81.9%、松ヶ崎小学校86.3%、境小学校98.7%、垂水中央中学校108.4%となっております。各学校で充足率にばらつきがございますのは、一般の方々からの蔵書やP T Aからの寄附があったり、また、購入計画に違いがあったりするためでございます。

次に、学校図書館の図書整備に関する予算措置についてでございますが、平成24年度は、小学校教育費で165万5,000円、中学校費で85万円の交付税算入額に対し、小学校費は158万7,000円で95.9%、中学校費は75万円で88.2%の予算額となっております。したがって、地方財政措置に見合った予算は確保できていないところでございます。

しかしながら、議員も御承知のとおり、地方交付税に算入されているものの、補助金のように対象事業が限定され交付されるものではございませんので、予算措置は難しい面もございません。

このような状況の中、学校図書の充実を図るため、図書の充足率に応じた予算を学校ごとに配分し、その予算の中で図書購入の工夫に努めるとともに、市立図書館との連携による移動図書館の活用を図るなど、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

続きまして、就学援助についての御質問にお答えいたします。

平成25年度就学援助費の当初認定分につきましては、生活扶助基準の見直し以前の基準をもとに定めている本市の認定基準に基づいて認定しておりまして、議員御指摘の、外れる可能性がある対象者はないものと考えております。

また、今後、年度途中で申請があった場合、国は、今回の生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする旨の対応方針を示しており、本市におきましても、当初認定同様に、影響のないよう対応してまいりたいと考えております。

なお、次年度以降につきましては、どの程度の影響があるのか現時点では明確にお答えできませんが、今後、国の対応を見守りつつ、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 正勝） ここで、答弁漏れがありますので、水産商工観光課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○水産商工観光課長（山口親志） 申しわけありません。先ほど、魅力ある観光地づくり事業の中で、垂水市の新港の駐輪場の整備事業の報告をしておりますので、追加で報告をさせていただきます。

平成23年度事業で実施されました垂水市新港の駐輪場の整備も、魅力ある観光地づくり事業で整備をしております。したがって、先ほど5年間で9カ所を約4億円以上の事業費と申し上げましたが、5年間で10カ所の3億2,000万円以上の事業費ということで訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○池山節夫議員 大体いいでしょう。ただ、ちょっとだけ、じゃ、2回目、質問をいたします。

九電のこれ、値上げ、700万円ぐらい影響があるということですが、財政課長、これ個々に契約するんじゃないかと、北九州だったかな、電気料金を垂水の公共施設全体をまとめて見積もって、一括で契約すれば安くなる。北九州市はそういうのかなと、そうすれば大分安くなるというようなのがあったんだけど、その辺のこと

については検討されてないのか。

あと、以前も言ったんですけど、LEDに、値段が高いけどLEDに順にかえていったら節電になるんだけどという話も、質問の中でしているんですけど、その辺については検討はどんなふうになっているのか、その2点、教えてください。

それから企画課長、ウィンドウズのXPに関しては、庁内LANの中に全部XPが接続しているから、庁内のでかいサーバーというのかな、それで全部シャットアウトするから大丈夫なんだということなんですよね。それでいいのかなとは思いますが。それでいいんだったら、鹿児島市なんかも同じようになっているんじゃないかなと私は思うんですよ。

それで、鹿児島市なんかも、もし同じく、私は調べてはいるけど、鹿児島市なんかもやっぱり同じように、でかいのがあって、それに庁内のそういう端末が全部そこへ行っていて、そこのでかいやつで全部シャットアウトすると、ウイルスも全部シャットアウトする。同じようなシステムにもなっていて、例えば鹿児島市とか鹿大なんかが全部入れかえようとしていたとしたら、やっぱりかえる意義があるんじゃないかなとは思いますが、その辺のことにしましては、大丈夫だろうとは思いますが、その辺のことにしましてはどうか。その点について教えてください。

それと、庁内のこいつに接続していないのが、やっぱりばらばらとあったりして、それは個人で何というのかな、インターネットに接続するから、それは関係ない。庁内の情報が抜けるとか、ウイルスに感染するという危険はその1台だけになるわけだから、それはそれでいいんだと思うけど、そういう庁内のに接続してなくて、何か情報が個人にあるようなところがあって、それで情報が漏れる、抜けるようなことはあり得ないのか、その点についても、わかったら教

えてください。

あと、さっき観光振興のところで千本イチョウの展望事業というのがあったけど、その内容について、どんなことをするのか詳しく教えていただけませんか。

あと、図書館の運営については、規模が違うからそんなもんでしょう。武雄市とは違うから。提案として、どんなもんかな、やりようによっては小さな図書館でもやっていけるのかなと思って質問してみたんですけど、難しいところはありますね。

あと、教育長、さっきの答弁で大体いいです。ただ、教育委員会制度がやっぱり変わると。ちょうどそのときに教育長として職務にあられる。そのことについて、どんなふうなのかなと思っただけなんですけど、やっぱり今さっきからあるように、市長は選挙で、私は垂水の行政に関してはこうこう、教育に関してはこうこうというのをやっぱり訴えて市長になっているわけですよ。そういう市長から任命されるんだけど、された途端にやっぱり教育行政として独立するわけですね。だけど、そこに予算に関する何というのかな、権限みたいな、予算配分というのかな、その権限に関しては教育長にはないわけだ。

その辺のことにしましてですね、やっぱり、だから予算の権限がないということと、その教育委員会の、その非常勤の教育委員会があって、それでそこから選ばれて教育長がいるという変な組織なもんだから、教育委員会の長は教育委員長だと、そこから選ばれた教育長が教育の事務全般を取り仕切っていると。それで、何かあったらまた教育委員会で議論すると。こういう変な組織だから、何かどこに責任があるのかわからないという今の現状なんです。よね。

ただ、私がさっき質問して、教育長、答えられたけど、やっぱり、もしこういう改革があると、教育長の責任、権限も重くなるけど、責任

も重くなる。

それで、教育委員会から独立した教育長になるもんだから、教育委員会が、教育長がちゃんと自分が言ったような、自分が目指した教育行政を全うしているかどうかの監視をするような組織になってきて、それがよく働けばいいけど、悪く言えば今度は欠点をあげつらうような教育委員会になる可能性もあるわけだ。だから、聞いたんですけどね。

それで、学校教育というか、教育委員会の実績が、実績がというか、ちゃんと評価されないと、市長が罷免する権限も出てくると。その辺に関して、権限も強くなる割に責任も重くなって、その責任を問われることも出てくると。その辺のことをちょっと聞いてみたくて聞いたんですけど、今もそういうふうな気持ちでやっているし、これからもしそうなってもそういうつもりでやっていくという答弁でしたから、まあいいとは思いますがね。聞くまでもなかったような気もするけど、やっぱりここは覚悟の問題で、一応教育長にこの辺のことをちょっと聞いてみたかったんです。

この点については、先ほどの答弁でよしとします。

あと、学校教育について種々伺いましたけど、大体わかりました。

1つ聞きたいのが、週6日制についてちょっと聞いたんですけど、何で週6日制の議論が出てきているかというのと、新しい学習指導要領で脱ゆとり教育を目指したと。そうするとやっぱり授業時間がふえて、小学校低学年でも6時間の授業があったりすると。そのことを、もうそれなら、小学校のもう本当に小さい子に6時間は大変だろうと、だから、5時間にして土曜日に回したほうがいいんじゃないかというのが1つの議論の根本にあると思うんですよ。その辺のことについての見解をちょっと聞きたいというのと、英語に関しては5～6年先だというか

ら、これとリンクすることはないのかな、あるのかなと思って聞いたんですけど、そのことに関してはないですね、今のところは。

ただ、英語をもうこれから先、国がそう思っているのに、やっぱり英語の教育というのが大事になってくるとは思うんですよ。そのことについて、英語教育を垂水市の教育行政に重きを置くとするならば、やはり授業時間の関係から週6日制の導入というのが必要になってくるんじゃないかなと思うんだけど、その辺に関して、難しい面もあるかもしれないけど、考え方を聞かせてください。

それから、防災訓練についてはわかりました。

給食アレルギーなんですけどね、これまでに食べたことがあったのに急になると、なったりするんだと。それとか、余りないんだろうけど、うちでは余り、例えば親が何かを嫌いだから、これは嫌いだと、例えば何でもいいんですけど、ピーマンでも何でもいいんですけど、これはもう親が例えば嫌いだったから、ほとんど食事には出さなかったと。そうしたら学校給食で混ぜていて、それでアレルギーになるという可能性だってあるわけですよ。で、初めて食べたと、うちでは口にしないんだけど、学校で初めて口にして、それでアレルギーになった。そういうことが小学生になって結構あるというので、この質問なんですけど、この辺については、さっきもちょっとあったんだけど、学校と家庭との連絡というか、その辺のことについては十分なのかなというのが1点と。

あと、さっきエピペンという注射の話が出たんですけどね、私は、この注射をしなくて、どこだったかな、京都かどっかの子供が、先生が注射をすれば間に合っていたのに、その注射をためらったのが一因じゃないかというようなのが新聞報道であったんですよね。それで、垂水市でもそういうことがあり得るのかなと思って聞いたんですけど、垂水のアレルギーがある子供

では、そのエピペンを必要とする子供はいないという答弁だったから、まあいいんですけど、これから先、もしそういう子が、例えば注射を必要とする子があらわれたとした場合に、学校の先生が、お医者さんじゃないのに、アレルギー症状を起こしたら学校の先生が打たなきゃいけないと。

それで、さっきの新聞報道では、先生が注射を打つことをやっぱり医療行為と思ってためらった。私も打ちたくない、あなたも打ちたくない、もし間違ったらと思うから。それで、やっぱり結局おくれて、その発作をとめられなかった。この辺のことに対して、もしそういう子供が出てきたら、学校の先生に対する教育とか、注射を間違いなく打てと、どこでも打てじゃないんだけど、どこにどう打つんだと、そういう教育に関して考え方を聞かせてください。それだけですわね。

あと、就学援助に関しては、生活保護に準拠するけど、今年度に関しては問題ないということです。そういうことでいいでしょう。

今の点について教えてください。

○**財政課長（野妻正美）** 池山議員の九電の値上げの関係の御質問にお答えします。

具体的には、実際、契約の一本化ということで検討はしておりません。今、私が知る限り、実際、大きな都会のほうでは新電力の供給というのものもあるようでございます。そのために入札にもなじむものと。ただ、こういう地方では、まだ電力会社が、こちらで言えば九電、ほかの供給会社自体がまだありませんので、実態としてもなじまないのではないかと考えております。

ただ、公共施設も、もう議員御承知のとおり40年から50年たっておりまして、老築化しており、今後、その維持管理にも多額の費用がかかります。そのために、本年度、施設白書を作成することとしております。先ほど御質問もありましたが、LED化、そういうものについても

電力消費量の削減には大いに貢献するものと考えております。そのため、施設白書を作成し、その後、本市の公共施設につきまして、廃止・延命化・統合等、何が最善なのかを検討する中で総合的に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○**企画課長（前木場強也）** 他市の状況とか、団体の状況については今のところちょっと不明なのですが、本市につきましては、行政ネットワークにおいては、USBメモリーなどへの書き込み、個人パソコンのネットワークへの接続も制限しております。加えて、官公庁を除く宛先へのメールのファイルの添付も禁止しており、これらの仕組みによって、電子データによる情報の流出はある程度防止できていると考えております。

また、これらの記録媒体を使用しなくなったことで、コンピューターウイルスの発生件数も激減しており、平成25年3月にはコンピューターウイルスの発生件数がゼロとなっている状況です。

加えて、先ほどサイバー攻撃の可能性についてお答えいたしました、サイバー攻撃とは、コンピューターシステムやインターネットなどを利用して標的のネットワークに不正に侵入して、データの破壊や改ざんなどを行ったり、アクセスを集中させて標的のシステムを機能不全に陥らせたりする攻撃のことをいいますが、身近なところでは、昨年度、桜島フェリーのホームページも改ざんされております。

本市においても同様の攻撃が発生しておりますが、平成25年4月の不審な通信に伴うブロック件数が117件、平成25年5月には316件発生しております。

現在のところ、ホームページの改ざんや侵入された形跡はありませんが、市民の大切な個人情報を取り扱っているため、継続して侵入を防止するためにも、二重三重に常時監視する体制

で臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 千本イチョウ園の展望所整備事業について、お答えいたします。

これは個人の所有の土地ですが、園内の散策しておる道路が、現在、土のままです、それを散策道路として、どの整備に、どんな形で工事でしていくかは決定しておりませんが、散策道路の整備を、歩きやすいように整備をする事業であります。

○学校教育課長（牧 浩寿） それでは初めに、週6日制の問題でございます。

先ほども述べましたように、具体的な制度につきましては、今、文科省が制度を検討中というところでございますので、これは、新しい制度、つまり週6日制に踏み込める国の制度がきちんと固まるであろうと考えます。

御指摘のとおり、授業時数がふえてきて低学年の授業時間が多くなる、その分については土曜日のほうへという考え方が適正な考え方であろうと思えます。ただし、現状におきましては、5日制ができたときに、社会のいろんな整備ができていなかった状態で5日制が始まった。そのときにそういうようなのが、土曜日・日曜日の過ごし方をどうしようかということで、社会教育の制度と施設も含めて整備がなされて、それが今、十分に定着してしまっている状態であるという、逆の面があることもまた御理解いただきたいと思えます。

それから、2番目の英語教育でございますが、これも全くもって今からの日本にとって大事な教育です。これについての課題、垂水市ではALTをやっておりますが、これは本来、中学校だけの活用目的でございましたが、各小学校へもニーズに応じて、本当に英語の教育を充実させようと、あらゆる手を使ってやっております。

す。課題は、英語ができる教員の育成、これがもう国が一番指摘している問題でございます。

最後のアレルギーの問題でございますけれども、学校と家庭との連携はもう十分に図っておりますし、今後もこの連携は強化してまいります。

あと、エピペンでございますが、これも私もいろいろ調べたんですが、このエピペンというのは、その子その子に応じて医者が処方して、その子が首から下げて持っているものだそうです。そして、注射針ではなくて押しピンのようなもので、じゅわーっと刺すんだそうです。

先ほどの御指摘の事案は、その子がエピペンを持っていることを周りの担任が知らなかったというふうに私は聞いておりますが、ただ、そこらあたりは事実確認をして、あと、医療行為云々のことにつきましてはまた今後も研究してまいります。

エピペンの使用、あり方については、養護教諭研修会、保健主任研修会、管理職研修会で今後、取り扱ってまいります。

以上でございます。（池山節夫議員「はい、終わります」と呼ぶ）

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

次は、3時10分から再開します。

午後2時56分休憩

午後3時10分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、御苦労さまです。

農家にとりましては春の収穫も終わり、田植えの時期となってまいりました。そしていよいよ梅雨に入り、災害が心配される時期にもなってきましたが、災害のないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。また、同僚議員と重複するところは割愛など御了承ください。

今、県などが佐多岬の整備を進めておられ、大隅半島の観光振興を強く言われておられます。そして、本市は大隅の玄関口として今後、大きなメリットが期待されます。本市の道の駅や高峠などの来客数などにつきましては、4月からのゴールデンウィークの来客数が、道の駅たるみずに約6万人、そして高峠1万人、猿ヶ城森の駅に3,000人、そして垂水漁港のカンパチ祭に約1万人の来客数との報告を聞き、すばらしいことだと思っております。

道の駅たるみずにつきましては、大隅半島の中でも、また垂水市の北部の観光拠点となっております。数年前までは日本一長い足湯として市内外から多く来られ、今でも足湯を楽しみに来られる方々も多いようです。

現在、株式会社芙蓉商事を指定管理者として経営を委託されておられ、経営の内容も以前より改善されているとお聞きしますが、ここ1年間の来客数の状況、また、ここ数年間の経営の推移などをお聞かせください。

次に、国民健康保険税率改定の説明会についてですが、本市の国民健康保険は、少子高齢化や生活習慣病の増加など、そして税収の低下により、厳しい財政状況とのことでございました。そのような中、本市の国民健康保険の財源を維持するために、税率などの改定は避けて通れないとのことでございました。国民健康保険税率の改定につきましては、議会でも、また市民の中でもいろいろの意見がある中、さきの臨時議会で税率引き上げの条例が議決されました。

これらを踏まえて、市民課の職員の方々などで、市民の方々に理解をしていただくために、5月27日より、夜7時から市内全域で国民健康保険税率改定の説明会が実施されたようですが、

これらの説明会に市民の方々がどれくらい出席されたのか、校区ごとの出席人員をまずお聞かせください。

次に、農水産業の支援対策についてですが、本市の農水産物は価格の低迷が続いて大変だと、よく話などを聞かされます。漁業につきましては、市長がトップセールスとして海外などに向かれ、本市のブリ・カンパチ魚の販売などに努力をされておられます。漁業の経営も、価格の低迷や餌、そして燃料の高騰で大変だとよく聞きます。一方、農業の経営も、ことしは特に農産物の価格の低迷、そして生産資材などの高騰が続き、経営を圧迫していると聞かされます。

本市の1次産業の農水産業者の経営の安定に向けて、いろいろ国や県などの補助金を含め、本市はどのような支援をされておられるのか、それらの内容などをお聞かせください。また、水産関係につきましては、先ほどの川畑議員への回答で十分にわかりましたので割愛いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志） 田平議員の道の駅たるみずの来客数、経営の推移について、お答えいたします。

道の駅たるみずのここ数年の来館者に関しましては、平成22年度が76万1,232名、平成23年度が74万4,671名、平成24年度が74万7,181名となっております。また、ここ数年の売り上げに関しては、22年度が4億4,630万7,000円、23年度が4億3,247万7,000円、24年度が4億6,314万5,000円となっております。

23年度には3月に東日本大震災がありまして、観光産業全体に大きな打撃を受けたことから、来館者、売り上げとも前年度を下回りましたが、指摘のとおり、株式会社芙蓉商事及び薩摩おごじよとの共同企業体に23年10月から指定管理者として経営の委託をしておりますが、24年度は、報告しましたとおり、来館者、売り上げに関し

でも前年度を上回っております。特に、売り上げに関しては震災前の22年度も上回っております。

以上が、ここ数年の道の駅たるみずの状況であります。

○市民課長（白木修文） 田平議員の御質問にお答えします。

今回実施しました国保税率改正住民説明会につきまして、9カ所の各地区公民館での出席者数は、次のとおりでした。5月27日大野地区公民館3名、5月29日水之上地区公民館10名、5月31日垂水市民館20名、6月3日終原地区公民館6名、6月5日新城地区公民館3名、6月6日協和地区公民館3名、6月10日境地区公民館6名、6月12日牛根地区公民館13名、6月13日松ヶ崎地区公民館9名、合計73名でした。

また、市長からは、都合のつかなかった2会場を除いた7会場で御挨拶をいただきました。

以上です。

○農林課長（池松 烈） 田平議員の農水産業への支援対策につきまして、農林課所管の分につきまして答えさせていただきます。数が非常に多くなりますので、主なものを述べさせていただきます。

まず、農業振興費から、米の生産調整推進に係る事業補助金、農業者の経営所得安定対策推進に係る事業補助金、農業・農村活性化推進施設等の整備に係る事業補助金、市農林技術協会補助金、各種資金の利子助成・補給金、青年農業給付金、農業用水源確保対策に係る事業補助金、農地集積に係る協力金、経営体育成支援に係る事業補助金がございます。そのほかに、各種振興会及び協議会等の負担金がございます。農村振興費には、中山間地域直接支払交付金がございます。防災営農対策事業費でございますが、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金がございます。

畜産業費には、優良牛導入保留対策に係る事

業補助金、各種資金の利子助成・補給金、肉用牛地域内一貫経営促進に係る補助金、また畜産振興資金に係る貸付金もございます。そのほか、各種協議会等の負担金がございます。

農地費には、農地・水保全管理に係る支払交付金、垂水市土地改良区補助金、各種協議会等の負担金があるところでございます。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でお願いします。

まず、道の駅温泉についてですが、現在は灯油ですか、などを熱源として使って運営をされているようですが、灯油などの高騰などで、今後は木材のチップを原料として風呂などに利用されるということでございました。

そこでお聞きしますが、現在の灯油価格とチップボイラーの比較、また見通しについて、現在までの進捗状況、それと、チップボイラーへの切りかえ時期はいつごろなのか。現在は温泉ではありませんけれども、入浴者などから苦情や問題はないのか。そして、原料のチップは今後も十分に確保できるのか、お聞かせください。

また、観光客で足湯の利用者は多いかと思いますが、風呂の入浴者は1日平均で、市内の人と観光客の人との利用状況や売り上げ内容など伺いいたします。

○水産商工観光課長（山口親志） 2回目の道の駅たるみずの温泉施設及びバイオマスチップボイラーについての質問にお答えいたします。

現在、道の駅たるみずで使用しておりますボイラーは灯油ボイラーでありまして、灯油の値段・使用量に関してはその月で変化がありますので、年間を通じた平均値でお答えいたします。

平成23年度で灯油の使用量が約12万6,509リッター、月平均が1万542リッターであります。灯油単価は平均しますとリッター88円であり、年間の使用料は約1,169万2,000円となっております。24年度は、灯油の使用量が約14万2,982リッター、月平均で1万1,915リッターであります。

灯油単価は平均しましてリッター84円であり、年間の使用料は約1,374万3,000円となっております。

24年度12月より、温泉への入浴時間の短縮を行うなど経費削減に取り組んでまいりましたが、営業時間が短いとの苦情がありましたので、25年4月より営業時間の延長を行ったところ、4月で1万4,002リッター、5月で1万4,461リッターと、昨年度の同月をそれぞれ3,811リッター、5,283リッター増加しており、金額ではここ2ヵ月で87万3,000円の増加となっております。

そこで、バイオマスチップボイラーを導入した場合の経費削減は、23年度の灯油使用量を参考にしますと、約400万円程度の削減効果が見込まれます。

バイオマスチップボイラーの進捗状況であります。現在、県と事業の申請作業を行っており、今後、実施設計を発注し、10月くらいから工事に入りたいと考えております。年度内にボイラー試運転を行いながら、来年4月から正式に切りかえる予定であります。

現在は、温泉でないことによる苦情、問題についてですが、昨年4月より鉱泉として井戸水を使用しておりますが、特にお客様からの苦情はないようであります。

ボイラーに使用するチップの確保に関して、昨年度行いました調査の中で御了解いただきました県内の2社の会社に数量・単価の確認をとっており、安定した供給のための協定書を近日結ぶ予定であります。

最後に、温泉の利用者については、平成18年度の2,384万7,000円をピークに、昨年度は1,578万8,000円の売り上げで、減少の傾向にあります。入浴者については、平成23年度5万6,189人、平成24年度は5万2,221人で、市内、市外の割合は、半々か、若干市外の割合が多いようであります。

以上であります。

○田平輝也議員 ちょっとあれですが、現在、

佐多岬の開発で県も大隅半島の観光開発に取り組んでおられます。そして今後は恐らく、垂水の道の駅たるみず、かのやばら園の観光ルートが大きく期待されます。そういう中で、新城宮脇公園も既に県で整備されておりますが、南部地区の中学校跡地への物産館の計画はその後どのように検討されておられるのか、伺います。

以上です。

○水産商工観光課長（山口親志） 3回目の旧垂水南中学校跡地を利用した物産館の建設計画の進捗状況について、お答えいたします。

旧垂水南中学校跡地を利用した物産館等の建設につきましては、昨年度、整備方針や施設規模、概算工事について検討しておりますので、報告いたします。

施設のイメージは、建設予定地の旧垂水南中学校廃校跡地が、現在注目されつつある佐多岬と中央駅とを結ぶほぼ中間点にあることや、前面に鹿児島湾や開聞岳が見える景勝地であることなどから、観光客に対する施設の形態をとりながら、1日の車両通行量が1万1,000台と、道の駅たるみずの通行量の3倍と非常に多いことから、こうしたニーズを考慮しながら、地域の農畜産物や水産物の加工・販売施設、これらを生かした食事の提供を行うレストランなどを活用した店舗づくりを行っていきたいと考えております。

調査の結果としましては、建設場所は旧垂水南中学校の校庭を予定をしておりまして、施設規模としましては、農水産物の直売施設・加工施設の面積が200平米、レストランが50席で約120平米、トイレを40平米、駐車場台数を30台を想定しております。ただいまから整備を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○田平輝也議員 あとは、4回目に入りましたので要望いたしたいと思っております。

私どもの垂水市は、先ほどありました道の駅

たるみず、そしてツツジの高峠、そして猿ヶ城の森の駅ですか、そして千本イチョウなどの観光地があり、市内・市外からの観光客が来られております。その中でも、垂水の北部にあります道の駅は年間を通して多くの観光客が来られておるようでございます。道の駅からの桜島の景観がすばらしいと、よく県外の方々が言われているようです。

今、県などが大隅半島の観光開発のために、佐多岬の整備をされておられます。今後は、垂水・道の駅、鹿屋のばら園、そして佐多岬への観光ルートが想定されます。

そのような中で、垂水市南部のアコウの木の宮脇公園も、県が既に整備をされておられます。そして、南中学校跡地にもし物産館などが整備された場合は、そこからの錦江湾、薩摩半島の開聞岳の景観がすばらしいと、来られる観光客の方なども感動されると私は思っております。また、先ほどもありましたが、車の交通量も非常に、垂水市では一番多いというところがございます。将来、垂水南部の観光拠点としてすばらしい計画をされることを要望いたします。

次に、国保税につきましてですけれど、私も説明会を聞きに出席しました。出席者の少ないのに少しがっかりしましたが、出席された方は、課長さんや説明の資料でよくわかったと言われておられました。国保税率改定については各校区でもいろいろな意見があったと思いますが、どのような意見があったのか。また、出席者が少なかった原因などについてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

以上です。

○市民課長（白木修文） 田平議員の2回目の御質問にお答えします。

国保税率改定そのものについての意見はありませんでしたが、説明会での主な意見としまして次のような意見が出ました。

本来なら福祉、土木等で使われるはずの一般会計からの繰り入れについて、どう思われるのか。ジェネリック医薬品で医者が嫌な顔をしたりするが、病院へは推奨しているのか。医療費を抑えるために延命治療は必要ないのでは。安心ノートの活用を図ったら。垂水市の税金は高いほうなのか。滞納者対策についてどんな対策をとっているのか。全国的に税率は上がるほうへだが、県と国などでの広域化等は考えていないのか。介護納付金は、我々65歳以上の者は二重払いになっているのでは。自分の体は自分でコントロールしなければならない、特定健診を受けるべきである。他の皆さんにもこの説明会話を聞いてほしかったなど、いろいろな意見が出されました。

また、参加人数が少なかった原因についてどう考えているかとのことですが、いろいろな原因は考えられますが、これまで、住民の方に対して、国保の医療費や財政状況について、毎年国保日より等でお知らせしてきており、また、本市が平成17年に国保税の引き上げを行ってから7年間も据え置いたままだったこと、さらに、引き上げ幅について、運営協議会の答申を尊重して1桁台に低く抑えたこともあり、今回の引き上げに対して御理解をいただいたのではないかと考えております。

以上です。

○田平輝也議員 私も、先ほどの市民からの質問に対して、各地区からの質問などに対しても、こういうのが出ましたということで課長がわかりやすく回答をされておられました。ただ、私が、今回の説明会が夜7時からの開催であり、既に改定も決定された後であり、また、高齢者の多い中では集まりも大変だと思っております。

説明会は大変必要なことではありますが、今回の説明会の出席者数につきましては余り過度に期待されずに、今後は市民のためになるよう間違いのない政策を実行されることが基本であ

るかと思っております。今後とも、国保税に対する御尽力を要望いたしまして、国保税率改定の質問を終わりたいと思います。

次に、農業振興でございます。

先ほどの回答で、国や県などの関連の補助金や、また負担金などが多いようでございました。農業の経営についても、中山間事業や、また桜島降灰対策事業などでのハウス施設建設の補助事業などもあり、それぞれ成果が出ております。

一方、農家は、本市の基幹産業でありますインゲン、キヌサヤ、バレイショ、そしてタマネギなどの価格の低迷で経営が圧迫されて、年々経営が大変だとよく話を聞きます。ことしは農産物価格が安かったと聞きますが、市はそれらの原因などをどのように把握されておられるのか、お聞かせください。

農産物はできても、販売は市内の転送業者さん、あるいはまたJA農協が主でございますが、売り先も限界もあるかと思えます。全国の市町村の中でも、市町村が農家や農協なども一緒になり、地元でできる農産物の販売宣伝をされて、成果を上げていらっしゃるなどの報道を聞いたりしますが、本市は、農産物の販路拡大に向けて何かそういうことで検討されたことなどはあるのか、お聞きします。

また、以前は、降灰対策事業でハウス事業施設の建設に対しまして、現在、国から、県から、75%の補助でございますが、ほかに本市独自で10%の補助をされておりました。企業を含め、農業の活性化のために、再度せめて5%でも、あるいは3%でも助成はできないのか、お聞きいたします。

今、国でも、国内の農業経営者の所得向上を強く言われております。ただ農地集約だけではなく、できた農産物が安定した価格で販売できる体制づくりが必要だと思っております。今後の考え方などをお聞きします。

また、本市の農業振興を図るために農家の方々

は集まって、例えば垂水野菜振興会や畜産振興会などいろいろの部会をつくっておられます。以前は市からも、本市農業の振興のために助成金など協力されておりましたが、現在のいろいろの部会や振興会に対して市からどのような助成をされておられるのか、お聞かせください。

以上です。

○農林課長（池松 烈） ことしの農産物価格が安かったが、それらの原因などをどのように把握されているのかとのことでございますが、本市の公設市場及び各振興会等を通じて、状況は入ってきているところでございます。大きくとらえたところでは、天候のよしあしや、出荷量でいうところの需要と供給のバランス調整がうまくいかなかったことなどが挙げられるようでございます。

出荷される側、取り扱われる側の事情もあろうかと思われますので、農産物の特定はできませんが、幾つかの農産物につきまして、概略述べさせていただきます。

ある農産物につきましては、出だしから、ある程度堅調な価格で推移してきておりましたが、一時期、大変高騰いたしました。ここで、取り扱われる側の市場価格との調整をしようとの動きがあり、大幅に安くなり、一時期盛り返した時期もございましたが、その後は、大まか安価で推移してきたところでございます。

また、ある農産物は、天候にも大きく左右されることなく、また早くからの出荷が可能となり、他の主産地が天候の影響を受けていたことなどから、市場ではいい価格で推移していましたが、取り扱われる側が、農家の方々のことを考え、出荷先とシーズンを通しての一定価格での取引を行っていたことから、農家の方々への反映ができなかったことなどがあったようでございます。

農産物の販路拡大や、農産物の安定価格での販売体制づくり等の検討はされているかとのこ

とですが、実は、鹿児島県の農林水産物認証制度の認証を受け、かごしまブランド産地の指定を受けられるよう、まずはキヌサヤとインゲンから頑張ってみてはと、そうすることにより、販路拡大や安定価格での販売体制づくりの基礎ができ上がっていき、その後、他の農産物も同様に頑張っていけばいいのではとアドバイスをいただきました。

そこで、課内でも協議をし、また大隅地域振興局の農政普及課にも相談に行きました。しかしながら、御存じのとおり、本市の農産物につきましては大まか、農協を初めとしまして、市内にあります14の青果業者の方々が出荷に携わってくださっています。長年のつき合いと、栽培から出荷までの一貫した指導など、体制もしっかりでき上がっているようでございます。また、キヌサヤやインゲンにおきましては、パック詰めなどの家庭でもできる作業も確立され、本市の所得向上に貢献していただいているところでございます。このようなことから、将来に向けての課題として、長い時間をかけて検討を重ねていったほうが良策ではないかとの結論に達したところでございます。

ただ、幾つかの企業農業の方々が、まだわずかではありますが、契約栽培や新しい販路を求めて頑張っていらっしゃいますので、この方々が、今後に向けてさらに拡大していけるお手伝いや、相談等には乗っていけるような体制を本課でもしっかりとつくり上げていきたいと思えます。

農業の活性化のために再度幾らかの助成は、また、いろいろな部会や各振興会に対して市からの助成はどのようにされているかとのことですが、御存じのとおり、平成16年10月に策定しました垂水市新行政改革大綱及び垂水市財政改革プログラムによりまして、ほとんどの課が同じように助成をしないという約束事がございます。農政を預かる者として是非非常に面映ゆ

いことではあるんですが、本市の財政状況を考えてときに、本課だけではとれないようがございます。いつか、全庁的に前向きな協議ができるようになってくれればと考えるところでございます。

ただ、上乘せ助成につきましては、さらに高率の補助事業や、あるいは組み合わせることで農家の方々の負担が少なくなる事業はないかなど、情報収集のためのアンテナを高く掲げていきたいと思えます。

また、各部会や振興会につきましては、上部の肝属地区、大隅地区、また県と負担金等を負担しておりますので、事業の実施等に当たりましては、本市にできるだけ有利になるよう進めていけたらと考えているところでございます。

以上です。

○田平輝也議員 今先ほど、本市にある農家が集まって野菜部会とか振興会ですね、それに対して今までは全然助成はしていないということでございます。農業の振興は、本市にとりましてでも大事な基幹産業であり、そして、いろいろな会の中でも農水産業の振興をよく市長も話をされておられます。

農業者も高齢化が進展する中、部会や振興会の会員になって農業経営の技術指導などを受けることは、今後、私は大変大事なことだと思っております。今後の農業の振興を図るためにも、本市にある部会や振興会などの組織の充実のためにも、市からの助成金などをすべきではと考えます。

農業振興のために以前のように助成はできないのか。また、それら農家の代表者などから市に対して要望など全くないものなのか。あれば、それらの要望内容をお聞きします。

余談になりますが、ちなみに現在、ちょっと調べたんですが、垂水野菜振興会に今現在、農協が100万円、果樹部会に10万円、畜産振興会に対して18万円、ビワ振興会に10万円助成をし

て、市からは、先ほど言いましたとおり、助成金は今ありません。

そして、これらの助成金を元手にしまして、先進地の研修をしたり、販路拡大のために名古屋市場などに研修・視察などをされております。できるなら、こういうところに本市の農林課ですか、そこら辺も一緒に参加をしていただきたいと考えるとします。

また、東串良町におきましてはハウスの施設園芸が盛んで、今はピーマンがブランド品となっております。そして、数年前の灯油や重油が高騰したときには、ハウス園芸農家などに対しまして東串良町が反当たり約3万1,000円、そして漁船や畜産農家の飼料高騰などにも東串良町では総額で3,000万円を助成しているとのこととございました。

これらを踏まえまして、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 田平議員の御質問にお答えをいたします。

まず、部会や振興会への助成金については、お答えをいたします。

部会や振興会などの組織の充実のための市からの助成金はこのこととございますが、先ほども農林課長から説明がありました。行財政改革の中での今までの経緯や財政状況等もあるようございまして、現段階では厳しいものと御理解いただきたいと思います。

ただ、農林課長が説明しましたように、各部会や振興会につきましましては、上部の肝属地区、大隅地区、また県と負担金等を負担しておりますので、計画事業の実施等に当たりましては、本市にできるだけ有利になりますよう、また、各協議会等が開催いたします技術研修会等の開催に当たりましては、本市会場での開催など、農林課には頑張りたいと思っております。

次に、農業振興のための助成は、農家の代表

からの要望や要望内容については、お答えをいたします。

農業の振興のために以前のような助成は、また、農家の代表者などからの要望はないのか、そしてその内容ということとございますが、助成につきましては、今申しあげましたように行財政改革の中での経緯や財政状況等もあるようございまして、現段階では厳しいものと御理解をしていただきたいと思います。

ただ、時期を失ってはいけない案件や、緊急を要する案件につきましては、先ほど各市町村の例を述べていただきましたように、随時しっかりと対応を図っていきいたいというふうに思っております。

次に、要望についてでございますが、私も各種会合に出席しておりますので、いろんな場所でのいろんなお願いがございます。口頭ではございますけれども、よくありますのが、防災営農対策事業補助金の上乗せ補助金が多いようございまして、また、市長室に直接お見えになられたところでは、ビワ振興会屠畜産振興会等がございました。例えばビワ振興会ですと、防寒対策、生産資材、鳥獣被害対策用の防鳥ネットの助成など、畜産振興会ですと、畜産振興資金の無利子化、畜産経営安定のための更新対策や防疫対策、担い手対策の充実・強化などがございます。これらの案件につきましては、予算の関係等もあるかとは思いますが、国・県にお願いをするもの、また農林課で対応できるもの、峻別した上で早目の対応を農林課に指示しているところとございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 上部団体への負担金とよく言われますけど、何といたしても、地元の垂水市内の農家に対してのそういう対策を考えていただきたいというふうに思っております。

今後は多くの企業が農業に参入することが予想されます。それによって雇用が生まれること

は本市にとっても大きなメリットがあります。しかし、できた作物が売れなければなりません。農産物の6次産業の取り組みなど、さらに今後推進して、また検討していただきたいとおもっています。

農産物が安定した価格で販売できることが、企業農業や一般農家も大事です。そのことが本市の税収の増加にもつながると考えております。参入する企業農家などに対して、独自の販路をつくるなどの研修会も、市が中心になって今後は指導していくことが大きな課題と考えますが、どうでしょうか。再度市長、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市主催の販路開拓等の研修会や指導の充実はということでございますけれども、現在、農林課及び農業委員会では、個々の企業農業の方々のさまざまな案件に個々での対応を実施しているようでございます。確かに、研修会を開催をし、一堂に会してもらい、農地拡大に向けて課題など、それぞれの課題また現状報告をお互いに交わらせていただけるだけでも、本市にとりましてはいい効果が生まれてくるとおもいます。

また、本市も、この企業農業につきましては行き届かない部分が多いところでございますので、いい提案をいただきましたので、農林課、農業委員会、また関係課でしっかりとした連携をとって進めていけたらとおもっております。

また、指導につきましては、やはり難しい問題もあることでしょうかから、県を初めとした関係機関ともしっかりとした連携を図って進めるよう指示をしてまいりたいとおもいます。

以上でございます。

○議長（森 正勝） 次に、4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまでございます。傍聴席を見渡しますと、地元肝属の新聞社さん、記者さん1人だけと、大変寂しい状

況でございます。また、私、本日7番目の登壇ということで、皆様お疲れでございましょうけれども、持ち時間1時間しか、最長ございません。1時間一生懸命頑張りますので、よろしくお付き合いのほどお願い申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、新城南萩ヶ峯の林地開発について、質問いたします。

この問題については再三再四申し入れをし、議会でも質問してまいりました。県の指導もその都度なされ、開発業者さんも土地の修復・整備に努めておられることは理解しております。しかしながら、地域住民は、何の工事なのか、どういう状況なのか全く知らされておらず、災害が発生しないかと心配されております。

そこで、再度質問いたします。開発業者は、ソーラーシステム建設を目的として工事に着手しましたが、諸事情で断念されました。しかしながら、九州電力の高圧線路線変更によりソーラーシステム建設が具体化したと聞いておりますが、担当課は認識しているのか、伺います。

また、現在どのような県の指導がなされているのか、お知らせください。

以上2点、農林課長にお願いいたします。

次に、自主財源確保の対策について、質問いたします。

さきの議会の国保税値上げの反対討論でも指摘いたしました。農業者の白色申告につきましては、以前は作目ごとに単位面積の所得標準が設定されており、それを基準として課税がなされておりました。そのため税務課職員は、どの農地に何が作付されているか、市内全域一筆調査をされていたと記憶しております。この当時は、ある程度の農業者の売上高は把握されておりました。しかし、農業者の白色申告も現在では収支計算方式となっており、青色申告と同様に個人事業者の申告で課税がなされております。

農業者の売上高の捕捉がなされているのか疑問です。

売上高、所得の捕捉は十分行われているのか、自主財源確保のため何らかの対策はとれないのか、税務課長に伺います。

次に、教育委員会のあり方について、質問いたします。

橋下徹氏率いる大阪維新の会は、教育における政治主導の明確化として、2012年3月に大阪府で大阪府教育行政基本条例、2012年5月に大阪市教育行政基本条例を制定されました。教育委員会と首長、政治のかかわり方についてどうあるべきなのか、考えさせられました。市長、教育長の見解を伺います。

教育長は、平成24年第4回定例会で、知・徳・体の教育を進めるとみずからの熱い思いを語られました。熱い思いの論旨については十分理解いたしましたので、具体的な取り組み、事業等について、お聞かせください。

最後に、地籍調査のあり方について、土木課長に伺います。

まず、地籍調査に入る前の事前準備はきちんとされているのか、また、赤線、青線の解釈についてお知らせください。

以上で、1回目の質問を終わります。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○農林課長（池松 烈） 感王寺議員の林地開発について、お答えさせていただきたいと思いをします。

九州電力の高圧路線網の変更による状況の変化があったのではとのことですが、まず、今までの状況について少し報告させていただきます。

開発者につきましては、当初計画していましたが開発地近隣の高圧線が、容量不足や老朽化により、ソーラーで発電した電力を提供できる状態ではなかったことから、3億円近くの自費投入での高圧線等との変更を余儀なくされ、一時期、開発地の売買等も視野に入れられておられ

ました。

そこで、本市では、対策工事の重要性・必要性に鑑み、工事を途中で投げ出すことのないよう指導の実施を行う必要があり、大隅地域振興局農林水産部林務水産課との連携を図りながら、指導をやってきたところでございます。

そして先月、今後のことも含め、開発者、林務水産課及び本市で協議を行いましたところ、1万6,000平方メートル程度の太陽光発電施設を整備したい旨の話がございました。買い取りになるのか借地になるのか、今後のことになりませんが、今後の工事については、東京のトランクルーム等の経営を行っております倉庫会社が実施していくとのことでした。

ただ、今後予定されております九州電力の高圧線路網変更でございますが、先日本市にも、市有地の借り上げ等発生を見越し、説明に見えられました。状況としましては、6万6,000ボルト特別高圧送電線、本城川分岐線新設工事を実施するという事で、平成25年5月下旬から12月まで調査・測量、平成27年1月から工事着工、平成28年6月から運用開始の予定であるとのことでした。

その説明の中で、土地等の買い上げや借り上げについてお話がありましたが、近年の土地の売買や借り上げ等を実施する中で、相続登記等の手続がうまくいっていないものが大変多く、特に山林、田畑等は厳しいものがあるとのこと、土地等の買い上げや借り上げに関しましては、特定地を設けず、状況に応じられるよう、また小字単位での路網予定でやっていくとのことでした。

このようなことから、確かに、スポンサーといえますが、協力者がいらっしゃるようになったわけではございますが、不透明な部分がまだまだあるようでございますので、もちろん災害対策も含めて、大隅地域振興局農林水産部林務水産課との連携を図りながら、開発者ともしっ

かりした協議を通じ、対応を図っていきたいと思います。

また、県の指導についてでございますが、確かに、現在までの経緯から懸念される状況がございますので、大隅地域振興局農林水産部林務水産課との連携を図りながら、開発者ともしっかりと協議を通じ、対応を図っていきたいと考えております。

現在の状況でございますが、東側入り口及び通路は、仮ではありますが、アスファルトの簡易舗装、西側及び南側斜面の整備は実施されておりますが、北側斜面部の芝張りの不十分、沈砂池の不十分等、まだまだ課題がございます

また、議員の懸念されております貯水池の容量の問題、沈砂池による上澄みだけの排水の効果、土地改良区の取水口である塩入川への排水、これが一番懸念しているわけでございますが、これらもしっかりした対応を求められております。

また、地域の方々への説明会の開催、開発者及び協力者につきましては難しいところもあるかと思っておりますので、今後も大隅地域振興局への開催をお願いをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（北迫睦男） 所得の捕捉についての御質問にお答えします。

税務課では、適正な課税のためにさまざまな賦課資料収集を行っております。土地収用の関係は国土交通省と大隅地域振興局へ、子牛・育成牛の売却に関しては肝属中央家畜市場へ出向いております。そのほか、九州農政局・日本郵政公社株式会社・きもつき農協・各生命保険会社・森林組合・シルバー人材センター・道の駅等への文書による依頼で、外交員報酬や賃金、出荷額などの資料もいただいております。また、国税・県税・市税の三税共同で、工事請負費や補助金交付などの資料収集にも努めております。

御質問の農業所得に関しましては、ハウスな

どの現地調査は現在は行っておりません。現地調査は数年前に実施した経緯もありますが、申告に結びつかず、成果が得られなかったことから、中断している状況でございます。

農業所得につきましては、以前は、申告手続の便宜を図るため農業所得標準を作成し、開示された標準に申告された作付面積を掛けて算出する方法でございました。しかし、個々の農家の実態に応じた適正な課税を図る必要があることから、平成18年度より、国税庁の通達に基づく収支計算方式になり、市申告においても、収入、必要経費のわかる帳簿か収支内訳書・領収書・出荷証明書を提示していただき、所得額を決める自主申告の方法となっております。

このような自主申告制度であり、さまざまな賦課資料収集は継続してまいります。農業所得の把握は難しい問題がございます。御理解をいただけるようお願いいたします。

○教育長（長濱重光） 感王寺議員の御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、教育の基本事項に関して定められました法律は、教育基本法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法でございます。議員御紹介の大阪府教育行政基本条例と大阪市教育行政基本条例を見てみますと、大阪府条例の市町村教育委員会に対する指導、教職員の資質及び能力の向上、及び教職員の任命権の維持を除けば、ほぼ同じ内容となっております。

その内容につきまして、教育行政研究の学者が違法性を指摘しておりますが、その1つ目に、地方教育行政法では、教育委員会は毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことを定めていますが、両方の条例では、教育振興基本計画の進捗を市長と共同で点検及び評価するよう義務づけていること、また2つ目は、市長は、教育委員が行う点検及び評価の結果に基づいて、

教育委員の罷免事由に該当するかどうかを判断するなどの内容であります。

現行の教育委員会制度の意義は、戦前の全体主義的な教育の反省を踏まえ、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保する政治的中立性の確保や、継続性・安定性の確保、及び地域住民の意向の反映でありまして、また、一方で、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保する、首長からの独立性や合議制、及び住民による意思決定、いわゆるレーマンコントロールが特性として挙げられております。

このように、現行制度は基本的な部分におきましてもすぐれた制度でありますことから、市長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら、本市の教育行政の推進に努力することで、目標は達成できると考えております。

なお、本市におきましては、本年度から、会議や会議録の積極的公開など情報発信に取り組んでおります。また、今後、地域に向いて会議を行います移動教育委員会の開催、さらには、教育委員と地域住民代表者との意見交換会を計画しております。このような活動を通して、市民の意向を把握し、市民の声を教育行政に反映させてまいりたいと考えております。今後とも、現行制度のもと、教育委員会の充実を努めてまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の質問にお答えをいたします。

大阪府教育行政基本条例、大阪市教育行政基本条例につきましては、ただいま教育長が具体例を挙げて、現行の教育関係法令との関係を答弁いたしました。政治的中立性の確保などの関係からも、議論があるところがございます。

現行の教育委員会制度は、教育の中立性や継続性・安定性を確保するため、独立した合議制執行機関として設けられたものであります。

議会には、条例や予算の議決権及び教育委員の任命に係る同意権が付与されております。

また、市長は、教育委員会を含む各執行機関の行政機能の一体性を確保すべく、地方公共団体の長としての地位にあることから、教育行政についても、議会との連携のもと、総合的・一体的な運営が行われていくよう努めているところでございます。

私は、公約の1つに教育の充実を掲げて、市長に当選させていただいておりますので、現状では、現行制度のもと、市長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら、本市の教育の目標の実現に努力してまいりたいと考えております。

御存じのとおり、本年4月に教育再生実行会議において、教育長を地方教育の最高責任者と位置づけ、首長が任命する内容の提言がなされました。教育行政の責任体制を明確にするという目的からすると、このことは重要なことであるとと考えております。今後の中央教育審議会の審議など、国の推移を見守りたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 知・徳・体の教育を進める上での具体的な中身についての議員の御質問にお答えいたします。

私は、知・徳・体の調和のとれた教育を推進することが、現在の厳しい時代をたくましく生きていく子供たちを育成することにつながると確信しております。このことから、教育行政の推進に当たりましては、知・徳・体のバランスを考えながら、各施策の具体策を立案、実施してまいりました。

まず、知につきましては、何といいたしても確かな学力を定着させることが重要であるとと考えておきまして、そのために学校では、「考える・わかる・力をつける」という授業モデルの確実な実践を図り、教師一人一人の授業力の向上に努めてまいりました。また、管理職研修会におきましては、管理職が本気になって取り組

むよう意識改革に努めるとともに、より実践的な研修会になるよう工夫・改善をいたしました。

このようにさまざまな工夫・改善を図ることによりまして、管理職を初め、教職員の学力向上に対する意識の変容が見られつつございます。その結果、ことし1月に実施されました基礎・基本定着度調査におきましては、小学校では昨年度の通過率を全教科で上回るとともに、県が目標としております通過率70%も上回り、中学校におきましては、県平均に及ばなかった教科もございましたが、教科によっては地区平均を上回っております。

また、今年度の新規事業といたしまして、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を立ち上げ、夏休みの8月22日に、小学校の4年生・5年生・6年生の希望者を対象に、垂水中央中学校におきまして勉強会を行います。垂水市内の教職員がボランティアで指導し、子供たちの算数に対する苦手意識の改善に努め、1人でも多くの子供たちが、できなかったことができるようになり、わからなかったことがわかるようになり、勉強への意欲化につながればと考えております。

次に、徳につきましては、心の教育の充実を図ることが重要であると考えております。そのために、児童生徒の豊かな感性、いわゆる価値あるものに気づく心を育む教育活動の推進や道徳教育の充実に努めてまいりました。また、平成21年から実施されております垂水さわやかあいさつ運動の推進にも取り組んでまいりましたが、その結果、各学校では落ちついた学校運営が展開され、生徒指導上の大きな問題も発生していません。また、これまで多いときに10人近くおりました不登校の児童生徒も、今では関係者各位の努力によりまして、3人から4人で減少してきているところでございます。

最後の体につきましては、体力・運動能力の向上、健康教育の充実を図ることが重要であると考えております。そのために、体力づくりの

計画的な推進、とりわけ小学校では、「チャレンジかごしま」への積極的な参加を指導してまいりました。また、1校1運動の充実と、自主的体力づくりを推奨したり、健康診断や健康相談の推進を図ったりしてまいりました。その結果、体力づくりに取り組もうとする学校がふえるとともに、健康教育に対する教職員の意識も積極的な姿へと変容しつつあるところでございます。

このようにいたしまして、知・徳・体のバランスを考えながら、各施策の具体策を立案、実践してまいりましたけれども、結果、実績がすぐにはあらわれるものと、そうでないものがございます。「教育は、流水に文字を書くような果てないわざ」であるとも言われます。しかしながら、私ども教育行政にかかわる者が正しい先見の明をもって教育に携わることにより、真の生きる力を備えた子供たちを育てることができるものと私は考えております。今後も、垂水の子供たちに大いなる夢を与えるべく、魅力ある教育行政を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）地籍調査のあり方について、まず、地籍調査に入る前の事前準備について、お答えいたします。

本市の地籍調査は平成元年から事業着手をしておりますが、その実施につきましては、国土調査法や関係法令等に基づいて行われているところでございます。

御質問の事前準備につきましても、地籍調査作業規程準則等の規定に従い、実施しているところでございまして、具体的に御説明しますと、事業計画の調査地区の登記事項要約書及び字図を法務局で交付していただき、一筆地ごとの土地の所有者の氏名及び名称、地番、地目などを把握した上で、事業実施の通知を所有者各位に行っているところでございます。

その中の私有地につきましては、相続による移転登記の未登記や、過去に売買があったにもかかわらず移転登記がされていないなどの理由により、現所有者の把握に困難を要する事例が発生することもございますが、その際は、登記人の戸籍を追跡し、相続人の確認や、登記人及び相続人の申し出から買い受け人の把握を行うなどしているところでございます。

また、公用地につきましては、おのおのの関係機関との事前協議を実施し、地籍調査時の留意点の確認を行っております。これらの事項を確認の上で、調査に必要な調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を準備し、さらに調査事業実施前に地元説明会を開催し、地籍事業への理解と協力をお願いしているところでございます。

地元説明会は昼間に振興会の公民館で開催し、仕事などの理由で昼の部に参加できなかった方を対象に、夜に地区公民館にて説明会を実施しております。説明会は主に、国土調査係で作成しました地籍調査のしおりに基づき説明を行い、説明会の最後には質疑応答を設けまして、御自身の土地の所在を把握されていない方などに調査図一覧図を開示し、情報交換及び収集に努めているところでございます。

次に、赤線、青線の解釈について、お答えいたします。

道路法、河川法等が適用されない法定外公共物、いわゆる赤線は里道と、青線は水路と称されているところでございます。地籍調査時における筆界確認につきましては、これらの里道・水路の実態はさまざまでございますが、公図に表示してあり、現地にその形跡が存在しない状態であったとしても、関係機関の里道・水路としての用途廃止の手続がなされていない以上、地籍調査事務処理としては、当該地区に里道・水路があるものとして、地籍調査の成果に従前の公図の表示等を参考としながら表示するよう

にしているところでございます。

当市におきましては、関係機関との事前協議におきまして現地立ち会いを実施しまして、調査時に遺漏がないように準備しているところでございます。

具体的には、現況の水路や道路があっても、現況どおりの幅員を確保していただくように隣接地権者と協議するほか、現況が確認できない状態であれば、法務局に相談の上、里道幅員を120センチメートル以上、水路幅員を90センチメートル以上は確保するようにしているところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 それでは、一問一答方式によりまして再度質問していきます。

まず、南萩ヶ峯の林地開発についてですけれども、今回で3回目の質問だと思います。大変くどいようですが、住民の方も非常に心配しているものですからまたお聞きしたということです。

農林課長の説明で一応は理解したんですけれども、高圧線路線の変更をこの部分、平成27年の1月から着工ですね、また平成28年の6月の運用実施ということで、まだ先が長いんですよね。売電価格との絡みがあると思います。実際、開発業者さんに大きい会社がつきまして、資金面では心配ないかなとは思っているんですが、ただ、先が長いものですから、どのように変化していくか大変心配なところでございます。

企画課長にこれからちょっと2回目の質問をしたいと思っておりますけれども、国の新エネルギー政策に基づいて、県の新エネルギー政策も立てられていると思うんですけれども、この点について県の基本方針についてと、あともう1点、今回の問題について私は再三、昨年の6月ですか、4,900平米ぐらいで伐採届が本市の農林課林務係に出されたと。

ただ、私が7月に確認したところ、もう伐採が

終わって、2ヘクタールぐらいはもう整地済みだったという部分を実際ございます。開発業者さんが県の担当の部分に行きましたところ、手続は必要ないと言われたとか云々とか、あと、うちの林務の対応が悪かったですとか、いろいろな部分がありました。

私としては、その時点でやはり森林法に基づく林地開発の届け出、また県の土地利用要綱、また本市におきます急傾斜地の条例、要綱の部分について、問題があるんじゃないかという部分を指摘し続けてきたわけですけれども、事ここになって、なかなか先へ進まなかったということだと思えます。その点は思うんですが、どっかでかとめられたのに、とめられなかったという部分では残念ですけれども、こういう事例という部分がいろいろ出てくると思うんですよ、企画課長。例えば農地法の部分でも、きちっと決まっていない部分がありますし、ソーラーの問題についてはですね。それで、あともう1点が、開発するに当たっての資金証明の部分とか、県の開発業者と住民との衝突という部分が実際起こっているような状況も多々聞いております。

そういった中で、国の新エネルギー政策に基づいているんですけれども、県の部分は、そういう住民と開発業者との摩擦、またいろんな法的な問題点、この部分についてどう考えておられるのか、何か情報があればお知らせください。

あと、農林課長については、一応、道路の舗装、この部分はアスファルトの舗装ということで、振興局の林務係ですか、農林水産係のほうできちっとやっていただいております、道路は舗装してあります。芝張りが一部不十分と。あと、側溝についても、まだ土側溝が残っております、ちょっと懸念しております。

先ほど農林課長から答弁ありましたとおり、いかんせん末端貯水池が小さ過ぎるんですね、末端貯水池がですね。だから、この部分、土地もある程度買収していただければ貯水池をつく

るような箇所はありますので、大きい貯水槽をつくっていただいて、上澄みだけ流すと。また、沈砂池が満杯になったら、その都度やっぱり対処していただくという方策がベストであると考えます。

やはり塩入川の部分への土砂の流入、また田畑への流入という部分はこれは食いとめていただかないとしょうがないですから、住民怒っちゃいますから、私も怒っているんですけど。この点について、きちっとまた県の林務水産課を通じて要望していただきたいと思えます。この点については要望にとどめますので、よろしくお願いたします。

○企画課長（前木場強也） ソーラーシステムの建設について、国・県の推進計画はどのようなになっているかという御質問にお答えいたします。

国におきましては、エネルギー基本計画の中で、エネルギー政策の基本は、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場機能を活用した経済効率性の実現を図ることとしており、原子力及び太陽光発電を含む再生可能エネルギーの比率を2030年には約70%とすとしております。

また、再生エネルギーにつきましては、現時点ではコストや供給安定性の面で課題はあるものの、環境負荷が小さく、多くが国内で調達可能なエネルギーであるとし、エネルギー源の多様化や新たな市場、雇用機会の創出といった効果も期待できることから、積極的な利用拡大を図るとしております。

なお、このエネルギー基本計画につきましては、東日本大震災及び原発事故を受けて、現在、白紙から見直すこととしておるということで、現在作業中のようございます。

また、県におきましては、平成23年3月に策定されました新エネルギー導入ビジョンにおきまして、2020年度の太陽光発電の導入目標を59

万2,000キロワットと設定しております。しかしながら、この導入目標は、国と同じく東日本大震災前に検討された数値であることから、県でも国と同様に、今後見直す方向であると聞いております。

それと、もう1点の質問なんですけど、企画課が総じて窓口になれないかということだと思いますが、企画課が現在担当しているメガソーラーにつきましても、市有地に設置する、それと立地企業であるという点から、担当課としてかかわっているというものでございます。民間の事業者が民有地にソーラーシステムを建設することに際しましては、許認可の関係は存在いたしませんので、企画課としては指導・助言できる立場ではございません。そのため、なかなか窓口として対応できないのではないかとこのように考えております。

それとあと、このメガソーラーを含む太陽光発電につきましても、発電設備が経済産業省の認定を受けることで設置可能であり、県への申請及び報告等の必要もないということです。その付近につきましても、チェックとか指導とか、それがなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 今、企画課長から説明を受けました。国の新エネルギー政策ですね、県の新エネルギー政策、見直しもあるという話なんですけれども、私が一番聞きたかった部分は、確かに民と民との契約ということでなかなか入れないと、経産省云々の話もありましたけれども、ただ、実際にメガソーラー、大きいものについてはそれなりのやっぱり土地を利用していくわけですよね。やっぱり2ヘクタールとか3ヘクタールぐらいの土地を利用していきます。そうしますと、開発業者さんにつきましても玉石混交です、これはですね。メガソーラーの業者さんについても玉石混交です。また、実際に、

メガソーラーを盾にして、詐欺の部分のそんな違法行為も起こっているような状況でございます。

経産省にはないと、どこの部分でも法的縛りが無いということであれば、うちは末端の行政機関なんではしょくけれども、でも、その部分は政策提言をきちっと行っていただきたいと思うんですよ。工事に着手したはいいが、そのままほっておかれると、それによって災害が起こるといふ事態も十分考えられるわけです。そういった部分ではきちっと、県・国の部分で対応をきちっとつくってくれと、法の部分で網をかけてくれと。せめて、開発の部分で申請が来たら、資金証明書の部分をきちっと出しなさいよと。それぐらいしていただかないと、業者さんが開発したはいいが、そのままほっておかれたら地域住民は困っちゃいます。この点について、市長どうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○市長(尾脇雅弥) 現状に関しては、今、担当課長が説明をしたとおりであります。事業に対して、誰がどういう法令に従って、どういう責任を負うべきかというのが基本であるとは思っています。ただ、今、感王寺議員がおっしゃるような現実的に課題があるとするならば、何らかの方法で相談したり、検討すべきだと思いますので、そのことは今後、少し検討させていただきたいと思っております。

○感王寺耕造議員 最後は要望にとどめますけれども、結局、現行の国の法の部分、県・市の部分でも、法令、条例の部分で予想されないことが現場で起こっているんだということは事実でございますので、市長におかれましては市長会で、また企画課長、農林課長、実際の行政の現場でも、このソーラーシステムの問題についてはさまざまな問題が近隣市町村の部分でも起こっていると思うんですね。そういう声を一つにしてぜひとも県のほうを動かしてください。

県が動いたら国も動いてくれるかもしれませんが、その部分はよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。

自主財源確保の対策について税務課長から懇切丁寧に説明を受けました。平成18年までは実際調査をなされていたんですが、結局、収支計算になった後をやられたわけですね、その部分を18年まで続けられたと、効果が上がらなかったということなんですけれども、情報収集については、先ほど国交省ですね、私の専門分野である育成、牛の部分ですね、この部分とか、あと農協さんですね、またあと公設市場の部分ですね、また農林課の部分の中山間の部分だったりとか、旧所得補償の部分ですね、ありとあらゆるところで網を張られているということについては、当然のことをなさっているわけなんですけれども、それでいいのかなと思っております。

ただ、私が1点だけ気にしている部分があるんですよ。なぜ、私も農業者ですから、農業者をいじめるような発言をしているのかと同業者から言われると困るんですけども、やはり所得申告の部分でいろいろ行かれると、その中で農業者の場合は減価償却の部分ですね、必要経費、減価償却を引いた後に、その部分で所得税、市県民税、国保税が決定されてきますから、そうしますと、つくってないという、余り私、こういうことを言いたくないんですけどね、そういう話を聞くんですよ。農業者の場合は、所得税は発生しないかもしれないけれども、市民税、国民健康保険税はきちっとやっぱり公平に負担すべきだよという、実際にそういう個人事業者の声を聞きます。私はきちっとやっているんだけど、やってない人もいるみたいじゃないと、私もばからしいわ、申告するのというですね、そういう声も実際に私、聞いているんです。そういう部分があるから、こういう嫌な質問をしているわけです。

18年度まで実施されて、効果がなかったとい

うことですけれども、實際上、なかなか難しいんでしょうけれども、申告の現場ではですね。Aさん、あなたはこれをつくっていらっしゃるよなと、申告がなかった場合は誘導できるわけですよ。それくらいやっぱりきちっとやったほうがいいと思うんですね。

あと、もう1点大きい部分が、先ほどの農林課長の、どの議員の部分でしたかね、ちょっと聞いたんですが、田平先輩の質問でしたかね、市内14業者、青果業者があるということですね。この分の所得というか、売り上げの部分の捕捉ができていますのかなという部分をちょっと疑問に思います。14業者さんに御相談して、国民健康保険税もこうなんだよと、市税の分もこんな形で減っているんだよという部分で協力をお願いして、という部分の方策も私はとれると思うんですけども、以上2点について、説明を求めます。

○税務課長（北迫睦男）先ほど少し申し上げましたけれども、農業所得の把握は非常に難しいということを申し上げましたが、昔から捕捉率の言葉でクロヨンとか、トーゴーサンとか言われておりました。本市の実態調査につきましても、実際調査した作付状況を申告の際に申し上げますと、自分は今つくっていない、貸しているとか、つくったけれども収穫に結びつかなかったとか、いろいろなそういった言葉等もございまして、なかなか所得アップにつながらなかった経緯がございまして。

今後の対応としましては、青果市場とか青果業者さんの販売実績等についても協力の要請をしてみたいと思います。さらには、関係機関、関係課との連携でも協力をいただきながら、適正な申告につながるように努力してみたいと思います。

それと、もう1点は、平成25年度の税制改正におきまして、記帳義務及び記録保存義務が平成26年1月1日から全ての個人業者に、事業所

に拡大されることになっております。記帳は税の申告のためだけでなく経営管理にも資するものでございますので、事業活動を行う限り必要なものであります。これらについても周知徹底を行うことで、より公正・公平な申告、課税につなげていけるように努力したいと思いをします。

○感王寺耕造議員 きょうはちょっと時間に余裕があるみたいですので、市長にちょっと振ってみたいと思いをしますが、今までの議論を踏まえられて、市長、今まで徴税の部分については、以前は徴税対策室をつくったりとか、それで課員の方々も一生懸命徴税の部分についてはなさっております。ただし、その徴税の前の部分ですね、申告の部分についてはちょっと何らかの対策もとられていないというのが現状です。この分について改善の余地はないのか、市長のお考えを聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） 現状は今、担当課長が話をしたようなことだと思います。具体的個別に関しては、今、感王寺議員のほうからこういう事例もあるんだよというようなことで、内々あるだろうと思いをしますが、やはり税金というのは公平・公正でなきゃいけないと、一生懸命働いて、正しく納めるというのが基本でありますから、そういうような形態がとれるような体制づくりというのは必要であると思いをしますので、そのことは再度また課内で協議をしたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 それでは、議長、教育委員会のあり方について2度目の質問に入らせていただきます。

教育長も市長も明確に答弁していただきました。現行の教育委員会制度を守るかということであったかと思いをします。旧教育基本法の部分で、戦後民主主義というやつがきちっと担保されたという部分を御両名ともきちっと認識なさっているということで、安心いたしました。

余談ではございますが、この教育基本条例に

ついては大変な問題がございます。教育長の部分で、憲法違反だ、法律違反だという言葉もありましたですね、法律学者からはそういう部分があったということですね。

まず、概要をちょっとお話ししますと、当然御承知でしょうけれども、教育目標を首長が教育委員会と協議して決定し、首長が委員会と意見が一致しない場合は、委員会の反対意見を付す形で首長の教育目標を議会に提案できる。また、教育委員に関する、教育目標に関する自己評価に基づき、地域教育行政法第7条1項に規定する罷免事由に該当するかを首長が判断すること、また、教育委員会の評価に保護者や生徒の意見を反映すること。また、大阪府の基本条例につきましては、府費負担教職員任命権の市町村への移譲なども規定されております。

これは私、極めて大きい問題を持っていると思われたんですから御両名に質問したんですけれども、御両名ともそのようなことであつたので安心してあります。ただ、後日、この部分についても先ほど、どなたかの質問でしたかね、池山議員の質問でしたか、この部分で気になった部分が、教育長への責任及び権限の一元化についてという問題がございました。この部分についてちょっと引っかけたわけですけども、いじめ問題を発端にして、教育委員会のあり方という部分が教育行政再生実行会議で議論されていると。それで、首長が教育長を任命する。常勤にし、教育行政の責任者とするという部分ですね。また、この問題については今後、中央教育審議会でもんでいくということです。

参院選の動向もあるんでしょけれども、多分このような形で決定していくのかなと私は危惧しております。そうなった場合、この部分は、やっぱり教育委員会のあり方についても国の部分で議論がまた進んでいくのかなと、この部分が終わった後に来るんじゃないかという危機感を持っているもんですから、こういう質問をし

ました。

いじめの問題については、私が考える部分は、教育の部分だけの問題じゃないと思うんですよ。やはり戦後の高度経済成長が終わった後に、社会の閉塞感という部分がございます。また、橋本内閣の後、新自由主義に基づく、新資本主義に基づく経済改革、行財政改革が行われてきました。その結果としてどうなったか。派遣法も改正されてしまった。高校を卒業しても、大学を卒業しても正職員にはなれない。大企業は内部留保だけで、正規職員すらも終年雇用も守られない。いつ首を切られるかわからないという部分で、いじめ問題が発生してきました。これを、教育行政の部分、委員会制度の部分かえるよりも、そういった部分の政治の豊かさという部分を、国民が安心して暮らせるような担保をすることが私は第一だと考えます。

また、この教育委員会制度につきましては、いじめの問題を、改革の問題はいじめの問題という部分が端緒にあったという市長の話にあったんですけど、これについては、警察関係者、あと教育心理学の先生方とか、さまざまな方々でいじめ問題の常任委員会ですね、こういう部分を各行政単位で設けられているところもございます。この部分についても御提案差し上げました。だから、大もとの教育委員会のあり方の部分を変えるんじゃないくて、そういうような対症療法といいますか、そういうほうが私はベストであると思いますし、この教育委員会制度の部分については、いじっていただきたくないということでございました。長くなりまして済みません。

教育長の熱い思い、知・徳・体という部分を聞きました。体については、先ほどの池山議員の部分で、ちょっと劣っているのかなと。私は逆に、田舎ですので、体力があり余っているのかなと思いましたが、やっぱり今、インターネットであるとか、ゲームとかありますね。

こういう部分、まず体が基本ですので、市長、教育長には財源の部分で当然ございませんので、小学校の遊具等、大変老朽化している部分もございます。PTAのPの部分ですね、また地域社会の部分でそろえている部分もありますけれども、小学校の遊具程度はきちっとそろえるべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥）今、小学校の遊具に限らず、いろんな建物が老朽化して、更新のタイミングがあります。そういった中で、特に教育行政に関してのいろんな予算というのは、かなり予算措置ができていのではないかなと思いますが、まだまだ及ばないところもありますので、再度点検をして、安心・安全上にかかわる問題であれば早急に対応しなきゃいけないというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 体の部分で、遊具だけではなくて、そのほか足りない部分はきちっとやっていただくということですので、市長、やはり子供は我が地域の宝です。きちっとやっばり、市長も先ほど申されたとおりに、教育の充実ですね、また、幼児・学童の部分、きちっと市議の時代からやっておられました。そういう部分で当選されたと思うわけですけども、子供たちを大切に市民全体で育てて、予算も出していただくということですので、また、よそへ出て学んでいただいて、本市へ帰っていただいて、優秀な人材となって帰ってくることを期待しております。ぜひとも予算執行のほうをお願いいたします。

また、さきに戻りますけれども、知ということ、確かな学力ということで、先ほど学校教育課長のほうから池山さんのほうに、学力のほうもきちっと担保しているよということでございます。しかし、私、知という部分、この部分について考えますと、暗記の学力ではなくて、分析して判断できる力ですね、社会情勢を読ん

だり、人が何を言おうとという部分が必要だと思いうんですよ。また、徳という部分についても、まずおのれを大切にすると、おのれを大切にしないと、人も大切にできない、国のことも思えない。そういうようなことが道徳教育だと私は考えております。

そういった部分では、やはり今いろんな学校教育の部分でも、例えば新聞協会の部分ですね、新聞を活用した教育とか、あと証券会社の部分では、私は余りこの部分は好きではないんですけれども、マネーゲームですよ、実際、お金をあれして、そして資産運用をしていくという部分ですね。あと複利の計算ですね、今18.5%ですか、この部分で複利で計算したら、300万円の金を借りたら1年間でどれだけの金利になるか、そういったような社会性を持った勉強というやつも必要だと思いうんです。また、日本人はなかなかディベート能力が低いと言われております。この辺を伸ばす方策という部分は、他機関の、先ほどは新聞協会を挙げましたが、そういうことは考えておられないのか、1点だけ、学校教育課長でも教育長でも結構ですのでお願いいたします。

○教育長（長濱重光） 感王寺議員のただいまの質問は、総括的に子供たちに消費生活といいますか、いろんなものを、教育を進めるべきではないかということではないかと思いうんですけれども、複利の関係とか、いろいろ利率の関係とかありましたけれども、消費生活に関する教育といいますのは、子供たちが大人になっていく上でとても大切なことだと考えております。そういう中で小学校でも中学校でも、金銭感覚を養うとか、そしてまた中学校におきましても技術家庭の中で、商品の購入の仕方とか、支払いの方法とか、チラシの見方、トラブルの対処法などの学習を実施しております。

また、高等学校の話になりますけれども、高校におきましては、クレジットカードの安易な

使用による多重債務、また、自己破産が社会問題化していることを理解させ、金融トラブルの未然防止や事後対策等についての指導も行われております。そしてまた高校の多くは、鹿児島県に消費生活センターというのがございますけれども、ここの県職員を外部講師として招いて出前講座を実施しております。この中で、クレジットカードの正しい使い方とか、それから社会に出てから、よく言われております若者に多い消費者のトラブルの実例などについても学んでおります。私は、こういうことは非常に大事なことと思っておりますので、今後、まずは中学校におきまして、こういった出前講座の活用に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

冒頭に述べましたように、議員御指摘の消費生活を含めたこういった教育というのは非常に大事でございますので、今後とも適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

特に、仰せの徳育の部分ですね、これはもう子供たちが将来の社会、厳しい社会を生きるためには特に必要なこととございますので、その徳育の部分につきましてさらなる取り組みを推進していきたいというふうに思っております。このことにつきまして、私どもも今、来年度のことに向けましてもいろいろ、いろんな角度から検討をいたしておりますので、また皆様方にも御相談しながら、実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 最後の質問といたしますか、1つ、言い忘れたことがございました。ネットの問題ですね、ネットに関するいじめですね、この部分もあります。時間がないので差し控えますけれども、この対策もきちっととって、現在もとっておられると思いうんですけれどね、これもきちっとやっていただきたいということと、また、教育長におかれましては、さきの議会で

川越議員の質問の部分で、子供たちがみずから考え、判断し、たくましく生き抜いていく力を醸成する教育を進めることが重要であると認識しておりまして、とございます。ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

最後の質問、先ほど答弁があったんですけども、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」ということで、先生方がボランティアでやっていただくと、大変感謝申し上げます。世間の人たちは、夏休みなど、先生たちは休みが多くていいなという話もありますけれども、私の弟も某学校で教頭をしておりますので、夏休みも忙しいです。そういう中であって一生懸命やっていたくことに感謝申し上げますけれども、具体的に、1日何時間ぐらいやられるのか、そしてまた何日ぐらいやられるのか、いい答弁でしたので、ぜひとも紹介してください、お願いします。

○学校教育課長（牧 浩寿）今、御質問がございました「あつまれわんぱく！夏の勉強会」でございますが、とにかく子供たち、勉強は苦手意識を持っている子供たちが多数おります。その子供たちを何とか教育長の理念のもとに育てたいと。今回初めてのことでございますので試行錯誤です。

開催は1日、子供たちは弁当を持ってきて、会場でございますけれども、どこがいいかな、やはりいずれ行くであろう中学校、これを会場にいたしまして、きれいな場所で、それでスクールバスを走らせます。北と南に走らせて、そして子供たちが4年生・5年生・6年生、それぞれに自分が苦手とする、今回は算数をやりますけど、苦手とする部分を事前に申告をさせます。そして、先生方もボランティアで何人集まるかわかりませんが、先生方には、これに申し込まない先生は、いわば教師としての資質を試されるよね、そんなふうな話もしているところでございます。そして、それぞれの課題に応じてそれぞれの教室で、子供たちが個々に抱え

ている問題をできるだけ個別に対応して、自信を持たせて2学期を迎えさせたい。

ただ、つけ加えになりますけれども、そういった苦手意識を持っている子供たちだけではなくて、今度はもっともっとやる気を持っている子供たちもおりますので、この子供たちにはチャレンジコーナーを設けて、例えばですけども、ラサール中学校にこの問題は出るような問題だよとか、そういった発展的なチャレンジするコーナーも設けて、それにも対応させていきたい。

いずれにしても初めての試みで、これをもとにして、来年度以降はもっともっと発展させていきたいとそのように考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員あと3分程度ですかね。

地籍調査の問題ですけども、調査に入る前、きちっと法にのっとりた部分ですね、要綱の部分に沿ってやっているということなんですね。ただし、法務局の登記、字図で出た部分は相続登記だけじゃないんですよ。例えば開拓農協財産ですね、あと、昔はミカン山ですね、パイロット事業という部分がございますですね、新城の部分にもございます。この部分については筆界の確定については、地籍調査以外については土地家屋調査士さんの持ち分ですけども、とにかく面積が広いと筆界もたくさん出てくるということで膨大なお金がかかります。だから、開拓農協、パイロット事業等については、実際、現況の部分でやっているわけですね。そうしますと、現況で配分しているんだけど、死んだ人も出てきちゃったと、わからなくなっているんですよ。

そういった、だから世間一般でいう公図云々じゃなくて、もうちょっと開拓農協に資料はないのか、あと農業委員会等に残っていないのか、土地改良区に残っていないのか、そういう結局、あくまでもこういう図面については当然法務局

の公図、登記のほう、字図のほうが上級ですから、ただ、わかっていない、わからない部分が現況としてはありますので、そういうような参考になる部分も集めていただきたいということで思っております。

また、青線、赤線につきましては、一応青線、赤線がないところについてはきちっと決めなきゃいけないと、これは私も当然わかっております。赤線については1メートル20ですね、青線については90と。ただ、現況主義でいくのかどうなのかという問題はちょっと私、以前申し入れました。現況主義でいくんだと、これは筆界関係者の部分で決めることですから、現況主義でいくということで安心しましたけれども、できれば地籍調査の課員の人たちも、やっぱり市民の大切な財産が確定する部分ですから、筆界が確定するわけですから、大変な業務だとはわかっております。ただ、将来の公共事業、あと農業政策の部分ですね、それからまた防災上とかそういった問題もございますので、現況主義の部分をきちっとお願いしていただくと。

○議長（森 正勝）時間を超えていますので、速やかに質問願います。

○感王寺耕造議員 よろしくお申し上げます。申しわけございません。どうも失礼しました。

○議長（森 正勝）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（森 正勝）次は、明日午後9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（森 正勝）本日は、これにて散会します。

午後4時51分散会

平成 25 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 25 年 6 月 19 日

本会議第3号(6月19日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫睦男	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年 6月19日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（森 正勝）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、8番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、早速質問に入ります。

今回の質問の中心は、1つは交付金の振り替え分や年少者控除等の廃止等による増収分の原資を有効に活用し、市民の切実な要望にどのように応えていくのか、行政のあり方についてさまざまな問題点を挙げながら、ただしていきたいと思っております。

もう1点は、実効ある施策で市民の生活の安定と地域経済の活性化を求める質問であります。

本題に入る前に、まず最初に、市長の政治姿勢について伺います。

先般、新聞で県下の市町村長の憲法に関するアンケート調査結果が報道されました。憲法問題については今後さらに議論の場があると思っておりますので、そのときにまた議論したいと思っておりますが、今回は、結果が報道・公表されたことで、市長としての市民への説明責任があるという点と基本的認識について、以下の2点について見解を伺います。

最初は、憲法の何が問題と考えておられるのか、まずお聞かせください。

近代の立憲主義において、憲法というのは主

権者である国民が国家権力を縛るという考え方に基づいてつくられています。国家権力の乱用から国民の自由を守る、これが憲法であり、立憲主義の立場です。そのため憲法改定の要件も、時の権力者たちが憲法を改正することが難しいようにされています。これは立憲主義の要請と言われてはいますが、立憲主義と96条との関係をどのように捉えているのか、2点目について伺います。

次に、地域元気臨時交付金の活用で、既に計上予算の財源振り替えを行うことで一般財源が確保されることが3月議会、そして6月議会でも明確にされ、活用していくことも明らかにされました。私は、その一般財源を有効に活用して市民の要望に応えていくべきだということを主張してまいりました。

そこで、当面の問題点として3つの課題について質問をいたします。

1点目は、3月議会でも生活保護法の改定で、特に保護基準の引き下げによる影響での対策の必要性を求めましたが、参議院での可決が濃厚な中、改めて市としての対策を求めたいと思っております。

私は特に、法の改正の中で、一般国民の生活水準まで負の連鎖を生み出す生活扶助基準の切り下げは断じて許されるものではないということ、強く改めて訴えたいというふうに思います。自治体でのこの負の連鎖を食い止めることを本気に考えればできることです。

そこで質問ですが、生活保護費をもとにして減免・給付等の基準の変更に伴う支援策を、市民の命と暮らしを守る立場からどのように検討されているのか、伺います。

改めてお聞きしますけれども、1点目は、市独自の対応が必要な減免・給付制度はどのようなものがあるか、お聞かせください。対策については3月議会以降どのように議論・検討されたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

2番目は、教育の機会均等の保障と、教育支援のための就学援助制度対策の必要性と制度の充実を、子供の貧困対策に視点を置きながら質問いたします。

1点目は、昨日、池山議員のところで出ましたので割愛をしていきたいというふうに思います。

厚生労働省の調査でも、子供の相対的貧困率が2007年で14.2%、2009年では15.7%、2年間で1.5%上昇していることがわかり、政府としても見逃すことができない状況と指摘もしていません。相対的貧困とは、御存じのように標準的な所得の半分以下のことです。私たちは、子供の貧困を放置することはできないし、しっかりと対策をとるのが政治や教育行政の責任と考えます。12月議会でも、就学援助制度で一般財源化されたことでの問題点を指摘しました。また、一般財源化で自治体間の格差も生まれていることも紹介いたしました。

私は、この制度について、ことしもさまざまな相談をこの3月、4月受けました。改めて教育の機会均等の保障と教育支援のための就学援助制度の対策の必要性と、制度の充実が政治の責任として求められていることを痛感しました。

この問題は、この時点における経済的格差の縮小効果だけでなく、垂水の長期的人材育成、人的資本の蓄積に貢献する可能性が大いにあると考えます。このような点から、改めて、政府が新たに加えたPTA会費・生徒会費・クラブ活動費を加え、教育の機会均等の保障と教育支援の充実を求めますが、見解を伺います。

次に、年少扶養控除の廃止等に伴う財政の増収分を、特に医療制度の充実にも有効に活用すべきじゃないかという点を質問いたします。

年少者扶養控除等の廃止等は、子ども手当をめぐって廃止されました。結果、子ども手当もなくなり、増税だけが残ったことになるのではないのでしょうか。そうであるならば、増収分を

子供を中心とした支援策に還元することが基本だと考えます。

まず、使途について国の見解はどうなっているのか、伺います。

次に、市の考え、そして廃止に伴う増収はどのくらいだったのか、伺います。

私は、これらを原資に子供の医療費制度の支援策を求めたいと思います。

そこで、県内の自己負担ゼロの自治体の動向について教えてください。

制度として枠は広がっても、基本問題、自己負担の問題は解決をしていません。この制度は少子化対策の柱にもなっていくものです。そこで、改めて自己負担の減額を求めますが、見解をお聞かせください。

次は、アベノミクスによる急激な円安が燃油高騰等を招いている問題について、対策を伺います。

解決の基本は、急激な円安は国策による問題であり、政府の責任として対応すべきものであるということをまず訴えたいというふうに思います。

そこで、現状の問題として、2008年度の燃油高騰のときの対策としての漁業経営セーフティネットがありますが、実態として間に合わないのが現状のようです。国は新たな対策案を示しましたが、県、関係者にとってもハードルが高く、実態に合った対策が求められています。漁業関係者においても経営努力は求められていますが、燃油等の問題は、実態との関係からも何らかの対策は市独自の施策として求められていますが、見解を伺います。

そこで、水産業の実態の把握はどうなっているか、国の支援策はどうなっているか、そして市独自の支援策の必要性はないのか、伺います。

また、円安に伴う魚価への影響と問題について伺います。

2010年度、養殖配合飼料の価格高騰対策とし

て、漁業経営セーフティネット構築事業は創設されました。価格高騰には補填金が支払いがありますが、価格どまりになると基金が乏しくなり、補填されない問題点があります。養殖業は飼料単価で経営収支を大きく左右される問題がありますが、本市での影響や対策等について伺います。

次に、建設労働者の賃上げにつながる実効ある施策を求めることについて、質問をいたします。

この4月から国土交通省は、公共事業に従事する建設労働者・職人の労務の算定根拠になる設計労務単価を全国で15.1%、県内で13.4%引き上げました。今回の設計労務単価の引き上げが、確実に下請代金や賃上げにつながる実効ある施策が必要です。それは、厚生労働省の2012年賃金構造基本統計調査によると、県内建設業の現金給与は、全産業の平均より10万円も低いというふうになっています。ゆえに、建設労働者の暮らしの保障と地域経済の活性化のためにも、賃上げにつながる実効ある施策が求められています。

そこで、この間の動向と特徴はどうだったか、本年度の引き上げの内容について、まず伺います。

2番目は、実効ある施策の必要性について伺います。

1つは、県の指導文書はどのような内容だったのか、市としてどのように業者に採用されたのか。

3番目に、確実に賃金を引き上げる仕組みづくりは市としても検討する必要がありますが、考えをお聞かせください。

4番目は、建設労働者の労働条件の抜本的な改善のために、公共事業に従事する労働者の最低賃金を取り決め、元請の受注のその遵守を義務づけることを内容とした公契約条例の制定の必要性を改めて伺いますが、その後の議論・研

究、そして方向性、具体化についての見解をお聞かせください。

最後に、重度心身障害者医療制度について伺います。

現在、鹿児島県では3つの医療費、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の助成を行っています。いずれも償還払いになっているため、お金がなければ病院にかかることができない現状の問題も出てきています。

そんな中、特に重度心身障害者を取り巻く環境は経済的にも厳しく、いつでも安心して必要な医療を受けられるような施策が求められています。そこで、後から助成分が戻ってくるのであれば、窓口で助成を行う現物給付にすれば安心して必要な医療を受けることができるようになります。

そこで伺いますが、1点目は、現物給付問題での全国の状況、県の動向はどうなっているか。

2点目は、現物給付制度の課題と可能性について伺います。

障害者にとっては、申請は大変な重労働です。このような実態等を考慮して県へ要望していく考えはないか、お聞かせください。

次に、助成金の申請問題については、申請はどのような状況か、市の対策はどうなっているかお聞かせいただきたいと思います。そして、申請窓口の改善の必要性はないか伺います。

以上で質問を終わりますけれども、問題点があれば再質問をさせていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

それでは、私に關しての憲法アンケートに關連しての御質問にお答えをいたします。主義主張はそれぞれありますので、私の考えとしてお話をいたします。

現憲法は、日本が連合軍の支配下にあったときに、マッカーサーが部下に命じてわずか1週間で作成させ、当時の日本政府並びに国会に承

認させた経緯があると聞いております。

仮に、現憲法がそのような経緯で作成、可決されたものでなかったとしても、時代の経過や社会情勢などの変化によって、その時代にそぐわない部分が出てくるのは当たり前であると思います。憲法に限らず、あらゆる物事、システムについて、常によりよい方向、よりよい内容、よりよいものに改良・改善を重ねていくことは当然のことだと思っております。

日本国憲法が世界的に見ても改憲しにくい憲法になっているとの意見が多くあるのは、事実そのとおりだと思います。さまざまに変化する時代の中で、主権者である日本国民が、日本国民の意思として決定していくための法整備は必要であると考えております。

次に、立憲主義ということは、国家権力の正当性を憲法が明示すること、違憲審査の対象にならない統治行為が憲法原理に基づいて行われているかを監視し続けることとあります。

また、96条との関係では、現行法では、憲法改正には、国会が発議し、国民投票の手続が必要であります。現行法では、衆参両議院の3分の2以上の賛成が必要で、さらに、国民投票によって過半数の賛成が必要であります。

改正は慎重丁寧でなくてはならないと思っておりますけれども、現行法では、主権者である国民が必要に応じ意思表示する前のハードルが高過ぎると思っております。社会情勢が変化する中で世界平和を維持していくためにも、必要に応じて改正できる環境を考えるべきだというふうに思っております。

次に、生活保護費をもとにしている減免・給付制度の基準変更に伴う支援対策を、命と暮らしを守る立場からどのように考えておられるかの御質問にお答えをいたします。

本市におきまして、生活扶助基準をもとにしている減免制度につきましては、市民税の減免及び国民健康保険における一部負担金の減免制

度があります。今般、平成25年8月1日から適用されます改正後の基準額が示されました。今回の生活扶助基準額の見直しでは、年齢層によって基準額が増額になったり減額になったりしておりますが、平成25年8月から平成27年度まで3年程度かけて段階的に基準額に到達するよう、市民生活への影響を考慮して激変緩和措置もとられております。

また、今回の生活扶助基準の見直しに伴う、ほかの制度への影響については、国から、この趣旨を理解した上で、各地方自治体において適切に判断・対応していただくようにとの要請も来ておりますので、今後、他市の動向を調査して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 就学援助費の支給項目に、PTA会費・生徒会費・クラブ活動費を加え、教育の機会均等の保障と教育支援の充実をとの御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、就学援助制度につきましては、平成17年度以降、国の補助事業から単独事業となりまして、その実施主体であります市町村で支給基準を定めることとなっております。現在、PTA会費並びに生徒会費等を支給している市は、県内19市のうち出水市だけとなっております。

この就学援助費の財源の一部は地方交付税に算入されているところでございますが、平成24年度の本市における就学援助費の支出額1,058万8,000円に対しまして、交付税算入額は245万9,000円となっております。支出額の4分の1に満たない23.2%程度の交付税しか交付されていないのが実情でございます。今後、国によります十分な財源措置が望まれるところでございます。

また、PTA会費等を支給した場合の試算についてでございますが、平成24年度の認定実績に基づきまして、国が示しました補助積算単価

を乗じて算出しましたところ、小・中学校合わせまして総額で約389万円となります。

このような現状を踏まえますと、PTA会費や生徒会費等を新たに支給項目に追加することにつきましては、慎重な対応をとらざるを得ないものと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 急激な円高についての交付金対応の質問にお答えいたします。

昨日も川畑議員の質問にお答えしましたが、水産業の実態と把握については、4月から水産の課長としまして両漁協とも連携を深め、実態の把握に努めてまいり、対応・対策について協議をしてまいっております。

今回の急激な円高もですが、今までの負債等の経緯をも含めて、非常に厳しい状況であることは昨日もお答えいたしました。

しかしながら、両漁協とも、現状を踏まえて、あらゆる対策、努力をされ、平成25年度をスタートされております。その中で、今回、急激な円高対策が生じてまいりました。対策としましては、国の燃料のセーフティーネット等もあります。両漁協ともセーフティーネットについてはメリットがないようで、この制度に加入はされておられないようであります。

このことでは、逆に餌代の高騰が懸念されますが、今回、6月議会には間に合いませんでしたが、市長から、両漁協との協議を含め、円安対策の指示を受けておりますので、今後、必要があればしっかりとした対策を議会の皆様に提案しながら、支援をしてまいりたいと思っております。

また、円安に伴う魚価の影響については、魚価の価格が思うように伸びてまいっておりませんので、経費がかさみ、水産業者への影響はかなりのあると思われまいます。国と県等とも連携しながら、支援のための施策をお願いしてまいりたい

いと思っております。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

年少扶養控除の廃止等に伴う財政の増収分についての（１）（２）、使途についての国の見解と本市の考え方についてお答えいたします。

平成25年度、地方財政計画において、住民税の年少扶養控除廃止等による平成25年度における追加増収分等の取り扱いについては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金の国庫補助金の一般財源化に活用するものとされております。

住民税の年少扶養控除廃止による増収分は、もともと子ども手当の財源に充てるためでありましたが、そのほかに、この増収分を見込んで平成24年度より児童手当に係る地方特例交付金が廃止されております。また、同じく平成24年度より、子育て支援交付金、その他の交付金等も、一般財源化という名のもとで縮小または廃止されております。

平成24年度普通交付税は、平成23年度に比べて3,500万円程度減額となっており、住民税の年少扶養控除廃止等による増収分がそのまま市財政の増収となるわけではないと思われまいます。

以上でございます。

○税務課長（北迫睦男） 年少扶養控除の廃止等に伴う増収についての御質問にお答えします。

扶養控除の見直しにつきましては、平成22年度の税制改正により、子ども手当の創設と相まって年少扶養控除が廃止され、また、特定扶養控除の上乗せ部分の廃止は、高校実質無償化に伴い改正されたものでございますが、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用されたものでございます。

市民税の影響額につきましては、改正前の控除を適用された場合として試算いたしましたが、3つの区分に対して、平成24年度、25年度の2カ年分についてお答えします。

まず、年少扶養控除対象者のみがいる世帯に

おける増収額でございますが、平成24年度が1,971万3,840円、平成25年度が1,680万1,500円。特定扶養控除対象者のみがいる世帯の増収額は、平成24年度が98万9,100円、平成25年度が99万1,440円。次に、年少扶養控除及び特定扶養控除の両方の対象者がいる世帯の見直しに伴う増収額は、平成24年度が384万9,120円、平成25年度が288万3,600円、合計で平成24年度が2,455万2,060円、平成25年度が2,067万6,540円でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 子供医療費制度についての御質問にお答えいたします。

少子化時代を迎え、子育て世代が安心して子供を産み育てることができるように、子育てしやすい環境を整えることは重要課題の1つであります。

そこで、県内の動向であります。県下の19市におきましては、自己負担がないところですが、この中で6歳までが5市、9歳までが1市、小学校卒業までが1市、中学校卒業までが7市、計14市が全額助成をしているということでございます。

垂水市におきましては、県下でもいち早く平成21年4月より、中学校卒業まで非課税世帯は全額助成、それから課税世帯は月額3,000円を超える額を助成するという制度拡充を実施しております。

課税世帯の方々の月額3,000円の負担を限りなく0円に近く減額をとすることは、子育て中の親にとりまして経済的負担を少しでも軽減でき、大変ありがたい制度改正であるかとは思いますが、自己負担の減額となりますと、多受診、薬の重複投与に歯どめがきかなくなるおそれが多分にあると思われま。

市の単独事業での制度拡充となりますと、市の財政負担の増大につながると考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 持留議員の建設労働

者の賃上げにつながる実効のある施策をの中で、建設労働者、職人の労務費の算定根拠になる設計労務単価問題についての御質問につきまして、お答えいたします。

設計労務単価につきましては、県土木部が制定する公共事業設計単価表を適用いたしております。形成されております設計労務単価につきましては、農林水産省・国土交通省の2省が所管する公共事業等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査し、決定されたものでございます。

この設計労務単価の最近の動向、5年間の推移でございますが、普通作業員について申し上げますと、平成21年度から平成24年度の4年間は、前年度に比べマイナス2.3%からマイナス0.8%の範囲で推移してきておりました。しかしながら、平成25年度につきましては、前年度と比べ約11%の上昇となっております。

本年度の引き上げの内容についてでございますが、この背景には建設労働者の高齢化や人手不足、特に若者の建設業離れを少しでも解消できるよう、国土交通省が考慮した結果であると思われま。また、建設労働者の福利厚生を確保するため、労働者の加入に必要な社会保険料が勘案されているとのことでございます。

続きまして、実効ある施策の必要性についての御質問にお答えいたします。

初めに、県の指導文書の内容についてお答えいたします。

この文書は、土木部長からの「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置についての通知文でございます。

内容は、県公共4部、環境林務部・商工労働水産部・農政部・土木部が発注する工事及び維持管理委託において、国に準じて特例措置を講じることとした旨の内容であり、その特例措置とは、平成25年4月1日以降に契約を行う対象工事等のうち旧労務単価を適用して予定価格を

積算している工事については、新労務単価により積算された設計額をもとに変更契約できる旨の内容となっております。

次に、市としての対応はという御質問でございますが、本市の場合、土木課発注の降灰除去事業等10件が対象となりますので、当該工事については、国や県に準じまして、請負業者からの申し出がありましたら、変更契約の対象としたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美）ウの確実に賃金を引き上げる仕組みづくりを市としても検討する必要があるが、考えはについてお答えいたします。

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には、適切な水準の賃金の支払いが重要であります。そのため、これまで最低制限価格制度を導入し、低入札対策を講じてきたところですが、さらに、7月からは、国に準じ、最低制限価格の算定率の引き上げを行うこととしております。今後は、国や県からの通知に基づき、適切な賃金水準の確保についての要請と建設業者への協力をお願いをしていきたいと考えております。

エの公契約条例の制定の必要性についてお答えいたします。

近年、地方自治体では、公共事業の作業員の賃金を条例や要綱で守ろうという動きもあるようですが、まだ全国的には少数にとどまっており、九州管内では佐賀市が初めて、5,000万円以上の建設工事を対象として、賃金の最低額を定める制度をこの6月から始めたようでございます。

公契約条例には、賃金確保等のメリットもありますが、一方では、労働条件に対し、条例による介入の可否、最小の経費で最大の効果を上げることが求められている地方自治法との整合性等課題もあり、各自治体で慎重な議論がな

されているのも事実でございます。

したがいまして、公契約条例の制定については、今後も、国や他自治体等の情報を収集し、まずはメリット・デメリットの検証や課題の整理を行いたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義）重度心身障害者医療費助成制度における全国の状況でございますが、この制度は全都道府県で実施されているわけですが、助成の方法については、償還払い方式、自動償還払い方式、現物給付方式とありますが、鹿児島県は償還払い方式を採用しているところであります。

現物給付方式の課題と可能性についてでございますが、鹿児島県は平成24年9月定例会において、仮に現物給付方式を導入した場合、他県の導入例から、医療費の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけでなく市町村及び国保保険者への多大な影響が予想されることから、現物給付方式での対応については現時点では考えていないと答弁されております。

本市におきましても、財政面、制度運営上から見て、本市単独にて検討、取り組むことは困難であり、国・県主導による制度検討、または統一の動きを待って、県内自治体と足並みをそろえて対応を図っていくべき課題と考えております。

助成金の申請に関しましては、これまで、手帳交付時に対象障害者に対し、申請手続と受給者証の交付と助成手続に係る説明、申請書の配布を行ってきておりますが、制度上、申請主義に基づき事務を行っておりますので、申請された分だけが助成対象となっているところでございます。

未申請の方への申請干渉、また制度周知につきましては、市報や市ホームページの情報掲載を行ってきており、施設利用中の方や、窓口へ

のお越しが困難な方につきましては、郵送や介護者の方などからの申請も受け付けております。今後も引き続き制度周知に努めてまいります。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、問題点について再質問をしていきたいと思っております。

憲法問題については、市長が言われたとおり、それぞれ主義主張もあるということは当然ですが、やはり市長が最初、憲法問題、私は何が問題なのかと、どの点が問題なのかということをお聞きしているの、改正ということは、改正の必要性があるということは当然、その問題点がどこにあるのか、そのことを本人自身が認識していないと、その改正の必要性というのは当然生まれてこないというふうに思うんですよ。そういう点では、この場合はちょっと時間がないので十分な議論はできませんけれども、やはりその点を明らかにしてほしかったなという点が1点あります。

もう1つはやはり、そのような憲法がつけられた過程というのは聞いておきますと、非常に意味では客観的な形ですけれども、やっぱり主体的にこの問題を考えるべき問題としては、一体どういう形で憲法がつけられてきたのかということはいささか私、認識していかなくちゃいけないと思うんですよ。この点については、いろいろな文献やまた映画化もされて、いかに日本人がこの点にかかわってきたかということも明らかになっていますので、ぜひこの点については改めてまた認識を深めていただきたいというふうに思います。

96条との関係の問題では、ここの点をちょっと紹介してこの問題の整理をしたいと思うんですが、1つは、皆さん御存じのとおり、古賀元自民党幹事長ですね、この方が96条の改憲には大反対ということをおっしゃっています。今、96条を変えて憲法改正手続のハードルを下げることが出ていますが、私は認めることはでき

ませんと、絶対にやるべきではないと。憲法は我が国の最高法規です。他の法規を扱う基準と違うのは当然でしょうと。一般の法規が過半数以上ということなら、憲法改正発議が総議員の3分の2以上の賛成という現在の規定は当然だと。諸外国を見ても、憲法改正のハードルは高くなっているんじゃないですかということも言われています。

それとあと、憲法を改正したいと、特に9条を改正したいと言われている慶応大学の小林教授は、改憲の発議を、要件を緩和することは憲法の破壊につながると、こんなことを言われて、やはりこれは問題だということをおっしゃっています。

そういう意味でも、やはりこの96条の問題というのは、私たちは、憲法がどういう立場にあるのか、それと、ましてや立憲主義的なそういう立場から考えても、この問題をしっかりと私たち自身も受け取っていかなくちゃならない問題だと、そのことを指摘して、この問題については改めて、また機会がありましたら議論をさせていただきたいと思っております。

次に、生活保護問題に関する市の対策についてですけれども、先ほど出ました、3月議会でもいろいろ給付と基準等の関係、減免との関係です、対象があるんだということをおっしゃっていました。

私、ちょっと再確認したいんですけど、市長にとっては主体的な問題として、この問題を考えなくちゃならない問題として、さっき言われたとおり、他市を調査し、検討するというふうに言われました。これだと本当に、私は市長が、市民に責任を負う政治を負っていらっしゃるのか、このように考えます。

というのは、鹿児島市はもう対策はとりますということも、私たちの議員の質問で言われています。それだけ、この生活保護に関係ない方々が結果として影響をこうむるという問題が引き

起こってくるわけなんですよね。そういう意味では、やはり市長としてもこの問題に対してはきっちりと対策をとっていくんだということを、私は、市長の責任として、責任ある立場として言うべき内容だと思いますが、再度、この点について質問いたします。

○市長（尾脇雅弥） 他市の動向を見てというのは、だからしないということではありません。やっぱりいろんなものを参考にしながら総合的に判断をして、必要に応じて対策を講じるという意味合いがあります。

○持留良一議員 はい、わかりました。じゃ、その点を、対策をとるんだということを確認をして、次に移りたいと思います。

次は、就学援助制度の問題について、改めてこれは私は提案をしたんですけれども、先ほど金額の問題も出ました。それで、12月議会で私は、この一般財源化されていたことでの問題点も指摘をいたしました。自治体の運用の格差が拡大したということと、運用に対して財政力に及ぼす影響が強まったということで、先ほど教育長のほうでもその実態を報告していただいたというふうに思います。だからといって、じゃ、政治の責任、教育の責任というのは免れるのかという問題だと思うんですよ。

ここに南日本新聞の社説があります。子供の貧困を中心としながら、この就学援助の問題も取り上げていますけれども、また奨学金の問題も一方では取り上げているんですが、特に就学援助の問題では、対象となる児童生徒は年々ふえ続け、11年度は過去最高の約157万人に上ったと。公立小学校は7人に1人以上が利用するという。運用面や認定基準は自治体の判断になるが、こうした子供たちに平等な教育機会均等が与えられるように柔軟に対応してほしいということを行っているんです。

この子供たちをめぐる問題では、いろいろ社説等でも出されています。特に、子供等の貧困

の問題、いわゆる負の連鎖が起きてきているという問題も言われています。先ほど扶養控除の問題を言いましたけれども、これについても、毎日でも、これでも子供たちの貧困はふえるばかりだと、政治は少し冷た過ぎるんじゃないかと、子供の現実を見詰めてみよう、この国の未来がそこに映っているんだと。

私も先ほど言いましたとおり、経済格差を縮小するだけでなく、垂水の長期的な人材育成、そのためにも人的資本の蓄積に貢献する可能性が大きいんだと、そういう意味で子供たちの機会均等の保障、また、負の連鎖をどっかで食い止めなきゃいけないわけですよ。それがこの就学援助という大きな役割があるというふうに思います。

そこで、お聞きしたいんですけれども、この必要性という点については、教育長はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（長濱重光） 私も、子供たちが家庭の経済事情によって教育における権利というものを左右されるということは、それはあってはならないというのは重々承知いたしております。そしてまた、憲法に保障されております教育の機会均等を政治の責任においてそれを全うすることも、これは当然のこととっております。

しかしながら、先ほど申しあげましたように、この就学援助費の地方交付税につきましては、御案内のとおり、国の補助金から地方交付税になりました。私自身は、そういうことであるならば、私はこれは補助金とか地方交付税ではなくて、やはり国において負担金として、やはり私はきちっとした形で制度化するのが当たり前だというふうに思っています。

それから、先ほど私は地方交付税の割合を申しあげました。最近の3年間、22年度から24年度の本市における地方交付税の割合を見ますと、22%から23%はキープいたしております。ところが、20年度が16.3%、21年度は14%なんです。

そういう中で、新聞紙上等を見ましても、この就学援助に関する地方交付税のみならず、今、政府におきましては地方交付税の見直しがささやかれております。

そうしましたときに、私としましては、今23.2%でしたか、これが今後どれだけ維持されるのか、現状維持されるのか、やはりそういったことを含めて、新たなその就学援助に加えるものについてはやはり慎重にならざるを得ないというのが、私の気持ちでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 確かにそうだというふうに思いますけれども、しかし、私たちが国を変えるためにはどうするのかという点が、もう1点あると思うんですよ。そのためには、やっぱり自治体がそれだけ頑張っている姿勢、取り組みを見せていかないと、結果、この間に子供たちはどんどんどんどん貧困という中で教育が保障されなかったり、また、貧困がさらにそのことに輪をかけてさまざまな問題を引き起こしていくという可能性も出てくると思うんですよね。

だからこそ、やっぱり自治体としてしっかりとこの問題に対しては、国がそういう問題があるのであれば、やはり国に物を申していくと、そして具体的にはやっぱりこれを実践化していくと、実行していくと、このことが自治体の今、求められている姿勢だと思うんです。そうでなければやっぱり、自治体とは一体何なのかと、一体子供たちを誰が守っていくのかという問題があると思うんです。（発言する者あり）そのためにはやっぱり、議長、ちょっと注意勧告してください。

○議長（森 正勝） 静粛にお願いします。

○持留良一議員 議会運営をよろしく願います。

そういう意味でも、私はここに自治体の役割があると思うんです。確かにもうこれは平行線になろうかと思えますけれども、やはりそうい

う方向での取り組み、そして何よりも、きのうからの議論もありましたとおり、教育長の役割・責任、教育委員会の役割というのはやっぱり重要になってきます。そういう意味でのやっぱり教育行政の重要な点というのは、環境を整えていく問題だと思うんですよ。その中で子供たちは伸び伸びと、子供たちが学び、また体力的にも、また文化的にも育っていくと思うんですよ。それが保障されない限り、相変わらずこの問題で格差は広がっていくというふうに思うんです。

ぜひその点については、これはやっぱり教育長は予算権がありませんので大変なんですけれども、ぜひこれは市長にも強く要望していただいて、自治体でやっぱりしっかりこの問題に取り組んでいこうという姿勢をぜひ見せていただきたいんですけれども、決意について再度お聞きしたいと思います。

○教育長（長濱重光） 繰り返しになりますけれども、私も、子供たちが安心して学べる教育環境を整えるというのは、これは私どもの役割だと思っております。いろんなことを考えながら今後、対応してまいりたいというふうに思います。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

ぜひ、今の言葉を聞いて、市長も来年度へ向けてこの問題についてはぜひ、そういう点に問題があるんだということを認識していただいて、この点での改善策をぜひとっていただきたいというふうに思います。

次には、円安対策の問題で漁業問題について伺います。

きのう川畑議員のところでもいろいろ意見も出て、また市の対策も出ましたので、改めて私が云々ということはないんですが、確かに国がセーフティーネットをつくって、それにはやっぱりそれぞれ負担があるということで、本市は入っていないと、また實際上メリットがないということがあったんですけれども、資料等において

は一定の役割をこの事業が果たすのかなというふうに思うんですが、しかし、高どまりになると基金が乏しくなって、それ自体の制度が機能しないという問題点もあると思います、今日ですね。

そうすると、やっぱり補填されない場合には、別途の収入安定対策の対応が必要だというふうに思うんですが、2点お聞きしたいんですけども、1つは、特に燃油問題については今、国が示しているのは95円ということで、ハードルが余りにも高過ぎるということで、実態としてやっぱり90円が妥当じゃないかという意見もあるんですね。そうしますと、市独自のその点をカバーするということが必要になっていくかと思えますけど、どういう支援策を、これからののか、実際今、そういう現状を踏まえて一定の構想があるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それと飼料問題について、これは本当に経営を左右する大きな今、問題になっているわけなんですけれども、国に対しても含めて、別途、収入安定対策の必要性が私はあると思うんですが、そのあたりについてやっぱり国に対して働きかけていく考えとか、また、本市が独自にこれをやるというのは非常に難しいし、また、一方では経営者の努力も今、盛んにされている中で、一定程度やっぱり国がこの問題で円安を起こしているわけですので、国自体がそういう収入の安定策をしっかりとっていく対策が必要だと思いますが、国に対してそういう考え方を持っていく考えはあるのかどうなのか、私は当然やるべきだと思うんですが、これは市長、それとも担当課長ですか、はい、お願いします。

○水産商工観光課長（山口親志） 2回目の質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げております、4月に両漁協と話をする中では、どちらかといいますと、この急激な円安の対策はまだ起きておりません

でした。ですから、その当時から、4月からずっと両漁協と話をしたのは、25年度のスタートのための経営をどうするか、それから、大きな負債を、スタートをするための借換資金の対応をどうするかという話でずっと対応をしてまいりました。これが実情であります。

そうした中で、円安対策が生じてまいりましたが、このあたりの協議を進めるのに、6月議会に間に合わなかったということで、ただ、燃料費の垂水市独自の支援、それから餌代の支援になってくれば相当な市の負担が出てきますので、そのあたりは厳しいということはきちっと両組合には言っておりますので、ただ、そうした中で、垂水市がまず独自の支援が何ができるのかということで、市長の指示をいただいて、両組合には今、投げかけておりますので、ですからこれがことしいっぱい続くのかどうかわかりませんが、今、とりあえずは頑張っていくというスタートを切っておりますので、6月議会に間に合わなかったということだけです。ただ、情報はたくさん入れながら、きちっとした施策を議会の皆様にご提案して、予算もつけていかないといけませんので、そのあたりを今、詰めているところです。

餌代に関しても、円安の対策についても、両組合とも全国大会にも出席しまして、反対それから支援の対策も練ったという情報もいただいております。そのあたりで市ができるバックアップというのがありましたらということで、両組合にも言っておりますので、そのあたりはきちっと整理をしまして、また対応をしてまいりたいと思っております。ですから、予算的にはきちっと整理をしてから皆様には御提案をしたいと思っております。

○持留良一議員 ぜひ市長においても、全国市長会とかそういう場で、この特に収入安定対策というのが非常に今、重要になってきています。ましてやこれは先ほど言いましたとおり、国の

政策によって円安が起きて、そのことによってさらに餌については問題が起きていますので、ぜひそういう機会において、そういう問題点を国に向けて発信していただきたいんですけども、決意についてお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 昨日も川畑議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、さまざまな支援が必要であるというふうに理解をしておりますけれども、ただ現状では、きのうお話したような損失補償に関してはなかなか支援できる環境にないというふうに思っております。

ただ、水産業は我々にとって非常に大事な産業でありますし、ただいま担当課長がお話をしたようなことで、両漁協と膝を突き合わせているような形で意見交換をしながら、どういったことが課題でどういうふうにして対応していけばいいのかということ調整をさせていただいているところであります。

また、国においても、今お話がありましたけれども、市長会はもちろんですけれども、地元選出の国会議員の先生方とも、とりわけ農林水産関係の役職についておられる方が多いので、そういう現状を踏まえて要望もしていますし、十分そのことは理解をして、どういう対策が一番いいのかということで今、検討しているところであります。

○持留良一議員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、議会も必要であれば意見書等を上げて、国に対して現状を訴えていくと、そういうこともぜひ取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、3番目の問題、年少者扶養控除等の関係と子供医療費の関係です。

先ほど、数字とか考え方をお示しいただきました。国においては、児童手当における地方負担の増加や、地方の自由度の拡大に合わせた子育て関係事業の一般財源化の実施に充てるべき

だと、こんな見解も示しているようでもあります。

私なんかもそういうことを考えたときに、先ほど増額じゃないというふうな見解も示されましたけれども、しかし実際としてはそのような形で増額になってきているということ、逆に税の負担がふえたということですけども、一方ではそのことをきちっと子育て関係も含めた事業に充てる、これが当然の立場ではないかなと、そういうことでこの問題を取り上げたわけです。

そこで、先ほど子供医療費の問題が出ましたけれども、今、大隅を見ましても、曾於市、志布志市、錦江町、東串良が中学校3年までで、またゼロというような状況になっています。市としてはもう垂水だけが自己負担は、鹿屋もあるんですけども、その枠が低いと、幅が就学前までですか、小学校かな、そこまでだということで、ちょっと単純な基準にはなりませんけれども、しかし自己負担はゼロというふうになっています。

きのうの議論でも少子化対策問題が大変議論されましたすよね、どうしていくのかという意味でさまざまな議論があったと思います。特にやっぱり市長が、また担当も含めて今、そういう議論になっているんでしょうけれども、自治体間の差別化を図っていくんだと、特徴ある事業を展開し、そういう意味での少子化対策につなげていくんだということを言われています。

私はこの子供医療費の問題というのは、基本は自己負担をなくして、いつでもどこでも安心して医療が受けられる、そういう制度にしていこうと。命と健康を守る、こういうことで、命をなくしてはならないと、病院にかかれなことがあってはならないと。そんなことが1つ大きな理念、そしてまた背景にあってこの制度が運用されてきたと思うんですよね。

しかし、先ほど言われたとおり受診抑制につながっていく、そういう形での自己負担の額だとかいろいろ言われました。しかし、実際とし

ては県下では28、約65%がもう自己負担なしの、枠はさまざまありますけれども、実際になっているんですね。1つの子育て支援の大きな流れになってきているというふうに思います。

毎日新聞を先ほど紹介しましたがけれども、琉球日報ではやはり5月30日に、「子供の貧困、連鎖を断つのは政治の義務だ」ということで、こんなふうにかかれています。

病気やけがをしても、医療費の自己負担を恐れて病院に行けず、保健室で済ませてしまう。学級でただ1人修学旅行に行けない。給食が唯一のちゃんとした食事だから、夏休みの間にやせてしまうと、いろいろ今の貧困におけるさまざまな子供たちの問題を言っています。特に医療費の問題では、自己負担を恐れて病院に行かないと、保健室で済ませてしまう、そういう事例もあるんだということを言っています。

私はやっぱりこういう事態を避ける点でも、子供たちの命というのは本当に大切であり、ましてや垂水の将来を担う子供たちなんですよ、そういう子供たちにとっては不平等があってはならないし、ましてや、やっぱり安心して病院にかかれる、いつでもどこでも夜中でも病院にかかれる体制が必要だと思うんですよね。

そういう意味から、改めて私はこの問題を、財政の問題を確保しながらきちっとそこをそういう形で制度化して、もっと子育てのお父さんお母さんたちが安心してそんな形で子育てができるような環境にしていくことが大事じゃないかなというふうに思ったんですが、そこでお聞きしたいんですけれども、この基本的な問題をどのように解決していくのか、この点について市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 反問権を行使いたします。

○議長（森 正勝） 反問権を行使したいという申し出がございましたので、許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 済みません、基本的な問題とおっしゃいました、そのことを。

○議長（森 正勝） 反問権に対するお答えをお願いします。

○持留良一議員 自己負担の問題です。

○市長（尾脇雅弥） 今、持留議員のほうからいろいろお話がありまして、子育て支援にしっかり力を入れるということはそのとおりであると思います。

そういった中で、私も25年度の政策の3番目の挑戦の中で、基本的な趣旨は前年度と変わらないんですが、子育て支援と高齢者対策とあえて分けて表記をしております。そのことはそういった意味合いもあります。

その中で25年度、具体的に予算化するとき、どのような政策が必要かというふうに考えましたので、現場のお母さん方と話をさせていただきました。この医療費の無料化もちろんその中でもお話をさせていただいて、いろんなケースで相談をさせていただきましたけれども、結果として今年度の要望の中にあるような形の支援のほう望ましいというお母さん方の御意見がありましたので、現状のところはこのように形で対応させていただいているところです。

もちろん必要に応じて医療費ができるだけかからないようにしていくというのは、そのとおり目指したいと思っておりますけれども、今、先ほど担当課長が答えたような課題もやはり残っておりますので、その辺をよく整理して、今後どうしていくのかというのは検討していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 はい、ありがとうございます。

今、担当課長が言われた医療費の云々ということですがけれども、これは群馬県なんかでは逆に早期発見・早期治療という立場で、早く病院にかかれるという点で非常に効果を発揮していると、だからこれはある意味では考え方だとか、その後の取り組みだと思うんですよね。そういう意味では、やっぱり実態としてそういう問題も一方で起きているということも頭に入れてい

ただいて、この問題を今後ぜひ検討課題にしていただきたいというふうに思います。

次に移りたいというふうに思います。

建設労働者の賃上げにつながる実効ある施策をとということです。

皆さんももう新聞でも見られたかと思うんですが、この前、フォローアップ鹿児島経済ということで、そここのところに書かれたと思うんですが、労働単価のアップということで労働者の労働単価の大幅引き上げが実現し、経営環境や労働環境の改善に大きく寄与するという問題、そしてまた先ほど言われたとおり、作業のきつに加えて、こうした厳しい労働条件が若者の建設離れとつながっていると、これを改善するためにこういう形でもぜひ引き上げていくと、社長の談話も載っていますけれども、ぜひこの問題では、先ほど佐賀市が実行をしたということでもありますので、前回この問題は2回ほど取り上げてきたと思うんです。やはり積極的にこの問題は取り上げ、調査研究を続けていただきたいというふうに思います。

札幌市で取り上げた中身では、市長の考え方として、制定した理由として、労働意欲の低下や、技能や経験を有する人材の確保、こういうことをし、何よりも地域経済の健全が阻害されないように、こういうことでこういう最低賃金を設けてきちっと労働者の暮らしや経済を守っていく、そういう立場で公契約をつくっていますので、ぜひこの点については研究をして、さらに実りあるものをつくって、今回引き上げられましたので、それが具体的に賃金に反映されるような仕組みにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の問題として、重度心身障害者の医療制度の問題についていきたいというふうに思います。

全国でも22近い県がやっているということと、やはりその変化というのは、そこで働く、受給

されている方々の生活の問題、そして何よりも医療を受けているという点で安心して病院にかかれると、これもやっぱり同じような立場だと思うんですが、そういう点でこんなふうになってきています。ましてや今、2割が未申請という状態の報告をされていますので、この問題についてはぜひとも県に対してそういういろんな声を上げていただきたいんですけれども、最後にこの点を市長にお聞きして、私の質問を終わりますけれども、とにかく今度の質問は、地域の暮らしや経済の問題、私たちの生活の安定の問題、子供たちを守る問題をさまざまな点から言いましたけれども、ぜひこのことは市民の利益を守ることにつながりますので、ぜひそういう立場で今後も取り組んでいただきたいと思います。

そのことを最後にして、質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥）おっしゃったことをよく理解して、必要に応じて申請をしていきたいと思えます。（持留良一議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩します。次は、10時45分から再開します。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堀添國尚議員の質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 議長の許可をいただきました。早速質問に入ります。

まず最初に、財政調整基金等の推移について伺います。

前市長水迫市政発足時の財政調整基金及び地方債残高はどのようなものであったか、そして前水迫市政から現尾脇市政にバトンされたとき、そして現在、両残高の推移をわかる範囲で説明

をお願いいたします。

次に、牛根麓一海瀉間の林道についてお尋ねします。

開通はいつごろになるか。雨水対策はどのような対策が必要になると思うか。今後、周辺には有用な山林があるが、周辺山林が活かされるよう支線の開設がぜひとも必要と思うが、どのように考えているか。

次に、市道、農道、河川及び公園の保守管理についてお伺いします。

ビワの収穫も終わりました。次の作業に取りかかります。また田植えも始まり、多忙な農繁期に入りました。雨期の最中でもあります。夏休みも近くなりました。お盆も来ます。このようなことから、各課が所管する市道、農道、河川及び公園の保守管理はどうなっているか伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○財政課長（野妻正美） 財政調整基金等の推移についての御質問にお答えします。

基金残高等につきましては、市長は平成23年1月就任でございますので、市長就任前である平成21年度末と、平成24年度末時点との比較でお答えいたします。

まず、財政調整基金でございますが、平成21年度末の6億1,086万3,000円に対しまして、平成24年度末は13億573万7,000円となる見込みで、差し引き6億9,487万4,000円の増となっております。減債基金や市有施設整備基金等のその他特定目的基金を含む積立基金全体では、平成21年度末の7億4,719万8,000円に対しまして、平成24年度末は21億9,060万9,000円となる見込みで、差し引き14億4,341万1,000円の増となっております。

また、市の借金である市債残高は、平成21年度末の106億58万5,000円に対しまして、平成24年度末は96億646万9,000円になる見込みで、差し引き9億9,411万6,000円の減となっております。

す。

したがいまして、市長の就任前と就任後では財政調整基金の増額分と市債残高の減額分の合計で、16億8,899万円の改善となっております。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 堀添議員の牛根麓一海瀉間の林道についてお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、議員が去年の県議会議員との懇談会におきまして、この林道の早期完成及び雨水対策に関し、提案・要望していただきましたことに感謝申し上げます。

開通は何年ごろになるかとのことですが、さきの平成25年度森林土木事業担当者会議におきまして、平成27年度完成予定との報告がございましたので、開通につきましてはその後になってくると思います。

それと、雨水対策につきまして、まずこの林道開設に当たりまして、この林道開設によります雨水の対策のみの調査委託等を実施されたのか、担当者にお尋ねしましたところ、そのみの調査委託等は実施されていないとのことであり、調査、測量、設計及び施工の中で対応を図っていると理解していただきたいとのことでございます。

対策としまして、現場の地形状況等を考慮し、雨水が1カ所に集中することがなく分散するように、小まめに横断側溝を設置したり、また横断溝の流水にふとんかご工などを施し周囲に飛散させ、水の集中によります表土の洗掘を防ぐ対策等を行っているところでございます。

次に、周辺山林への支線開設の計画は今後、考えられるかのごとくでございますが、担当者に相談を申し上げましたところ、しっかりした目的、支線開設予定地となるところの所有者の方々の同意等がそろいさえすれば、計画変更をかけてできないことはないとのことでございます。ただ、相談を申し上げる中で、この林道

開設が長期間にわたっていることなどを考え合わせますと、本線の開通を先に考えたほうがベターではとのことでございました。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）堀添議員の質問に、土木課所管につきましてお答えいたします。

まず、市道や集落道につきましては、集落内の草払いは振興会や地域のボランティアで実施していただいて、感謝しているところでございます。

また、集落間の市道や山間部の市道においては、平成22年度から緊急雇用創出事業や市単独事業を活用しまして、草が生い茂る6月から冬期までの工期で集中的に実施しているところでございます。

公園につきましては、土木課で所管しております都市公園13カ所と、よく利用されているその他の5カ所の公園につきましては、7月上旬には委託契約をしまして、計画的に除草や樹木の剪定を実施する計画でございます。

次に、河川でございますが、本年度の要望で特に生い茂っていた4河川につきましては既に実施したところでございます。今後も、住宅地域の隣接する河川につきましては適宜対応していきたいと考えているところでございます。

なお、2級河川や砂防指定になっている準用河川につきましても、県にお願いして整備していただくように要望もしているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈）農道の保守管理等につきまして答えさせていただきたいと思っております。

農道及び河川の保守管理の実施時期についての御質問かと思っておりますが、本課におきましては、梅雨時期や田植え時期でもございますし、農繁期にもなりますので、農家の皆さんや関係の方々の安心・安全確保のために、梅雨前には一通りの保守管理ができるように努めているところで

ございます。

実施状況を述べさせていただきますと、農地費関係でございますが、使用料及び賃借料、重機借上料によりまして、河川の寄り州等土砂除去。原材料費、維持補修用材料によりましてトラフや生コンの提供。農道整備事業費関係でございますが、委託料、維持管理等委託によりまして農道の除草等の維持管理を。使用料及び賃借料、重機借上料によりまして、側溝土砂除去、道路のり面保護、道路のり面復旧、道路洗掘防止等を実施しているところでございます。

また、今後につきましては、事業効果や緊急性を考慮しながら予算の枠内、予算の範囲内におきまして進めますとともに、土木課環境整備班によります作業で対応してまいりたいと考えております。さらに、農家の皆様の御理解をいただきながら、中山間直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金等を活用し、地元農家等の御協力をいただきながら行っていきたいと考えております。

○社会教育課長（瀬角龍平）堀添議員の3、市道、農道、河川及び公園の保守管理についてのうち、社会教育課所管の垂水市中央運動公園の保守管理についてお答えをいたします。

垂水市中央運動公園には野球場や陸上競技場及びテニスコート、キララドームなどの施設があり、多くの市民に利用され、体力の向上や健康増進等が図られているところでございます。

この中央運動公園につきましては、垂水市公営施設管理公社職員の4名と臨時職員2名により保守管理を行っておりますが、ツツジなどの生け垣の剪定作業については、年1回7月を目途に作業を行っており、雑草などの除草につきましては、繁茂する時期を見きわめて作業を行いながら、利用者に気持ちよく、そしてかつ安全に利用していただくことを努めております。

しかし、昨年は特に雑草の伸びが早く、利用者の方々に大変御迷惑をおかけしましたので、

今年度はその反省に立ちまして、梅雨時期や夏休み前などには計画的な除草や草刈りなどの一層適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

また、運動公園内の施設、遊具及び高木等の管理につきましては、運動公園の作業とあわせてその状況を把握をしながら、土木課等と連絡をとって、利用者の安全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 公園の保守管理について、水産商工観光課所管の高峠公園については、緊急雇用で1年間森林組合と委託契約をしまして、状況に応じまして指示し、主に除草作業をお願いして公園管理に努めております。

その他の公園については、除草作業、環境整備を含めまして随時行っているところであります。また、南海郵船所有地の町田一平翁記念碑の記念碑場所については、職員ボランティアの協力をいただきまして、ロータリー周辺の除草作業を行う除草作業時に一緒に行ってもらっております。年2～3回実施してもらっておりますが、その他は職員で行っているところであります。

以上であります。

○堀添國尚議員 それでは、1番目の財政調整基金とか地方債残高のことについて。

合併ができなかった大きな原因というのは財政に問題があったというようなことで、垂水は単独の道を選んで、それこそ死に物狂いで財政改革に取り組んだわけですけども、市民全体の理解、御協力、とりわけ私が思うのは、やっぱり市の職員、この非常に大きな被害を受けたであろうと思っております。こういうふうにして大事に、借金も約27億から減って、そして貯金が13億もできたということは、これは本当にすごいことだと思います。

ですが、今後、昨日来同僚議員がいろいろな観点から要望があったり指摘があったり、提案があったりしたわけですけど、今後このままずっと貯金にしながらいくのか、あるいはここらあたりで一息ついて、後ろを振り返り、市長が挑戦の形で市長になられて、そしてまた水迫市政の「住んでよかった垂水」という理念を引き継いで、それで挑戦という形で現在、頑張っておられるわけです。今後、どのような形で市長は自分の思いを政策として具現化されていられるのか、そこらあたりちょっとお話をさせていただきたいと思います。

それと、市道とか公園とかいうこれはおおむねわかります。ただ、具体的に私が実際に市内の市道、公園等を見て回ったところで、今後、除草などについては計画されているというふうな答弁だったと思うんですが、具体的に指摘をしながら、その場所をどうするのかをお尋ねしてみたいと思います。

牛根の林道、海潟間の林道については、実際に海潟のほうからも上がってみました。もうすぐそこまでというふうに見えるけど、本来はこれは計画からするともう終わっている事業ですよ。だから、あと1キロから2キロだと思うんですが、今の調子でいくと300メートルぐらいずつの前進だということを考えると、まだ長期間かかるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、先ほど課長がおっしゃったように、勾配の関係のときに県会議員との話のやりとりがありましたので、そのとき、もうちょっと早くできないかと、予算を確保して早くしてくれということはお願いをしておきましたところ、我が市の県会議員である堀之内議員から積極的なそこでの答弁があったわけです。なかなかそういう思うとおりにはいかないだろうというふうに思います。

ただ、でき上がった場合、以外とあれは早崎

とかげ離れたところを通るんですね。そうすると、早崎の根っこのあたりは非常に優良な山林がごさいます。だから、今すぐ計画ということじゃないんですけど、でき上がった時点でそんな、今のあれは4～5メートルの林道でしょう。そういう大きな林道でなくてもいいと思うんですが、1トン車ぐらいが通るような、しかも、要所要所を舗装していただければ、平地はやっぱり砂利道のほうがかえって雨水対策上もいいんじゃないかこのように思いますので、課長もそこらあたりを考えていただいて、今後のこととしてこれに取り組んでいただけたらと思います。これはもう答弁は要りません。

それと、雨水対策ですが、前、松ヶ崎の辺田地区が大災害を受けたことがあったですよ。あのとき、ちょうど6月の議会中でした。で、県知事が来られるということで、水迫市長が私に県知事と会えということで、私は牛根支所で会ったわけですけど、そのとき県知事は、今までの工法をもう考え直さなければならないというふうにおっしゃいました。ということは、最近はややゲリラ豪雨とか100ミリ以上の雨量のことが忘れられがちなんですけど、もしこれが来たら、今、課長の説明によると、雨水を分散させて放流するというようなことでしたが、受ける場所は一緒です、分散しても、行き着くところは宮崎小路側に来ます。そうすると、あそこはほとんどそういう防災対策はなされていないわけですが、そこらあたりの危険性を感じているわけで、地域住民もやはりそういうことについては割と関心はないわけですけど、やっぱり立場上そのことは指摘をしておきたいと、こういうふうに思っておりますので、県あたりともまたそこらあたりも協議をしていただきながら、今後のことについてやっぱり見通しをつけていただきたいと思います。これはもう答弁は要りません。

さっきの公園や市道のことですが、松尾線、

松尾の集落に入るあの道路、それと、中浜と辺田のあの樹園地農道、それからこっちへ来て、桜島口からグローバル・オーシャンあたりまでの市道、それから市木の農免道路を上がって、一番上に橋があります。あれから野久妻に出るところの部分、それから高峠へ出て、大野原から垂桜へ出るあの市道、そして下へ県道を下ってきて、上田神だと思んですが、バス停から田神へ出る、あれも市道だと思んですが、市道ですね。今、雑草が茂ってやはり手入れをせんないかんというふうに思いました、そこらあたりですね。

それと、内ノ野から発電所へ出るあの市道ですね、発電所のほうからは割と入りやすいです。内ノ野から入ろうとしたときにカズラが垂れ下がってきていたりして、最初私は内ノ野のほうから入ったんですけど、うんにゃ、先はいけんなっおったろかいという不安がありました。

あそこは夏休みは森の駅等にはぎやかになるはずですけど、あの市道はちょっと川もよく見えるし、非常に散策するにはいいところだと思うんですよ。ですから、あそこもちょっと手入れをしたらどうかなというふうに思いました。道路関係についてはそういうことです。

ただ、1つきれいだなと思ったのが高野の林道です。あれから二川へ出る道路は非常にきれいに整備されておって、ちょっと前後しますが、高野のあの鶏舎のある道路、あそこの経営者やいろいろな話を聞いたりしてみました。そうしたら、今、市道を運ぶ車が集落道の狭い道を通って曲がりくねって来る。それで実際、側溝あたりも踏み潰しております。ですから、迷惑をかけているから、できたら、あの裏のほうへ回ってこの道路を整備してもらえないのかなということと、あれから天球館へ出る道路がありますよね、林道になっていますか。あれをやはり計画的に整備していただけないだろうか。というのは、あそこを通ったほうが卵を運ぶの

に早くて、路面さえしっかりしていたら安全に速く行けるということで、ぜひ市長のほうでも現場を1回だけ見ていただいて、早急にはなんでしょうけど、考えてみていただいたらどうだろうかというふうに思いました。

道路関係は以上です。

公園ですけど、公園はさっき答弁があったように、別に問題ないように思ったけど、土木課長、どうですか、ミズホ商会の前、近くに公園がありますよ、海岸公園ですか。あそことかですね、白木課長の近くにも何か、昔、福祉が所管しておって児童公園みたいになっておったけど、あそことか、遊具はあると思うんですが、夏休みになると公園を利用されたり子供も遊んだりするわけですが、遊具の安全というものは確認されたのか。

それと、水之上団地の今、工事がされておりますけど、あそこの公園、桜が植えてありますね。もう胸のあたりまでの草丈になっておりますね。

今、申し上げたようなところも時期を得て除草作業をされるのか、そこらあたりを2回目の質問でお尋ねします。

○市長（尾脇雅弥） 堀添議員の御質問にお答えをいたします。

お金の有効な使い方ということの趣旨の御質問だろうというふうに思います。

私も、本年1月で就任から丸2年ということでございました。今、3年目に入っているわけですがけれども、当時を振り返りますと、景気の低迷でありますとか、あるいは直後に震災が起こって、原発問題等々いろいろございました。

加えまして、民主党政権の「コンクリートから人へ」という政策のもとで、なかなか公共事業に対しても消極的な状況が続いておりましたので、加えて、本市も行財政改革の断行中ということもありまして、先ほど話がありましたけれども、市民の皆様や議会の皆さんの御理解を

いただいて、先ほどの数字ということで、順調にそういった意味では改善をしてきたんだと思います。

中でも、先ほど堀添議員のほうからもお話がありましたけれども、職員の頑張りというのは非常に大きかったというふうに思っております。行財政改革、定員適正化計画等がありまして、この10年間で50名の職員を減らしていくという改革を今、継続中であります。

また、地方分権の流れの中で仕事はふえるという状況にあります。つまり、人は減って仕事はふえていくと。加えまして、独自の給与カットもずっと継続をしてやってまいりましたので、そういった中で、本当に奥歯をしっかりと噛みしめて頑張ってくれたことの成果が大きかったのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、これからアベノミクス等々の流れの中で少し状況も変わってきていると思います。

3年目あるいは4年目に向けては、先ほどありましたような市民の皆様の現実的な要望がございまして、そういったものを流れを見きわめて適正に、必要に支出をしていきたいというふうに思っておりますので、そういったことで頑張っていきたいと思っております。

課題もいろいろございまして、3つの挑戦の部分の基本にしながら、「住んでよかったと思えるまちづくり」と「元気な垂水」を具現化するために、議員の皆様と御相談をしながら、一つ一つ予算をつけて現実的なものにしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 農道の今、中浜樹園地線なんかの話が出たと思いますが、これにつきましては、牛根麓鉄道跡地なんかと一緒に発注をしているところでございます。また、辺田のほう等も発注をしているところでございます。

それと、高野の農道の件が出ましたが、これ

につきましてはまた、うちの耕地のほうとも現地等を調査をして状況把握に努めたいと思います。

あと、先ほど公園の話も出ましたが、本城川の麓、浜平側にありますすさきシーパレス入り口の「キヌサヤ生産の碑」につきましては、以前は本課のほうで年2回ほど除草を行っていましたが、現在は市内の国際交流推進の組織でございまして、定期的には除草をしていただいているところもあるところでございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 堀添議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、道路でございしますが、今、言われた路線は市道松尾線、それと桜島牛根麓線、高峠線、大野原垂桜線、田神線、内ノ野から発電所までですね、内ノ野のちょっとこれ何号線かはっきりしないんですが、それとあと高野の高野線ですね。

この市道の管理につきましては、今年度もほとんど予定をしておる路線に入っているわけですが、市道の除草計画には入れております。実施時期につきましては、住民の地域からの要望もあるわけですが、ほとんどがお盆前にしてくれという要望が多いことから、できるだけそれに合わせてする方向で検討しております。路線も多いですのでなかなか全部一緒というわけにはいきませんが、緊急の場合は環境整備班等も活用しまして実施していきたいと思っております。

それと、公園でございしますが、公園は海岸公園、中央公園、水之上団地の公園でございまして、先ほどお話ししました都市公園指定をしているのが13カ所ありまして、まずその中に海岸公園、中央公園も入っております。それとあと、垂水鉄道記念公園、垂水中央運動公園、中州団地公園、城山団地公園、下福町団地公園、新御

堂公園、沖田団地公園、荒崎団地公園、新城鉄道記念公園、潮彩公園、中俣公園の13カ所が都市公園というふうに指定されております。

それと、そのほかに5つの公園と言いましたが、宮脇の旧南中の前の宮脇公園です。それと城山団地のちょうど公民館のある横の城山団地の一番下のほうですけど、その公園、それと岳野の公園ですね。それと牛根境の鉄道記念公園、それと今さっき言われました水之上団地公園、この5つの公園と都市公園の13、18公園については、公園の委託料として除草作業と高木の剪定を2工区に分けて7月初めには発注する予定でございまして。

先ほどの海岸公園もそうですけど、中央公園も含めまして、夏休みにはラジオ体操とか子ども会でも活用されておりますね。近くのまた振興会等もボランティアでしていただいているところがございます。それに間に合わないときにはまた環境整備班のほうでも対応しておりますのでよろしくお願いいたします。

遊具点検でございしますが、遊具点検につきましても、土木課の職員で定期的に大体毎月1回は公園の遊具の点検は回っております。

以上でございます。

○堀添國尚議員 市長から力強いお話をいただきました。

それで、財政課長にちょっとお伺いします。

今の市長の答弁の中で、財政課としてはこれを後押しする必要があると思うんですが、そこらあたりの決意をしているかということをして1点。

あとは、土木課にはお願いをしておきます。麓の稲荷公園が文化財に指定されて、そこに行くまでの過程の市道川内線が何年以來のお願いを、側溝にふたがないということでお願いをしておきました。ちょっと一部分コンクリートのふたをしていただいたんですが、あれをするときは、もうちょっと美的な立場からも考えて、観光課とかそこら辺と協議をしながらしてもら

わないと、ただふたをかぶせればよいというのじゃ、ちょっと、よそ様の方が来られて、お客さんが来られるわけですよ。

私は市立図書館をつくる時、今の日置市伊集院町に視察に行きました。その時、あそここの町はイヌマキが植栽されて整備されて、それで歩道の傍らに1メートル20ぐらいの水路が通っておって、そしてコイが放たれておったんですよ。おいげん垂水でこれがでくっどかいと思ったんです。だからそれはやっぱり、そのときの町長も偉いけど、町民も偉い、議会も偉いというふうに思いました。

ですから、市長は今後、大きなことをされる時に、私は市長のやられることをずっと2年間見ておりましたが、全然ぶれないで真っすぐ、よく研究されておられます。ですから、市長のこのことをやっぱり理解する、理解力が私にはまだちょっと欠けているんじゃないかというふうに思いますので、また勉強しながら、サポートしていきたいというふうに思います。

それと、今度、宮崎小路側の上にある、山稜である陵ですね。あそこを観光課長の答弁では何か、県がまたちょっと手を入れるみたいなことを話されたんですか。多分、道が狭いのでガードレールのことなどもあると思うんですが、あそこをされる場合も、結局土木課あたりとも協議しながら、やっぱり山稜にふさわしいような形でしていただけたらなというふうに思います。

2～3日前も30名ほど鹿児島市から来られて、うちの集落会長である下瀬さんが説明されておりました。だからそういうふうに来られるわけですから、やはりいろいろ要望も、議員の皆さんからもあるわけだけど、するときはやっぱりきちっと、しっかりしたやり方でやっていただいたら、まちが生きるんじゃないかというふうに思います。

それと、公園のことですが、社会教育課長、陸上競技場、夏休みになるといろいろな団体が

利用されると思うんですね。そこで、これはお願いですが、そういう方々が利用されやすいように減免制度もあるわけですから、そこらあたりも利用者に対してPRしていただいて、取り組んでいただくようお願いをしておきます。

それと、公園のことでもう1点。昔、議員の皆さんも御存じかどうか知りませんが、一平荘というのがありました、その下のほうにですね。一平荘の横のほうに町田一平翁の胸像が建っているわけです。そして、裏に説明が書いてあるんですよ、金丸三郎の字体というんですか。

町田一平さんは町田四郎のお父さんですよ、元市長のお父さんですよ。町田一平さんは一中から一高、東大へ行かれて野球をされておったんですね。そして東大の野球部の方々が、息子さんの四郎先生が市長時代にあそこの胸像のところへお参りに来て、お参りというのかね、何か来られて、そして市長室へ表敬訪問されておられたんです。

ですので、あれが裏側に書いてあるから、ベンチでもあって、あるいは看板でも説明文でも設置いただいたら、なおその意味がわかるんじゃないかなというふうに思いましたし、下宮公園の和田英作の記念碑、あれは説明文が石に刻んであります。それと瀬戸口藤吉のは何もないです。裏側も見てみました。裏側も何も書いてない。だから、そこらあたりを何か説明板を設置していただいたら、またお盆なんかになると市外からのお客さんも多いかと思えます。そして我々が案内するところはそういうところじゃないですか、垂水市で有名なところと、名所旧跡に御案内すると。

それもひとつ、いろいろな規則や規制が横たわっているかもしれないけど、前向きに検討してみたい。以上です。

財政課長、よろしく申し上げます。

○財政課長（野妻正美）堀添議員の御質問に

お答えいたします。

財政課としましては、まだ実際、財調にも積みみたいという気持ちもございます。しかしながら、一方で、もっと市民のニーズや経済対策に使うべきという意見も存じております。そこで、総合計画や過疎計画等の計画との整合性も図りながら、社会経済情勢も見て、適切な財政運営を市長の意向に沿った形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）最後の町田一平翁の関連で少しお話をしたいと思えます。

今、改めていろんな歴史とか人となりをお聞かせいただきました。本当に、直接お会いはしておりませんが、大所高所からいろんな垂水の未来を考えながら、いろんなことを考えておられたんだなということを改めて感じたところでございます。

垂水には温故創新という言葉がありますので、先人たちのそういった思いを生かして、知るだけではなくて現代に生かしていくということであろうと思えますので、なかなか社会情勢等変わって、全く同じというわけにはいきませんが、垂水がよりよくなるようにという思いは先人も我々も同じであると思えます。また、看板の件に関しても、どこでどういう方法がいいのか検討しながら、対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平）社会教育課所管の体育施設、運動公園の使用料の減免のことについて触れられましたので、お答え申し上げますけれども、今現在……（発言する者あり）今現在ですね、市の登録のほうの……

○議長（森 正勝）課長、簡潔にお願いします。

○社会教育課長（瀬角龍平）そして、高齢者学級と福祉施設とか福祉団体等が主催するレク

レーション、そういうものに対して減免を行っています。

夏休み等につきましては、子供たちの利用も多くなるというふうに思いますが、ただいま申し上げました規定に基づきながら使用料の減免がございましたので、御相談いただき、たくさん利用していただきたいというふうに思っております。

それともう1つ、看板の設置のことでありますけれども、教育委員会には「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」そして市民を育成すると、そういう基本的な考えがございます。そういう考えに基づいているいろいろ看板等も設置をしておりますけれども、古くなったものとか、あと字の薄れたもの、そういうものを順次立てかえをして、書きかえをしていっております。

御指摘のことにつきましては、瀬戸口藤吉につきましては今、そうしんの前に石碑じゃないですが、小さな石の説明板がございます。それも含めて御案内していると思えますけれども、また必要がございましたらあわせて予算の範囲内で対応もしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 正勝）いいですか。

○堀添國尚議員 はい、いいですよ。

○議長（森 正勝）じゃ、終わります。

○堀添國尚議員 はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（森 正勝）次に、12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 今、鹿児島県が上海への航空路線のことで大変な物議を醸し出しております。県民のほとんどは反対と、そしてまた野党の共産党にしても公明党さんにしてもほとんど野党は反対という中、執行部と議会、自民党与党のほうはどうもそっちの方向に行くのかなという

感触があります。

私は皆さん方にも、執行部の皆さんに申し上げたんですが、執行部が議会なり市民、県民に提示する場合には、当然のことながら皆さん方の性善説に基づいて、もめないような議案・政策を出すべきだと申し上げております。今回の鹿児島県のあの問題は本当にそうだったのかなと、もみにもんだのかな、非常に疑問でなりません。

もともとこの問題は、尖閣をめぐる領土問題からであります。我々素人からでも、なかなかこの問題は、中国の体制が大きく変わらない以上、進展するとは思えない。多分鹿銀の頭取でしたかね、一過性のものなら必要はないんだろうということも出ております。

このことは鹿児島県の問題じゃなく、裏には皆さん方がどう考えていくか、今後。そういったこともあるんだろうと思います。ぜひ性善説に基づいて、市民が、議会が納得する議案を出していくことを今回、もう1回肝に銘じていただきたい。議会に賛否を委ねる案件というのは、かなり重大な案件でなければ、議会に委ねるような執行部ではあってはならない、そのように思います。

もう1つだけ、親の責任ということをお願いしてみたいと思います。

この前、あるお書物に、いい言葉だなということがありまして、ちょっと書きためております。慶應義塾大学を創立した福沢諭吉翁の言葉であります。子供たる身の独立自尊、自分を尊ぶという自尊法は、ただ父母の命によって進退すべきのみと言い切っております。子供が成長する過程で、誰の責任でもない親の命によって、責任ということだろうと思います。裏を返しますと、その家庭の思想なり、時の社会情勢なり、もう1つは金銭的な問題であり、おのおの家庭によって教育は変わっていく、そういうことをおっしゃっているんだろうと思います。

時代が進むというのか、進み過ぎるといろいろな弊害が起きてまいります。例えば学校給食であります。なぜ学校給食が始まったか。戦後、何もないときに米軍の放出物資であります。今、いつの間にかこれがもう当たり前になっている。失われたことは、母親のつくる喜び、子供の感謝の心、もう過去の話になってしまいました。

学校のとき、冬に弁当を持っていきます。弁当を温める施設がありました。そのころは肉なんて、ウインナーなんて全然なかった。匂いにするのはみそとラッキョウと漬物と、大体それが混濁した匂い、すごくいい匂いでした。あれも非常にいい思い出なんです。

今、教育でこういったことが失われつつある。教育長、市長を初め、やはりそういったことも念頭において教育行政を進めていただきたいなと思います。この件については、なるだけ早い機会に教育長とも論戦をしてみたいというふうに思っております。

前置きが長くなりましたけれども、質問に入らせていただきます。

まず、行革ですけれども、これについては終わりはないと、常に行財政改革はしていくのが当たり前のことであります。私ども議会も御承知のとおり改革を続けている最中であります。

そのことを踏まえて、まず、出勤簿でありますけれども、私が出勤簿に印鑑をつけていたのは記憶にある限り学生時代、東京の錦糸町の駅ビルの解体工事にアルバイトに行きました。そのとき、縁の欠けた印鑑で出勤簿をつけたことを思い出しております。数十年前です。しかるに、まだ垂水市役所では出勤簿が印鑑であります。皆さん方の中にはスマホですか、これを使って、我が家ではクーラーがあって非常に文化的な生活を営んでおられる。このことについて皆さん方から変えようという言葉が出ない。先ほど市長は、職員のことをよく頑張ったとおっしゃるけれども、時代の流れについていけない

職員が多いのかな。そういった意味で、総務課長、現状の出勤簿の管理、それと他市の状況について、まずお伺いをしたいと思います。

それから、2点目の参事職についてですけれども、行革が進む中、人がどんどん削られて、人も少なくなる、そして仕事量はふえている。そういった中、本当に参事職が必要なのかという疑問があります。そこで、参事職について、どういう規定があるのか教えていただきたいと思えます。

2点目ですけれども、土地開発公社、これについては私も廃止をせいということで前も話をしましたけれども、ナシのつぶて。企画課長、なぜ土地開発公社が誕生したのか、いつごろ何の目的で誕生したのか、まずここいらについてお話を伺いたいと思えます。

3点目ですけれども、これもなかなか前に進まないようでありませう。脇田市木線の経過について、それぞれ関係各課長の今の現状を教えてくださいたいと思えます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） まず、冒頭、前置きでありましたが、執行部が議会にする提案につきましては、まず担当課の中でもんで提案してから、経営会議の中で討議して議会に提案しておりますので、執行部としては、それぞれの考えで議員に対しては誠意ある提案をしていると思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

それでは、川尻議員の質問にお答えいたします。

まず、出勤簿に関する現状と他市の状況でございますが、職員の出勤状況を確認する方法としては、出勤簿、またタイムカード及び出勤管理システムなどがありますが、本市におきましては、臨時職員も含めまして、職員は朝出勤したらみずから出勤簿に押印する方法で確認しております。

スマホという言葉が出ましたが、ICを活用した出勤簿につきましては、一般的なタイムカード、これは打刻印刷・表示が主な目的で、勤務管理システムとは連動していません。もう1つ、ICカードなどを使用してタイムレコーダーをパソコンに直結して勤務時間などを一元するシステム、大きくこの2種類に分けられるようでございます。

他市の状況につきましては、県内19市中、システム管理が鹿児島市、薩摩川内市、阿久根市の3市、タイムカード式が日置市、曾於市、始良市の3市、これらの市は、いずれも市町村合併により行政区域が広がって、連携の仕組みを積極的に活用している自治体のようです。そのほか12市においては、本市と同様、出勤簿による管理となっているようでございます。

次に、参事職制度についてお答えいたします。

参事職の職務につきましては、垂水市行政組織規則におきまして、上司の命を受け、特に指定された事務を処理すると定めております。課長級の役職であり、所属する課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するなど、特定の事務を分掌しながら上司の職務を助けることなどが役割でございます。

しかしながら、本市においては、定員適正化計画に基づき職員削減を行っているその一方で、国や県からの権限移譲などもありまして、事務量が増加して職員への負担が年々大きくなっている状況です。職員削減などもあり、特化した業務ではなく、一担当者として業務に従事していただいているのが実情でございます。

○企画課長（前木場強也） 土地開発公社につきましては、用地取得において事業資金を機動的に調達できるとともに、事業のための土地取得手続を速やかにかつ弾力的に行うことができるという目的で設立されたもので、その機能を生かして都市基盤整備等に必要な公共用地の先行取得、また住宅団地の開発事業を垂水市にか

わって行ってまいりました。

現在の状況につきましてちょっと説明させていただきたいと思うんですが、（発言する者あり）

以上でございます。

○農林課長（池松 烈）川尻議員の脇田市木線の経過と現状について、本課に関連する分につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

御存じのとおり、この路線につきましては、本課が所管しております県営中山間地域総合整備事業一般型垂水地区の事業の農村生活環境基盤整備の農業集落道としての整備が計画されているところでございます。

御存じのとおり、本路線につきましては、第1条にある農地につながる耕作道路としての役割を持っておりますが、幅員が狭く道路も湾曲しているため見通しが悪いなど、通行に支障を来している状況にありますことから、鉄道跡地からの新設や既設道路の拡幅等により整備をしようとするものでございます。

事業全体の整備期間は、平成24年度着手の平成29年度完成予定でございますが、今回の平成24年度の景気対策のための大型補正によりまして、24年度及び25年度ともに大幅に事業費の増額を行うことになったことから、大隅地域振興局の担当の方にこの路線の早期着手のお願いを行ったところでございますが、原則論としまして、やはり農業生産基盤整備を優先するとのことでございました。

ただ、大幅な増額があったことから、着手の時期は早められるのではとのことでありますので、実施状況等の情報把握に努め、大隅地域振興局の担当の方を初め、地区の方々とも連携を図っていききたいと思えます。

また、さきに議員からの清掃センターの解体時期等を見越しての整備は見込んでいないのかとのアドバイスについてでございますが、生活

環境課、土木課、財政課及び本課の関係課で協議し、内容等のすり合わせを行ったところでございます。

まず、本課としましては、県の主体事業であり、現行の予定されております整備以上のことはできないと。しかしながら、その他の事業との組み合わせについては、事業執行に当たっては影響はないとのことであるとのことでございます。

生活環境課におきましては、やはり解体の費用等が大変大きくなりそうであり、はっきりした時期がつかめないと。また、調査の結果、本課の路線整備計画におきましては、業者さんからの情報によりまして、解体に当たっての車両等の通行は厳しいとのことでございました。また、解体の実際の実施時期等もありますので、所管であります生活環境課の呼びかけには関係課ともども連携を図って進めていきたいと考えております。

○土木課長（宮迫章二）脇田市木線についてお答えいたします。

この道路は市道でございますが、この路線につきましては、平成21年6月に川尻議員から質問がございました。そして、平成21年8月には経済危機臨時交付金事業を活用しまして、オーバーレイを実施したところでございます。

平成22年12月には、大園議員からも御質問がございました。

この路線は、国道入口から台地の上までは急カーブや急勾配が続き、特に道路幅員の狭い区間では軽自動車の離合も困難な状況であると認識しているところでございます。

台地の上には清掃センター跡地を資源ごみの再分別一時保管場所として利用されていることから、資源ごみを持ち込むトラックの通行が多くなっているところでございます。

また、台地の上には良好な畑地が広がり、農業の盛んな土地でもあることから、日ごろから

農業用車両の通行が多くあり、時間帯によっては通行に支障を来しているのではないかと推測されているところでございます。

そのような中で、この路線の計画につきましては、清掃センター跡があり、将来的にはその跡地の整備をするためにも大型車両の進入道路の整備も必要であることから、第4次垂水市総合計画の後期計画の平成28年度に計上しているところでございます。

先ほど農林課長から説明がりましたが、その中山間総合整備事業の計画ともすり合わせをしまして、整合性をとった計画も立てていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀） それでは、先ほどの農林課長、それから土木課長の答弁に関連しまして、川尻議員の旧清掃センターの解体時期等についてお答えをしたいと思います。

御承知のとおり、清掃センターがダイオキシン類の対策等によって休止しまして、10年余りが経過をしております。その後、先ほどありましたが、資源ごみの保管場所、それから燃えないごみ等の分別場所として旧清掃センターを使用を続けている状態でございます。

先ほどありましたけど、平成28年度にこの清掃センターの解体作業に向けた計画を、第4次総合計画の後期計画の中でお示しをしております。しかしながら、ダイオキシン対策費を含めて、その解体の財源を初め、解体作業に必要な道路の確保にめどが立っていない状況でございます。

今後につきましては、解体の時期の計画の見直しも含めて、ことし、平成16年度に策定しましたごみ処理基本計画の中間見直し作業に着手する予定でございます。

この計画は、平成31年度を長期目標とした垂水市のごみ処理行政に係る基本方針を定めた15

年計画でございますが、ちょうど中間年度を過ぎまして、また平成20年度の高峠最終処分場の休止や肝属地区清掃センターへの搬入など、この当初の計画よりも状況が大きく変わっておりますので、現状に見合う見直し作業を行うというものでございます。この中で、休止しました清掃センターの解体事業につきましても、一定の方向が得られるよう関係課と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○川尻達志議員 一問一答でお願いをします。

まず、行革問題ですけれども、今、総務課長から非常に丁寧な説明がありました。ICカードでということがありましたけれども、私はそこいらの知識が非常に疎くて全然わからないんです。ただ、そういう時代であることは間違いないことです。だから、私が言っているのは、印鑑をやめようやという話です。別に今、IC化と言っていない。これをするのは多分庁舎を建てかえるときとか、そういうときでないとそういう高度なやつは導入はできないだろうと。今、できることは何なのか。タイムレコーダーだけです、押すだけ。これだけのことがなぜできないのか。

総務課長、タイムレコーダーを使ったときの経費はどのくらい、多分、調査はされていないと思うけれども、本来ならば、タイムレコーダー1個が幾らで、カードまで入れて幾らなのか、まずそこからやれば簡単な話です。そういったことをやるのが、やはり職員の意識改革につながっていくんだろうと思います。いつまでも自分たちのところは変えない。これじゃ進歩がない。少しでも追いつくために。

先ほど総務課長がおっしゃいましたけれども、変えているところは合併があった。全くそのとおり、きっかけがあったんですよ。私がどうこう言うことじゃないけれども、私はこういう質問をしたんだから、これをきっかけとして動か

ないようじゃ救いはない。なぜ印鑑にこだわるのか、基本的な話。この話は前から出なきゃいけない話なんですよ。1回じゃないんですよ、私は。そのことについてもう1回総務課長。

それから、参事職ですけれども、参事職についても非常に私が疑問なのは、課長補佐から、ヒラからでもいいが、課長に上がったときに給料がどんと上がるはずですよ。その分が参事職とダブるんです。ここが私は問題だと言っている。行財政改革を言う中で、ここがダブってなきゃ言わないんですよ。参事職になった方が、もとの給料に戻れない。これだって簡単な理屈ですよ、しごく当然な理屈。行財政とおっしゃる割には自分たちのことには手をつけていない。私はこういうことにいつも苦言を呈するわけけれども。ほとんど遅々として前に進んでいない、進ませようという気がないから。キャリアの皆さん方と全く一緒ですよ。市長、この件については市長の見解を、私の見解に対してどう思われるかお伺いします。

○総務課長（中谷大潤） まず、出勤簿に関するタイムカードのことについてお答えいたします。

タイムカードとちょっと話が外れますが、現在の出勤簿による管理からシステム管理へ転換するとなると、この出勤管理でなく休暇申請や時間外勤務命令などを含めた人事管理システムの導入が検討される場所にあります。このことは、私も議員と同様に、新庁舎建設の際の課題として取り組む必要があると考えておるところです。

そこで、先ほど言われましたタイムカード式の出勤簿につきましては、労働時間の管理がしやすいメリットがある一方、本市のような小規模な自治体に見合うのか。また、出先があることから、費用対効果の調査もあることなどから、費用については申しわけありませんがまだ調べておりませんが、今後、調査が必要となると感

じているところでございます。

現在、総務課におきましては、行財政改革に基づく定員適正化計画を推進しており、新庁舎を控えて新たな組織編成にも取り組んでいく中、このタイムカードの導入については行政改革の1つとして今後、研究してまいりたいと思っております。

それから、続きまして参事職の件ですが、確かに参事職を配置しますと、先ほど申しましたとおり、参事職は課長級の役職でありますから給料は変わりません。そして課長補佐級が課長に昇進しますと、給与体系は課長級に昇格しまして給料は上がることになります。それで、議員おっしゃるように、人件費に多大な影響を及ぼすことになることは事実でございます。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

先ほど行革の話の中で、議会も頑張っているというお話をされました。我々市役所職員も、川尻さんはなかなかおっしゃいましたけれども、今、一生懸命行革に取り組んでおりまして、先ほど申しましたような数字的な面でも、人員削減、給与カットを含めての改革も進んでおります。

今後、さまざまな課題がありますので、そのことは御指摘いただいたことを参考にしながら調整をしていきたいと思っております。

参事制度につきましては、昨年、本年度と課長を参事にしたということでもありますけれども、一般職にあつてはここ2年間で15名の方が退職が予定をされております。こういった中で、定員適正化計画に基づくと、6名しか採用できないという現状でございます。

昨年の6月議会において、池之上議員の御質問に対してだったと思っておりますけれども、課長職は1年前は基本的に参事というポストを継続をしていくというふうに申し上げましたけれども、

病気・休暇の職員等もふえておりますし、さまざまな状況も考慮して、職員削減の現状を踏まえながら、市民サービスの観点、あるいは課の統廃合、職員の採用数などを考慮しながら、参事制度につきましては議員の御指摘を参考しながら、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

○川尻達志議員 出勤簿と参事職について一応、問題提起を今回しっかりといたしました。あとは、皆様方がどう動くか、このことにかかわっておる。これは総務課長や市長だけではなく、ほかの課長の皆さん方はどう思うのか、自分のこととして考えていただきたい、お一人お一人。そうすればおのずと見えてくるような気がします。やはり皆さん方がそういう気持ちを持たないと、もう1回最初の話に戻りますけれども、伊藤知事は今、裸の王様じゃないのかなと思ってしまう。部下が直言しない。自民党が圧勝して、参議院選挙で多分今度も勝つでしょう、自民党が。ここいらにやっぱりちょっと私は危機感を感じる、私も自民党员ですが。やはりトップを、安倍総理もそうです、トップを裸の王様にしちゃいけない。市長を裸の王様にしちゃいけない。タイムカードもそう。参事職もそう。これについてはもう答弁は要りません。

それで、総務課長、市長から人員の適正化計画の話が出ました。あえて質問します。まず、話を聞いていますと、庁舎内だけの話聞こえる。消防の44名は聖域か。さらには給食センターは聖域か。給食センターについても田平議員がしつこく言われて、全然前に進まない。本当かな、あなたたちはと、市長はさっき職員をかばうような言い方をされたけれども、我々はずっとそういう目で見えています。

本当の改革というのは、要するに基本は一緒なんですよ。ところが、皆さん方は基本は全然言っていない。わかっていないのか、わかっていて言わないのか。私なんかは皆さん方と比べ

たら行政の素人ですよ。ただ、言えることは、我がこととして考えているか。私はこういうことを言っても選挙の票にもならないし、皆さん方の反発が来るだけです。何で言わなきゃいけないのか。何回も適正化計画をおっしゃるから、あえてこの2つの問題について質問します。それともう1点、ついでに。

議事録の作成の話をしました。これは前も申し上げたとおり、時の政権が自分のために予算を執行させちゃいかん、そういう思いであります。誰がこういう政策を打ち出したか。このことに歯どめをかけるために私は申し上げたはず。ついでにその3点、お願いします。

○総務課長（中谷大潤） まず、川尻議員におかれましては、ふだんより私ども職員に対して叱咤激励をされ、御指導を賜っていることにまず感謝申し上げます。

そして、きょうもいろいろな問題をいただきました。その中で、いただいた消防職員の一般職員との人事交流、それから給食センターの聖域化の問題、これを本当に、我々は問題提起を受けましたので、定員適正化に向ける中でこのことも真剣に討論していきたいと考えます。

それから、会議録につきましては、本市においては、全庁的な統一した基準・ルールを定めておりませんでした。平成24年12月議会において川尻議員により御指導を受けまして、整備についての研究を行ってまいりました。

ちなみに、県内各地において策定しているのは霧島市と南九州市のみで、いずれも方針または規定の名称で策定されております。

議事録は、会議中の討論の内容、決定事項を記録しておく文章のことですので、会議の内容を簡潔にまとめたものであること、後から見て、どんなことを話し合ったかなどを思い出すため、会議に参加していなかった人が議事録を見て、どんなことを決めたのかがわかるようにしておく必要があると思います。

研究を踏まえた今後は、会議録作成に必要な会議の名称、開催日時・場所、出席・欠席者の氏名、議題及び決定事項などの記載事項を盛り込んだ会議録作成要領の策定に取り組んで、垂水市の政策決定のプロセス化を明確にし、また、情報公開にも適正に対応できるように努めてまいります。

○川尻達志議員 いろいろ厳しいことを言いましたけれども、いろんな改革というのは、人がした後に行くのは簡単だし、おもしろくもおかしくもない。人より先にやることによって、スリルもあるだろうし、やったときの達成感は全然違うんだらうと思います。そこいらが非常に欠けているような気がします。それは市民のためであれば一番先にやっていいんですよ。それをするのが皆さん方だと思います。叱咤激励をして、この件については終わります。

次に、土地開発公社ですけれども、課長からいろいろと説明を受けましたけれども、なかなかそれじゃ、今の説明じゃ市民の皆さんが納得しないと、わからないんですよ。わかりやすく言いますと、なぜ土地開発公社ができたか。日本が高度経済成長に向かうときに土地が非常に値上がりをする、そういうことが見えています。ところが自治体は、学校用地、病院、要するに公共施設をつくるために先行投資をしておかないと、そのときになると地価が上がると。そのときにできたのが土地開発公社なんです。こういう説明でないとなんかわからない、これは絶対間違いないから。

ところが、今、どうですか。何年前、塩漬けの土地というのがあって、企画課長御存じですか、塩漬けの土地は無駄なんです。これについても私は前も言っている。いずれ垂水市として引き受けなきゃいけないんだから。塩漬けの土地と言われて動いた自治体は、課長わかる、幾つあるか、土地開発公社を廃止したところが。もう答弁は要らないよ。

私が言っていることは、そういったことをしっかりと本当に必要なのか必要でないのか、将来に向けて。学校はもう縮まる一方。ほかに公共施設をつくる予定があるの。この土地開発公社がなくなることによって、企画課はその分仕事が減るんですよ。あとは財政に行くんでしょう、管財に。こういったことも何で言わなきゃいけないのか。スリムになりましょうよ。何回も言いたくない、すればできること、特に市長の決断があれば。

市長、やはりこういった決断をされるのが、次の選挙にもやはり私は大きな影響を与えるだろうと。変えるということ、変えることにためらっちゃいかん。ただし、責任はあなた方が執行部ですので、とらなきゃいけない。このまま置いておくのが一番よくない。そのことで企画課長、何かあれば。

○企画課長（前木場強也） 土地開発公社では、市から依頼を受けた用地の先行取得を行うほか、住宅団地の開発事業を行ってまいりましたが、現時点において同様の事業実施の予定はありません。

実態としては、過去に取得した用地の管理が主な業務となっており、近年、公社の事業の意義が薄れてきております。今後、土地の価格の値上がりを背景に、先行取得が有利と判断されれば、公社の果たす役割が大きくなる可能性があります。現状としては土地の価格は低迷しており、先行取得をする必要性がないのが現状でございます。そのため、用地の先行取得を必要とする事業がないとすれば、公社の解散について今後、考える時期が来ているのではないかと考えております。

以上です。

○川尻達志議員 企画課長が考える時期に来ているということで、非常に私もこれは大きく評価をしたいと思います。

今の企画課長の答弁に、多分皆さん方もノー

ではないと思います。ぜひこういった意見については、頑張れよという言葉もかけていただき、そして市長も、みんなで団結した場合にはしっかり意見を聞いて、早い機会に議会に提示をしていただければありがたいと思います。

脇田市木線の経過につきましては、るる聞きました。皆さん方がしっかりと御努力をいただいていること、心から感謝を申し上げ、一刻も早くできることを願ひまして、私の今回の質問を終わります。

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時20分から再開します。

午前12時9分休憩

午後1時21分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

14番徳留邦治議員の質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 初夏の候、皆様方におかれましてはお変わりなくお過ごしのことと存じます。また、6月に入り、田植えの準備等で忙しいのではないのでしょうか。暑い中、熱中症には十分気をつけて頑張ってください。

それでは、議長の許可を得ましたので、質問通告に従いまして4点ほど質問を述べさせていただきますので、市長、関係課長の明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

1点目、職員の給与削減について。

この点については、昨日の追加議案第51号の議案説明の中で大分わかりました。その中で、わからない点というか、知らないというほうがよいのか、また、その点を質問をさせていただきます。

1点目、職員組合と交渉については、もう議案に出てきたということでしたので、これはもう納得済みだろうと、組合との妥結はあったと

存じておりますので、割愛させていただきます。

その中で、交渉対象となる職員は何名いるのか。また、ボーナス、賞与、管理職手当等はカット対象となっているのかお尋ねいたします。

わたりについて。わたりについての詳しく説明を、解釈といいますかね、点をよろしくお願ひいたします。

2点目、振興会の要望状況について。昨年度の実績と件数についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

3点目、鉄道跡地の転換交付金ですが、一般財源として組み入れて何年になるのか。鉄道跡地の整備は地域格差を感じますが、また、一般財源に組み入れた財源を鉄道跡地の整備に回していくということだったんですが、現在高どれぐらいで、どういう計画がなされているのかお尋ねいたします。

耕作放棄地について。耕作放棄地については原因がいろいろあると思いますが、現在の状況と今後の対策を質問して、1回目の質問を終わらせていただきます。

○総務課長（中谷大潤）それでは、徳留議員の職員の給与削減についての御質問にお答えします。

対象者数とボーナス、管理職手当についての御質問でございますが、対象者数は、職員243名でございます。ボーナス、いわゆる期末・勤勉手当につきましては、今回は削減しないことで同意しております。管理職手当につきましては、現在30%のカットを継続しておりますので、今回は上乘せもせずに削減しないということで同意しております。

次に、わたりにつきましては、わたりとは、給与の処遇について国家公務員の職務職責と同等な地方公務員の職務職責の格付を国家公務員より上の格付にし、給与の支給をしていることを指しています。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（森下利行） 徳留議員の振興会の要望状況についての御質問にお答えいたします。

振興会からの要望につきましては、毎年10月に振興会長さんに要望書の提出をお願いしまして、市民相談サービス課に集約し、次年度の7月に開催されます行政連絡会において、要望に対しての回答を行っているところでございます。

また、振興会からの要望で軽微なものにつきましては、各課におきまして早急な対応をしており、また、予算を伴う要望等につきましては、次年度での予算の確保に努め、できる限り要望に沿うよう鋭意努力しているところでございます。

質問の平成23年度の振興会からの要望件数は、土木課へ75件、農林課へ9件、市民相談サービス課へ4件、教育総務課へ2件、そして水道課、総務課、水産商工観光課が各1件で、計93件の要望があり、そのうち5月末現在対応済みとなった件数は79件で、進捗率としましては約85%でございます。

要望によりましては、市単独で実施できる要望もありますが、国及び県等をお願いしなければならない要望等もありますことから、対応に期間を要する要望もあります。このように、早急に対応することができない難しい面もございますので、このような案件につきましては、先ほど申しましたとおり、行政連絡会時におきまして振興会長さんに対し、所管課から実情等を理解してもらうために説明を行っているところでございます。

なお、参考までに、平成24年度における各課別要望件数を申し上げますと、土木課へ67件、農林課へ4件、生活環境課へ3件、市民相談サービス課と教育総務課へ各2件で、計78件が提出されております。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 鉄道跡地の転換交付

金についての御質問にお答えいたします。

国鉄大隅線跡地利用整備事業基金につきましては、昭和62年3月の国鉄大隅線廃止に伴い交付された特定地方交通線転換交付金を原資に、昭和62年度に設置されました基金で、市内各地の鉄道跡地を市道・農道を整備するときの財源として充当しておりましたが、地方交付税削減などに伴う財源不足対策として、平成16年4月1日付で廃止しており、既に9年が経過しております。廃止前の基金残高は4,849万5,000円で、全額一般財源として一般会計へ繰り入れております。

牛根地区の鉄道跡地の整備につきましては、昨年の6月議会でも議員から御質問がありましたとおり、ほかの地区に比べて整備がおくれていることから、現段階で整備可能な延長1,300メートルにつきましては、地域の元気臨時交付金を財源として、舗装工事等の事業費1,600万円を今議会に補正予算として計上いたしております。

残りの区間の整備につきましては、牛根麓地区で県が建設中の砂防工事の影響などもあり、具体的な計画策定までは至っておりませんが、来年度以降も、県事業の導入による整備や市単独事業の実施について所管課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 徳留議員の耕作放棄地について、お答えさせていただきたいと思っております。

本市の農業について考えますと、少子高齢化が進み、農家の方々の高齢化、担い手農家及び新規就農者の減少等、そして遊休農地、耕作放棄地の増大が進展しているわけでございますが、それを解消していくことは本市農業の大きな課題であると認識しているところでございます。

耕作放棄地の現状の把握につきましては、農業委員会の委員の方々、各農作物の振興会、そして直接農家の方々等からそれに至った原因、

また状況等を相談いただいたりお聞きしたりしているところがございます。どの順番かというのはございませんが、農地所有者の死亡や市外在住など不在所有者の増加、台風を初め、大雨や日照り被害などの自然災害発生によります、やる気といいますか熱意の消失等、市場相場の動向によります熱意の消失、病気理由によりますもの、農業後継者の育成がうまくいかなかったものなど、地区によりましては農道や圃場整備のおくれも原因になるもの、また、牛根地区におきましては、霜害が原因になったもの、有害鳥獣の被害増加が原因で熱意を消失したものなどもお聞きしております。

いい機会を得ましたので、数量的なものについて御報告させていただきます。

徳留議員におかれましては、農業委員も兼務されておりますので、実際調査にも携わっていただいているわけですが、平成22年から実施しております農地利用状況調査の結果について報告させていただきます。単位をヘクタールで答えさせていただきます。

平成22年は調査面積約1,012.3ヘクタールに対しまして、耕作放棄地面積約273.6ヘクタール、割合にしまして約27.0%。平成23年は調査面積約1,023.9ヘクタールに対しまして、耕作放棄地面積約300.2ヘクタール、割合にしまして約29.3%。平成24年度は調査面積約1,009.3ヘクタールに対しまして、耕作放棄地面積約265.5ヘクタール。割合にしまして約26.3%となっているところがございます、24年度につきましては幾らか減少しているようございます。

この24年度の耕作放棄地につきましてさらに分析してみますと、農地利用状況調査の結果では、色で区分をしているわけですが、緑色としまして、人力・農業用機械で草刈り、耕起、整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地が約76.2ヘクタール。黄色でございますが、草刈り等では直ちに耕作するこ

とはできないが、基盤整備、例えば区画整理とか暗渠排水、それから農道整備等を実施して農業利用すべき土地が約52.7ヘクタール。赤色ですが、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について、農地に該当しないと判断した土地が約136.5ヘクタールでございます。

また、この耕作放棄地を地図に落とし込み、相談に見えた方々に参考資料としまして活用しているところがございます。

今後の対策についてでございますが、今まで実施してきました事業等も含めると、第3条に基づきます権利移動や、第30条の農地利用状況調査後の是正指導等の実施を初めとしました農地法に基づきますそれぞれの方策、農業経営基盤強化促進法第18条第2項で規定しています利用権設定、農業振興地域の整備に関する法律第6条に基づきます幹旋事業、また、国の事業でございますが、平成21年度から実施しております耕作放棄地再生利用緊急対策事業では、昨年度までに上野台地を初め、延べ17名の方が421アールの耕作放棄地を復元され、作付を行っていらっしゃるようございます。本年度におきまして、現在3名の方が104アールの耕作放棄地を復元される予定でございます。

この事業につきましては、本年度で終了ではと心配をしておりましたが、26年度以降も新たな事業としまして継続される見込みのようございます。

また、新規の事業としまして、平成24年度から実施しております地域農業のあり方や新規就農者を含む地域の中心となる形態を定めた人・農地プラン、地域農業マスタープランを本市も昨年9月に策定しておりますが、この農地集積協力金交付事業でございます。この地域農業マスタープランに位置づけられました、地域の中心

心となる経営体に農地を集積するものでありまして、農地の出し手に対し、0.5ヘクタール以下が30万円以内、0.5ヘクタール以上2.0ヘクタール以下が50万円以内、2.0ヘクタール以上が70万円以内が交付されるものでございますが、これなども耕作放棄地解消に大いに役立ってくるものと考えているところでございます。

また、議員を初めとされます農業委員の方々には農地に精通されておりますので、今後はなお一層アドバイス等をいただきながら、耕作放棄地解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○徳留邦治議員 一問一答式でお願いいたします。

職員の給与削減については、今、回答をもらいましたけど、ボーナス等を管理職はもう加算されないということで認識をいたしましたけど、わたりの該当する職員というのは何名ぐらいいるのか。それと、休職にある職員、産休それから病気で休んでおられる職員が何名いるのかをちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○総務課長（中谷大潤）まず、わたりの該当者ということですが、本市においては、平成25年4月1日現在、一般行政職のうち4級の主査・技術主査級で38名、5級の係長などで35名、計73名が該当することになります。

続きまして、休職者につきましては、現在本市における休職者は2名でございます。

○徳留邦治議員 休職者は2名ということですが、大体何年の休職が病欠の場合できるのか、そしてまた、原因はいろいろあるだろうと思いますが、答えられたら答えてもらいたいと思います。

そして、この休職者にも給与は支払われていると思うんですが、この休職者に対しても今度のこの減額が該当するのかどうかですね。

そしてまた、73名のわたりに該当する職員がいるということでしたが、急には難しいだろう

けど、またこのまま引き続き、わたりは使われていくのか、それとも改革されていくのか、その点はちょっと市長にお尋ねをしたい。いいですか。

○市長（尾脇雅弥）今のわたりの件について、答弁をいたします。

わたりの廃止の件につきましても、平成25年の3月に正式に職員組合へ交渉の申し入れを行っております。ですので、理解を得られるよう引き続き協議をしまいたいと思います。

○総務課長（中谷大潤）休職者の休職中の処遇についてでございますが、休職の期間は3年を超えない範囲と条例では定められております。

病気休暇承認後、おおむね90日間を過ぎますと、1年間は給与が2割減額となり、1年を超えると無給となりますが、1年と半年間は地方公務員共済から疾病手当金が支給されます。これは約8割相当額の支給と聞いております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 ありがとうございます。

きのうから引き続き、給料の減額についてはいろいろ説明やら議員の質問があったりして大分わかりましたので、これで終わりたいと思います。

次に、振興会の要望状況についてを2回目の質問で入りたいと思います。

振興連、行政連絡会、振興連の協議会とまた行政連絡会とは趣旨が違うのか一緒なのか、ちょっとわかりませんが、年何回ぐらいされているのかですね。

それと件数について、積み残した分ですね、各課長が異動される、いろんな形で異動も1年とか短い形でされた場合、引き継ぎがうまくなされているのか、その点をちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○市民相談サービス課長（森下利行）まず、振興連の会議と行政連絡会の開催回数でございますが、振興会長で組織しております振興会長

連絡協議会につきましては、5月と12月の2回開催しております。

それから、行政連絡会におきましては、例年7月の上旬におきまして、各校区6カ所に分けまして、午前・午後3日間に分かれまして、各1回ずつ実施しているところでございます。

引き継ぎにつきましては、それぞれ私どもの市民相談サービス課としましては、例年、各振興会長さんのほうから要望も出てきておりますので、その部分については必ず引き継ぎをしっかりとってもらうように、各担当課の課長には申し伝えているところでございます。

以上であります。

○徳留邦治議員 いろんな振興会長さんから苦言をよく聞きます。もう何年も要望しているが、全然進歩はないというようなことも多々あります。

だから、その点では引き継ぎがうまくいっていないのかなと思ったものだから質問したわけで、行政連絡会、また振興連の協議会等では、注文取りといえれば注文取りだろうけど、一つ一つクリアしていかないと、ずっとそのまま積み残して忘れてしまって、何年もたってもしないというような状況になってくる。

その点で、もうちょっとしっかりと、振興会長の連絡協議会等には耳を傾けてもらいたい。そしてまた、引き継ぎをしっかりとしてもらいたい。これは要望でいいです。

次に、鉄道跡地の転換交付金。昭和62年、私が初めて議員となった、つけ加えれば、1票差でようやく当選して議員となった年であります。この年の市長が八木市長で、もう鉄道廃止になった時点、それから転換交付金が設置されて、このお金で各駅だけを当時は買ったように思います。牛根地区においても麓の駅周辺とか、あと駅跡をですね、境の駅跡、麓にしては辺田地区ですかね、市営住宅用地として確保した。そしてまた、二川については学校用地の一部とし

て鉄道跡地を取得した経緯があります。そしてまた、境においては公園という形で取得したように思っております。

この金を有効に使って、牛根麓間の辺田地区、中浜地区、この点では農道として整備をしてもらえるように八木さんのころから要望しまして、一般質問の中でも何回か要望してまいりましたが、二十数年たっても全然手つかずの状態で、最近、何とかそういう方向性を見出さないと、このままじゃちょっと未整備になって地域格差が出てくるのかなと思ったものだから質問の中で入れたわけなんですけど、計画の中で1,300メートル、金額にして約1,600万円、少しでも、1区画でも整備がなされていくことに大変ありがたく思っております。

また、早急に全部の整備がなされるように期待をしたいんですが、この4,849万円が平成16年、水迫市政のときに一般財源に繰り入れられるときに、整備をしていくんですよと、一般財源に入れてもこの跡地は整備をしていきますということの条件のもとに財源に組み込んだわけですから、これをまた有効活用して整備をしていてもらいたいと考えております。そうしていくことで、また牛根の方々が少しでも農業あるいはいろんなことに力を入れて頑張ってもらえるような気がいたします。今後のこの計画をしっかりと実行に移してもらいたいと思います。これはもう回答は要りません。

それから、耕作放棄地については、今、課長のほうからいろいろと説明がありましたが、地域によっても大分この耕作放棄地が、原因が異なってくると思います。牛根の場合は課長も把握されて説明されましたように、鳥獣被害による耕作放棄地が大分進んでおります。そして高齢化もちろんなんですけど、一番多いのが鳥獣被害による耕作放棄地ですね。

私もこれ以上の耕作放棄地は何とかせんないかんということで取り組んでいるわけなんです

が、地理的要素も多々あってなかなか大変です。そのために、いろんな補助制度とか利用していますが、もうちょっと何らかの手助けはできないのかなと思っているところではありますが、私も余り農業委員の中でも勉強するほうじゃないので、言われたことしかせんというようなほうです。これについて今後、いろんな形の補助等があればまたお聞かせを願いたいと思います。

○農林課長（池松 烈） 耕作放棄地の原因の1つの中に、その有害鳥獣の被害もあるんですよということで私のほうからも報告をしました。また、徳留議員のほうからも今お話がありましたが、実は今回のこのビワの時期に、今まではビワが高木であるということでサルしか被害、サルの被害というのが非常に多かったんですけど、今、低木仕立てということでやっているとところがあるんですが、実はそこをサルが行っていただけを思っていたんですけど、今回、イノシシがちょっと顔を上げてかぶりついたと。状況が余りにもちょっと衝撃だったもんですから、県の大隅地域振興局のほうの担当の方にも出向いてもらって、状況写真を撮ってもらったりとかしたところです。

すぐ相談があった後、うちのほうでも農林課の所有しております、おりを仕掛けたんですけども、徳留議員も猟友会に入っていていただきますので御存じのとおり、なかなかイノシシのほうも学習が進んでいるのか、なかなかおりにかかるような機会がないというようなことでございまして、本市の非常に懸念する材料となっているところでございます。

例えば、県の事業で電気柵等の整備が実施するのがあるんですが、そういうこともありまして、もう1回念を入れまして県に相談しましたところ、要件として地区単位、集落単位という全体的な取り組みが要件となってくるというようなことでございまして、ここらあたりにつき

ましては、また議員のほうでも御相談を受けられるかと思いますが、ぜひ地区や集落単位での取り組みを進めていただけるようお願いをしていただけたらと思いますし、また、うちのほうでもそのような対応をしていきたいと思いません。

また、有害鳥獣被害に対する補助のことじゃないかと思うんですが、農家の方々の意欲の消失の防止、それから農家離れ防止になるのではというふうには考えるんですが、被害につきましては、台風を初め、大雨、日照り、それから霜被害などの災害に加えまして、本市には被害額の一番大きい桜島降灰の影響によります被害もございまして、有害鳥獣によります被害だけの補助あるいは補填というのはなじまないのではないかなというふうに考えているところでございます。

うちの担当に調べてもらったところでは、農業共済等で有害鳥獣によります農作物の減収を対象にした共済もあるようですので、できれば農家の方々には、掛金の問題は残るかと思いますが、ぜひこちらのほうを利用していただきたいと、本市としてもお勧めしていきたいというふうに考えているところでございます。

○徳留邦治議員 ありがとうございます。

農林課長のおっしゃるように、有害鳥獣も学習能力がありまして、サルなんかは特に、同じところが安全だとわかたらそこばかり通ります。そして危険が迫ったらまたルートを変えろということですね。イノシシも、それと今、外来種のハクビシン、こういうものが被害が今、大きいようでもあります。ハクビシンについては、もう今、カライモを植えたら黒マルチの上から全部ミミズをほじくるのか、穴が全部あいて、マルチの効果がない。もうカライモなんかは全部引き抜いてというより、鼻で押しつけてですね。そういう被害が出されない、言っても補償がないからですね。だから、ジャガイモ

にしても、サルの被害に遭ってもうつもらないという声なんかも、ビワにしてもしかりですけど。補償がないわけですよ、被害があっても。

だから、その補償制度をどうしたらいいのかというので今後、詰めていかんとならんと思うんですけど、共済をおっしゃられましたけど、共済だけで該当ができるのか、そこらの点を今後の課題として残していきたいと思います。また、私も農業委員の一員ですので、学習能力を高めて、それより上をいくようにいきたいと思えます。

今回は、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝）次に、3番大菌藤幸議員の質問を許可します。

〔大菌藤幸議員登壇〕

○大菌藤幸議員 お疲れさまです。

私も昼からは眠たいんですが、皆さんもいましばらくですので、お時間をいただいて。

きょうは、同僚、先輩とことぶき食堂で昼食をとっておりましたけれども、つい開会当日も同じ食堂でございました。ちょうど座っているところから、この庁舎の日の丸が見えております。先ほど、一緒に食事をいただいていた徳留先輩がこの話をする予定だったんですけど、この日の丸が破けているんじゃないかと、職員の方に7日の日に先輩議員が注文をつけておられました。でも、7日から、もうきょうは19日なんですね。だから、これぐらいは何とか、13億も基金があるのに日の丸の1個も買えないのかよというようなおもしろい話も出ておりましたので、ぜひ総務課長、そこら辺は善処していただくように。

議長の許可をいただいておりますので、早速質問に入ってまいります。

一昨日、鹿屋の嶋田市長、2期目に向けて出馬を表明されました。その中で、産科医療体制の確立を1番目の課題として取り上げていらっ

しゃいました。現在の大隅半島の産科の状況、もしくは近い将来の状況を保健福祉課長にお聞きいたします。

交通機関を1時間以上乗り継いでも出産する場所がない。希望する地域に出産施設がない。お産難民と表現をされています。全国的に産科医の減少傾向にあります、1996年から2006年の10年間で約1割減少。しかし、女性の産科医は増加傾向であります。30代は半数、20代では7割を占めております。しかしながら、お産は24時間体制を強いられ、女性産科医がみずから出産した後は、なかなか復帰しないのが現状であります。

そこで、国の対応として、リスクのある出産の診療や緊急受け入れを行った医療機関への医療費を大幅に増加、医療機関が産科医に支払う手当に補助金を出す。自治体の対応として、大学入試の際に産科を選んだ学生に奨学金を出す。大学の対応として、医学部の入試の際、産科医に特別枠を設ける。開業医の産科医の対応として、女性医師を支援するためフレキシブルな勤務体系を導入。以上のような施策により、2010年度に日本産婦人科学会への新規入会者は、直近の10年間で最多となった。しかし、産科医の安定供給には年間500人以上の志望者が必要であり、まだまだ不足している。

ちなみに、2006年、2008年には、奈良県と東京都で脳出血の妊婦を複数の病院が受け入れを断る、たらい回し問題も起きております。アメリカでは1986年以降、緊急的診療・分娩法という法律があり、病院が義務を負うため、たらい回しができないそうでございます。

次のタイトルですね、人口減少対策。これは昨日、同僚議員からほぼ内容が似通った質問がございましたが、その中で、5月のこの広報紙に掲載がされております。内容が、私がアンダーラインを入れたところと同僚議員の観点がほぼ一致しております。

その中で、重複いたしますけれども、株式会社鹿児島経済研究所の藤田部長ですかね、人口減対策は、ほかの地域よりも充実した独自性が求められる。この点に関して、垂水市は人口規模の小さな自治体であることが逆に強みであるというふうに記されております。

この人口減少対策では、今、プロジェクトチームが発足したばかりでございますので、私どもの質問は時期尚早とは思っておりますけれども、最終的にはこういう方策がいいであろうと、いろいろな観点から施策を検討されるでございましょうけれども、ベターじゃなくてベストな施策をつくり出さなければならない。企画課が所管の担当課でございますが、職員が全力でつくり上げた施策に対して、議会も含めて全員が賛同したならば、思い切った施策を考えなければ、思い切った措置をとらなければ実行にはなかなか届かない。全会一致でベストと判断したならば、失敗を恐れずに全力で立ち向かわなければ実行力のないこととなりますので、この件に関しては企画課長のほうにかいつまんで、昨日の同僚議員の質問のように詳しく説明をいただかなくても結構でございますので、かいつまんで説明をいただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） 大藪議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大隅地域の産科医の現状についてでございますが、平成22年の人口10万人当たりの医師数は、県平均が242.3人と全国平均を11.9人上回っていますが、鹿児島地区の医療圏を除き、他の地区の医療圏はいずれも全国平均を下回っており、地域間の医師の偏在が見られます。

一方、出生1,000人当たりの県全体の産科医師数は平均8.9人と、全国平均をわずかに下回っておりますが、鹿児島医療圏では13.3人、肝属医療圏は5.9人と、都市部と地方ではかなりの格差が生じております。大隅地域4市5町では、推

計で年間約2,200人が出生し、妊婦の出産医療機関は約65%が鹿屋市、約12%が都城市などとなっているようであります。

本市におきましては、年間約100人程度が出生し、約50%が鹿屋市、約25%が鹿児島市、約15%が霧島市の出産医療機関を利用されているようであります。

また、鹿屋市の産科の医療機関数は、現在3開業医と、県民健康プラザ鹿屋医療センターの4施設のみとなっております、県民健康プラザ鹿屋医療センターについては、2次救急医療に専念するため普通分娩は対応しないこととなっており、里帰り出産については一部受け入れができていない状況で、3開業医の負担は大きいものとなってきております。将来的には産科医師の高齢化を考慮しますと、大隅で出産ができなくなるおそれが出てくるのではないかと危機感を抱いているところであります。

以上でございます。

○企画課長（前木場強也） ただいま、大藪議員のほうからベストな対策をとってほしいという御意見がありましたが、企画課のほうとしましては、人口減少対策などの策定に当たりましては、市民の声を反映させるのが最も大切であるというふうに認識しております。そのため、作業部会においては、各種データ分析を行いながら、多くの方々の意見を反映させることが大切だと思って、今、作業に当たっております。

それと、あと財源対策につきましては、昨日の堀内議員の御質問で市長が答弁いたしましたように、人口減少対策には財源が必要であり、大胆かつ有効に使うことが重要であるというふうに認識を持っております。

以上でございます。

○大藪藤幸議員 一問一答でお願いをいたします。

それでは、2回目の質問に入ります。

産科医の不足の原因というのがある考えられ

ると思いますが、現段階で考えられる原因をお示しをいただきたいと思います。

○保健福祉課長（篠原輝義） 産科医不足の原因でございますが、まず考えられることとしましては、全国の医師数はふえている中で産科医は年々減少をしているということで、その要因としましては、過酷な労働条件や結婚・子育てなどで一時的に離職する女性医師が多いこと、そして医療事故による訴訟リスクが背景にあると考えられております。

以上です。

○大藺藤幸議員 私も同じような見解でございますが、1つにマンパワーの不足、過酷な労働環境、次に大きな問題、医療訴訟でございます。このような理由で、ほかにも多々ございましょうが、医師の、産科医の減少が起きていると。負のスパイラル。スパイラルというのはどこまでいってもとまる場所を知らない、らせん状のことを表現するわけですね。

そこで、先般5月7日の大隅4市5町の議員協議会に前議長にお願いをして提案をしたところでございますが、その内容を少し、そう時間は要しませんので朗読をさせていただきます。

産科医確保の基金創設について。地域や診療科間における医師の偏在は全国的にも大きな問題となっている。とりわけ大隅地域における産科医の不足は非常に深刻であり、出産を扱う病院・診療所が減少する中、出産場所の確保も困難な状況となっており、安心・安全な出産環境が失われる危機に瀕している。産科医は、夜間・休日を問わず診療対応が求められる過重な労働環境にあるばかりでなく、医療訴訟という高いリスクを負っている現状である。誰もが安心して出産できるよう産科医の就業環境の改善を図り、訴訟対応等の負担軽減を図ることが喫緊の課題である。

大隅地域4市5町においても同様の実態であることに鑑み、産科医不足解消のために官民一

体となり、産科医確保のための基金の創設も1つの方策と考えられる。基金が創設されると、産科医の確保はもとより雇用の確保や定住者の増加も見込まれ、地域経済にとってもその効果ははかり知れないものと推測される。よって、大隅地域4市5町が連携をして、まずは産科医確保のための基金の創設を早急に講じるよう提案いたします。

これは、3月の産業委員会で、関連がございましたので、市長に当時提案をしております。よって、市長もそれなりの考え方は整理が終わっているものと認識をしておりますので、今の提案に対して市長のお考えをいただきたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 大藺議員の質問にお答えする前に、日の丸の話が出ましたので、破れているということで。実は私も市長席から真正面に見えますので、そのことには気づいておまして、そうしましたところ、国旗日の丸発祥の地の委員の皆様も同様の視点を持っておられて、御寄附をくださるといふことであるようでございますので、13億円あるんですけども、少しでも支出がないようにそういう方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

ただいまの件ですけども、この件に関しましては、私も、鹿屋の嶋田市長初め、関係する首長にも提案をして意見交換もしております。共通認識とするところでありまして、きのうでしたかね、6月議会の次期市長選の嶋田市長の出馬表明の中でも、関連するような意思表示があったと思います。

産科医確保については、重要な課題と認識しております。しかしながら、先ほど課長が答弁を申しましたとおり、本市のみの問題ではありませんで、関係市と広域に連携をとりながら、また、今、御意見いただいたような意見をしっかりといろいろな場面で話し合いをしながら、基

金の創設なども含めて大隅総合開発期成会で提案をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大園藤幸議員 垂水の3月議会が終わってから、私は鹿屋市役所に出向きましてこの話を差し上げました。3月の議会で鹿屋市も、保健福祉課の担当はこの質問にてんやわんやと。議会からは、産科医がない、どうするのかというような質問でございましょうから、所管の担当課としては大変だったと思います。

これはなぜ強く提案を申し上げるかといいますと、いろんな面で、メガソーラーであり、猿ヶ城であり、道の駅であり、垂水には情報発信をする施設がございます。しかし、本来はこれは国がしなきゃならんことなんです。しかし、国も手をこまねいている。県だってそうじゃないですか。

そのために、一番我々の身近で困っている4市5町がこの方策を早目に決定をして動きますと、県も黙っているわけにはいかないはずなんです。だから言っているんです。だから、そう時間をかけずに市長に頑張ってくださいたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いをします。これで、この質問は終わります。

次に、人口減少対策。これも市長に、最後の質問にいたします。

○議長（森 正勝）大園議員、時間はありますので。

○大園藤幸議員 最後でなくてよろしいですか。しかし、昨日しっかり答弁をお聞きしておりますので、不必要な質問はいたしません。

○議長（森 正勝）ありがとうございます。

○大園藤幸議員 ごめんなさい。4回目を少し残していただけませんか、先ほどの4回目を、追加で。答弁は求めません。

○議長（森 正勝）答弁は要らないんですね。

○大園藤幸議員 要りません。

○議長（森 正勝）じゃ、よろしいです。

○大園藤幸議員 これは鹿児島県の徳之島ですね、子宝の島と言われてますね。全国1、2、3位を占めている。伊仙町、天城・徳之島両町ですね。合計特殊出生率が伊仙町2.42、天城・徳之島両町で2.18と全国上位3位ですね。ところが、ここも産科医がいなくなる。徳之島の町長は、子宝の島から産科の常勤医がいなくなることがあってはならないと、3町一丸となって医師確保に全力を尽くすと表明されていらっしゃいます。産科の常勤医の不在は、切迫早産など緊急時の対応も課題になる。島外での出産には経済的な負担がかかる。精神的な負担も大きくなります。

我が垂水でも、私ごとで申しわけございませんが、うちの孫も2人とも鹿児島市でございました。早産の可能性がございまして、1カ月、2カ月前に入院をしておりました。これが近いところに陸続きの、過程の話でございしますが、鹿屋市にそのような施設があれば、誰かが近くに、24時間連絡がつくところにおりますのでそれなりの対応ができる。しかし、鹿児島市を選んで鹿児島市でお産をしております。そのようなことも踏まえて、この問題には全力で取り組んでいかなければならないと思います。

4回目は終わりにしまして、若干関連がありますので、人口減少対策、これは最後、今度は本当に最後になります。市長にお尋ねをします。

所管の課で、市民の声もしくは団体の声を吸い上げて政策を練られるということでございまして、先ほど申しましたようにベターじゃだめ、ベストと。ベストな方法を選ばなきゃならない。そのときに、今の垂水で仮に何らかの幸運な条件があって、家をお持ちでない方が10軒、移転をされたとしますね。今、垂水市の市営住宅の状況はどうなんでしょう。

つい最近も住宅を探しておられる方がいらっしゃいまして、どうかならんか、いろいろ探し

て、まず公営住宅をお聞きいたしました。ございません。民間も家賃等の条件が合わずになかなかございません。過去に同僚から、牛根に市営住宅をつくってもらわなければ人は定住できないよというような意見がやっとわかりました。

今後、例えばいろんな施策が出てきたときに、必ず財源が伴うものであるかと思えます。居住地だけあっても無意味に近いわけですが、並行して雇用も優先的に考えなければならない。住宅政策も含めて、財源が必要になったときに、市長の大きな判断が必要になってくるのではないか。

2月をもって政策を決定をするということでございますので、新年度予算等にも反映されるべきものなのかなと思えますが、それなりの、この提案は、市長も3万人構想を出していらっしゃると思いますので、これは桜島の架橋、トンネルなり交通ネットワークが実現した暁というふうに私は認識をせざるを得ませんが、やはりその公約を掲げられた以上、思い切った決断を断行せざるを得ない時期が2月、3月ではなかろうかと思えますが、市長、いかがですか、お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 大菌議員がおっしゃるとおり、市民も議会も全会一致というのが一番いいと思えますけれども、今議会においても、いろんなものに対してのそれぞれの意見がありますから、皆が全てそろおうというのはなかなか難しいかもしれませんけれども、ベストに近い形でのやっぱり世論形成というのはしていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、3万人構想という話が出ておりましたけど、3万人構想ということではなくて、私が公約に申し上げているのは桜島道路の実現へ向けての挑戦ということで、その中で、いつも申し上げていますが、錦江湾横断道路が実現をすれば3万人を目指して頑張りたいという趣旨でございますので、その上で、先ほど

出ました住宅の建設等々は非常に重要な課題であるというふうに思っております。

やはり人をふやしていくためには、働く場であったり、そして住む場所ということになりますので、その他もろもろあると思えますけれども、そういった形でこれはやっていかなきゃいけないなというふうに思えます。

議員御承知のとおり、減少人口の割合も県内で南大隅に次いで2番目に低いということでございますので、そういったことも踏まえて、議員おっしゃることを参考にしながら、1人でも多くの方が定住していけるようなまちづくりを目指していきたいというふうに思っております。

○大菌藤幸議員 わかりました。

大分時間も余りましたが、次回にとっておきたいと思えます。

これで質問を終わります。

お疲れさまでございました。

○議長（森 正勝） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝） 明20日から27日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、28日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日は、これにて散会します。

午後2時28分散会

平成 25 年 第 2 回 定例会

会 議 録

第 4 日 平成 25 年 6 月 28 日

本会議第4号(6月28日)(金曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大菌藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長	北迫睦男	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年6月28日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第46号～議案第51号、陳情第16号～陳情第18号一括上程

○議長（森 正勝）日程第1、議案第46号から日程第6、議案第51号までの議案6件及び日程第7、陳情第16号から日程第9、陳情第18号までの陳情3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例案

議案第47号 垂水市税条例の一部を改正する条例案

議案第48号 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約について

議案第49号 平成25年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案

議案第50号 平成25年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第51号 垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例案

陳情第16号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2014年度政府予算に係る要請について

陳情第17号 年金引下げに対する陳情について

陳情第18号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書提出の陳情について

○議長（森 正勝）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生委員長（感王寺耕造）皆さん、おはようございます。

それでは、去る6月7日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、6月21日に委員会を開き、午前中に付託案件の審査を行い、午後から内ノ野線改良工事、森の駅たるみず、堆肥センター、垂水49号線改良工事、元垂水団地、元垂水原田線改良工事など、現地視察を実施しました。

それでは、付託案件について、その審査結果を報告します。

最初に、議案第46号垂水市新型インフルエンザ等対策本部条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成25年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎）去る6月7日及び6月18日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、6月24日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告します。

当日は、午前中に、終原小学校の耐震化等事業、垂水中央中学校の改修事業、水之上体育館の雨漏り等の状況、現在使用されていない垂水高等学校の屋内プール、協和小学校の耐震化等

事業など、現地視察を実施いたしました。

それでは、本委員会付託案件の審査につきまして、御報告いたします。

最初に、議案第47号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例案につきましては、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、職員組合との協議については、「3回の事務レベルの協議とあわせ、合計5回の交渉を行い、他市の状況等を判断した上で妥結した」との答弁があり、「東日本大震災の復興・復旧の財源については、本来国がきちっと財源を確保してやるべきことであるが、地方自治体に負担を強いるということは国自身の責任を放棄している」との質問に対して、「垂水市はこれまでも独自に職員の給与カットを実施し、財政再建に努力してきた。東日本大震災の復興に取り組む費用の捻出ということで、職員には大変忍びないことであり、遺憾には思うが、削減をお願いするしかない」。さらに、「今後このようなことがないよう、鹿児島県市長会や全国市長会で強く要請していく」との答弁がありました。

意見も出尽くしましたので、質疑は終わり、議案第51号を原案のとおり決することに異議がないか諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第16号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を

図るため2014年度政府予算に係る要請については、採択することとし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

次に、陳情第17号年金引下げに対する陳情については、審議の結果、趣旨採択となりました。

次に、陳情第18号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書提出の陳情については、採択することとし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

議案第51号垂水市職員の給与の臨時特例に関する条例案について、反対の立場で討論をします。

政府は、地方公務員の賃金を7月からさらに7.8%引き下げることを地方自治体に求め、2013年度予算の地方交付税を減額しました。民間の賃金も1997年をピークに年間57万円も下がっており、働く者の所得は落ち込むばかりです。

安倍首相は所信表明演説で、国民の所得が失われていることを経済危機の要因に挙げ、突破邁進すると言いました。それなら、自治体に公務員の賃下げを強制し、政府が主導して国民の所得を奪おうとするやり方は改めるべきものです。また、政府は、地方への賃下げの要請やそれを前提とした財政措置は行わないと明言していることから許されるものではありません。

今回の賃下げには2つの狙いが見えてきます。

1つは、労働者全体の賃金水準を抑え込むことです。

今、デフレ脱却が景気対策の最重要課題です。安倍首相自身も企業の賃上げを求めています。真剣に労働者の賃上げを求めるのなら、全ての労働者の賃下げにつながる地方公務員の賃下げは問題です。総務大臣は、1月に自治体の首長に賃下げを要請する書簡を出しています。その内容は、今後、負担増をお願いすることになる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立ってさらなる行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だとしています。これは、今後、国民への負担増を求めていく関係から、露払いとして地方公務員の賃下げが実施されることにならないでしょうか。

そこで、問題点として、以下の3点を挙げて反対をいたします。

1点目は、地域経済に深刻なダメージを与えることにつながることであります。本市では約4,600万円の削減になるということでした。労働総研の試算によると、公務員の賃金を10%引き下げた場合、その影響は626万人に及び、GDPいわゆる国内総生産は約3兆円減少、税収では5,000億円のマイナスになるとしています。今回の賃下げは、こうした地域経済への悪影響を本格的に広げるものと考えます。

2点目は、地方自治の原則を土足で踏みにじるということです。地方公務員の賃金は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定する。地方公務員法で定められているのが原則です。国が一方的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で地方交付税を減額するのは、この原則を踏みにじる行為であり、明らかに地方自治への介入です。

3点目は、政府は地方交付税の削減分の財源を防災・減災、地域経済活性化事業など、地方に配分するとしています。しかし、本来、地方

で行われる防災・減災事業や地域経済活性化事業は、国が責任を持って財源を確保し、地方に配分すべきものです。その財源を、公務員の人員費を削って賄えという政府のやり方は、国民の命と暮らし、安全・安心を守るという国の責任を自治体に押しつけるものと言わざるを得ません。

最後に、今後のことから、政府の予算等に対して全国市長会や全国議長会など地方六団体が出した声明である、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有の財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないということを確認をして、討論を終わります。

○議長（森 正勝）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第51号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第51号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第51号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）起立多数です。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第16号から陳情第18号までの陳情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、陳情第16号及び陳情第18号の陳情2件を採択、陳情第17号を趣旨採択とすることに決定しました。

△議案第52号上程

○議長（森 正勝）日程第10、議案第52号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美）議案第52号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

地域の元気臨時交付金ですが、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、地方公共団体が実施する地方単独事業等の経費に充てるため創設されたものでございます。

この交付金の算定は、平成24年度に国の補正予算第1号で予算措置された追加公共事業の地方負担額の平均で8割程度が交付されることになっております。

本市におきましては、5月27日に第1次分の交付限度額が確定し、地方負担額の上限である9割に近い2億6,246万8,000円の交付額となっております。

今回の補正は、この交付金の確定に伴い予算を編成したもので、緊急経済対策という性質上、早目の予算執行が望まれることから、急ぎで各課の要求等を集約し、本日の最終本会議に補正予算として御提案するものでございます。

それにより、既に予算化しているものを除き、今回、歳入歳出とも1億8,980万円の増額となり、

補正後の予算総額は93億8,913万6,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。まず、5ページをお開きください。

総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の備品購入費ですが、輪転機の契約期間満了に伴い、事務の効率化を図るため、高速の印刷機を購入するものでございます。

次に、農林水産業費の1項農業費、10目堆肥センター費の備品購入費ですが、不良堆肥の再製品化を目的として粉砕機を購入するものでございます。

同じく12目農道整備事業費の工事請負費は、農道の舗装や水路の改修事業9カ所に要する費用でございます。

次に、土木費の2項道路橋梁費、1目道路維持費の工事請負費は、市道の舗装や側溝の改修事業9カ所に要する費用でございます。

次に、教育費の2項小学校費、3目小学校施設整備費は、垂水小学校体育館の屋根防水工事と、新城小及び牛根小校庭の芝の段差解消工事でございます。

同じく教育費の5項社会教育費、5目公民館費ですが、市民館駐車場の舗装工事と市民館屋外型キュービクル取りかえ工事等でございます。

6ページをお開きください。

教育費の6項保健体育費、2目体育施設費ですが、水之上体育館の屋根防水工事を当初予算で一般財源としておりましたが、今回の交付金へ財源を組み替えるものでございます。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、3ページの事項別明細書の総括表及び4ペー

ジの歳入明細にお示ししてありますように、地域の元気臨時交付金である国庫支出金を充て、繰越金により収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室において全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時20分休憩

午前10時55分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 2点、先ほど説明の中で備品関係も建設地方債の対象であるということで確認ができたのがわかりましたけれども、特に今回の場合は、地域経済の活性化対策ということでこの元気交付金が決定しているわけですが、特に今、地方の公共事業関係、いわゆる建設業の方々が大変な状況にあるということは共通の認識だと思うんですが、この関係で入札等の工夫というか、そのあたりの関係ではどんなふうにも、入札においては、活性化のために本市ができる1つの大きな手だてとして入札の方法があると思うんですが、この点についてはどんなふうにもされるのかということと、あと一般財源分ですね、地方単独建設事業の一般財源分が生まれるわけですが、この額がどのくらいなのか。私はこの新たな財源を使った形でのソフト事業及び必要なハード事業もあるかと思うんですが、特にやっぱりソフト事業について今回、一般質問でも行ったんですが、そのあたりについての考え方は3月議会でも一

般質問でも確認しましたけど、市長もそういう財源については活用していきたいという方向だったんですが、その点についてはどんな方針なり、計画なのかについてお聞きをしたいと思います。

2点です。

○財政課長（野妻正美）1点目の入札の考え方について、お答えいたします。

特殊な備品を除きまして、事業費ベースで90%以上を市内業者への発注ができるものと考えております。

緊急経済対策という性質上、早目の予算執行が望まれることから、できるだけ市内業者への発注を進め、経済対策が十分に効果を発揮できるように迅速に取り組んでまいります。

済みません、2点目につきまして、反問権を行使してよろしいでしょうか。

○議長（森 正勝）反問権を許可します。

○財政課長（野妻正美）済みません、ちょっと確認なんですけど、これは以前御質問された、国の補正予算1号にかかわる補正予算債なんかの一般財源に対する御質問ですかね。今回のところでは、交付金に対する事業として計上しているんですけど、補正は。

○議長（森 正勝）反問権に対するお答えをお願いします。

○持留良一議員 本来であれば、国の事業があって一般財源がありますよね、こういう形で財源構成がされていきますよね。今回の場合、元気交付金によって、その一般財源部分が新たな財源として生み出されてくると、この財源をどう生かすのかということで3月議会では先ほど言ったような形の中身であります。

○財政課長（野妻正美）今回、選定しました事業は、主に、計画にある次年度以降の事業を前倒して予算化しております。そのため、単年度で予算が残るのではなく、中期的に見て財源が浮くものと考えております。それで、後年

度の負担が減るものと思われれます。前倒しして本年度事業実施する分につきましては、来年度以降においてその分、市民のために予算を有効に活用できるものと考えております。

以上です。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○持留良一議員 入札においては、特に道路関係においては距離的にはそんな長いものはないと言われましたけれども、しかし、中身によってはそれを分離分割とか、そういうことも検討はされているのか、その点について。

○土木課長（宮迫章二）基本的には路線ごとの金額による指名をしたいと考えますが、工区分けができるところについてはそのように、件数をふやして対応したいと考えております。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○感王寺耕造議員 1点だけお聞きいたします。

元氣臨時交付金を活用して現在まで各課とも懸案の事業、この部分が進んでいくと、そういうことでは評価いたしますけれども、よかったと思っております。ただ、事業の継続性の上で、どういった位置づけで予算化されたのかという部分がちょっと疑問がありましたので、1点だけ質問します。

6 款の農林水産業費の中の10目堆肥センター費ですね。破砕機の部分の購入で、今まで生ごみの部分が塊になっていた部分をまた再度利用すると、またそのことによってバックヤードの確保、また良質堆肥の生産ということで寄与されると思うんですね。

ただ、この堆肥センターにつきましては、私だけではなくて各議員ともいろいろ今までやりとりしております。その中で、やっぱりおの問題ですね、においがやっぱり残っているという問題ですね。この部分がきちっとした良質堆肥ができていないんじゃないかという部分もありますし、今回も破砕機だけですけども、

だから、抜本的な部分でやっぱり改革していくべきだと思うんですね。そういった部分での方向性の中で、今回の破砕機の位置づけはどうかという部分だけ、まず1点だけをお聞きします。

○農林課長（池松 烈）堆肥センターの備品購入の件についてでございますが、今、においの件も出ました。においの件につきまして、今、カナディアンフミンということで、そのにおいを削減するものを使っているところでございます。またあと1つ、不良堆肥といいますか、これまで固まってしまっていて製品化できなかったものを、それが積み置きされておったというようなことで、先に廃棄処分を、半分ほど処分できたんですけども、そういうことをやって、そのにおい対策等にも貢献できていくんじゃないかというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 わかりました。

1点だけ、市長に確認させていただきたいんですけども、この堆肥センターの位置づけをどういう形で位置づけられておられるのか、その部分の確認と、あともう1点、私の考えをちょっと申し述べさせていただきますと、生ごみの部分ですね、肝属一廃へ持って行きますとお金がかかりますので、その部分で計算していきますと、費用対効果の分も十分出ていると思います。

また、片方、良質堆肥の供給という部分も1つの役割としてあるんですけども、この部分がきちっとできていないわけですね、つくられてから。この部分についてはどうのような改善策、もう即やっていただかないと困ると思うんですけども、その辺まで含めて一言いただければと思います。

○市長（尾脇雅弥）これまで感王寺議員初め多くの方から、堆肥センターのあり方ということでさまざまな御意見があります。1次産業の中で農業というのは非常に重要な分野でありま

すので、その辺の兼ね合いも含めて、今回、こういった形で臨時交付金の対策はありますけれども、おっしゃることも踏まえて、しっかりと課内で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第52号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△意見書案第13号上程

○議長（森 正勝）日程第11、意見書案第13号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案を議題とします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書
(案)

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措

置に留まっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

また、鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもの対するきめ細やかな対応必要となっております。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっております。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりに繋がる子ども

もたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、国の関係機関への働きかけを要請します。

記

- 1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること
- 3、全国どこにいても教育の機会均等を保障するため、複式学級の解消をはかること。

資 料 教育条件の国際比較（OECD 図表で見る教育2011年版）

	1学級当たりの児童生徒数	教員1人あたりの児童生徒数
日本	小学校 28.0人 中学校 32.9人	小学校 18.6人 中学校 14.5人
OECD平均	小学校 21.4人 中学校 23.5人	小学校 16.0人 中学校 13.5人

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月28日

鹿児島県垂水市議会議員 森 正勝

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿
文部科学大臣 下村 博文 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿

○議長（森 正勝）お諮りします。

ただいまの意見書案は、提出者の説明及び委

員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第13号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、意見書案第13号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案は、原案のとおり可決されました。

△意見書案第14号上程

○議長（森 正勝）日程第12、意見書案第14号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書案を議題とします。

案文は配布いたしておりますので、朗読を省略いたします。

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（案）

国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに低所得者も多く、無職や不安定雇用の加入も増えてきている。ゆえに、医療費がかさむにもかかわらず、保険税負担能力が低いことから、財政基盤がさらに脆弱になってき

ている。さらに、加入者の所得が低下しているにもかかわらず、保険税を支払うのが困難になっている世帯が増えてきている。

加入者の殆どが低所得者のため、国保会計はもともと保険税負担でまかなう制度設計にはなっていなかった。ゆえに、被用者保険の事業主負担にあたるものがないため、国が国庫負担を定めている。

保険税が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響してきている。1983年までは全体の約60%を国庫支出金が占めていたが、1984年から国庫負担率が低下し、現在は25%程度にしか過ぎない現状になっている。垂水市では平成24年度見込みではあるが25.1%まで減っている。

よって国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月28日

鹿児島県垂水市議会議長 森 正勝

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿

○議長（森 正勝）お諮りします。

ただいまの意見書案は、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第14号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、意見書案第14号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

△議案第53号・議案第54号一括上程

○議長（森 正勝）日程第13、議案第53号及び日程第14、議案第54号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第53号 平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第54号 平成24年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（森 正勝）両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川尻達志議員、池山節夫議員、北方貞明議員、堀添國尚議員、池之上誠議員、川畑三郎議員、田平輝也議員、以上7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人を、公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（森 正勝）これをもちまして、平成25年第2回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員